配合飼料安定基金を取り扱う上での心得について

I. 配合飼料安定基金はルールに基づいた制度です。

- ・配合飼料安定基金(全農基金)の運営は県連・県JA・全農・(独)農畜産業振興機構・農 林中央金庫を正会員とした一般社団法人全国配合飼料供給安定基金により行われています。
- ・安定基金業務は定款ならびに業務方法書で定められたとおりに行わなければなりません。
- ・基金はその行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁その他機関との緊密な連絡のもとに その業務を効率的、かつ、効果的に運営するものと規定されています。
- 特に異常基金の補てん財源はその半額を国が助成しており、誤った支出は重大な問題となり ます

Ⅱ.業務の重要性・重大性に関する認識



- ・安定基金業務はその運用方法により重大なコンプライアンス違反につながるケースがあります。業務はルールに基づき行うことを徹底し、担当者任せでなく、所属長の管理の下で行う必要があります。
- ・所属長は安定基金の制度・業務内容を十分把握したうえで契約から補てん交付までの一連の 流れに責任を持つ必要があります。

Ⅲ. 安定基金業務実施上の心得

- (1) 誤った処理は系統組織の存続を脅かす
- (2) 誤った処理は相手先経営へ悪影響を与える
- (3) 誤った処理は配合飼料推進の妨げになる

I. 安定基金の概要

1. 安定基金とは

Q1 配合飼料安定基金とはどういう制度ですか

A: 配合飼料安定基金は、輸入飼料原料に由来する配合飼料価格の短期的で、かつ、急激な 変動が畜産経営に与える影響を緩和することを目的とした制度です。

本制度は、畜産経営者及び配合飼料メーカーが積み立てた基金(通常基金)により運営 される通常補てん制度と、これによっては対処し得ない大幅な配合飼料価格の高騰があっ た場合に発動され、その財源の一部を国が助成している異常補てん制度(異常基金)から 構成されています。

配合飼料安定基金とは、加入生産者等から積立金を徴収し、それを財源として配合飼料 の値上がりがあった場合に補てん金を交付することにより、配合飼料の値上がりにより受 ける加入生産者の畜産経営への影響を緩和することを目的とした制度です。

Q2 配合飼料安定基金はなぜ必要ですか

A: 畜産物生産費に占める飼料費の比重は高く、しかも飼料原料の大部分は輸入に依存して おり、その価格は大きく変動します。このため、飼料価格の高騰による畜産経営への影響 を緩和するこの安定基金制度が必要です。

Q3 通常基金はどのような経過でできたのですか

A: 昭和38年の米国内の干ばつと西欧諸国の穀物需要の増加から米国内のとうもろこし市 況が上昇し、40年まで配合飼料価格が連続して上昇する事態となりました。

このため、43年に全国購買農業協同組合連合会(現在の全農)が主体となる「全国配 合飼料供給安定基金」(以下「全農基金」という。)と全国酪農業協同組合連合会(全酪連) が主体となる「全国乳牛配合飼料価格安定基金」(現在の全国畜産配合飼料価格安定基金、 以下「畜産基金」という。)が設立され、さらに48年に日本飼料工業会が「全日本配合 飼料価格安定基金」(現在の全日本配合飼料価格畜産安定基金、以下「商系基金」という。) を設立し、現在の3基金体制が整備されました。

Q4 異常基金はどのような経過でできたのですか

A: 昭和47年から50年にかけてアルゼンチン、オーストラリア等の大減産やソ連、中国 等の不作に端を発する飼料穀物国際相場の高騰により配合飼料価格が大幅に上昇しました。 このような経緯を踏まえ、畜産経営者の負担能力を超える配合飼料価格の高騰は、国と 民間の共同責任で対処すべきであるとの観点から、50年に異常補てんの実施主体である 配合飼料価格安定特別基金(現在の配合飼料供給安定機構。以下「飼料機構」という。) が設立されました。

Q5 安定基金の基本的な流れはどのようになっていますか

- A: 基本的な流れとしては、契約の締結、積立金の納付、補てん金の交付の3つがあります。
 全農と県連の合併や、配合飼料事業の飼料会社への移管等により、以下のようなパターンがあります。
- (1)県連・農協が飼料事業を行う県域



(2) 指定飼料会社・農協が飼料事業を行う県域



①契約は、農協と全農が契約します。(指定飼料会社は契約当事者にならない) ②積立金は、指定飼料会社が農協より徴収します。

③補てん金は、全農が直接農協へ交付します。

④指定飼料会社直対の生産者については、契約は生産者と全農が直接契約、積立金は指定飼料 会社が生産者より徴収、補てん金は全農より生産者に直接交付となります。

Q6 指定飼料会社とはどこを指しますか

A: ホクレンくみあい飼料株式会社、JA全農北日本くみあい飼料株式会社、JA東日本くみあい飼料株式会社、JA西日本くみあい飼料株式会社、ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社、 社です。

指定飼料会社は、全農に代わって配合飼料を供給する会社として位置づけられており(業務方法書第3条)、指定飼料会社管内では、指定飼料会社が契約の集約・積立金の徴収な どの業務を行います。

Q7 基金制度は加入生産者にとって魅力あるものになっていますか

A: 急激な価格上昇が生じた際に補てん金が支出され、畜産経営に与える影響を緩和しています。平成18年から20年にかけての長期にわたる高額の補てんも実施してきました。
 平成27年1~3月期以降のしばらく補てん発動がありませんでしたが、飼料価格の値上がりを受け、平成30年度は年間を通して補てんが発動されています。



2. 安定基金の運営

Q8 基金はどのように運営されているのですか

A: 安定基金(全農基金)は県連・県JA・全農・(独)農畜産業振興機構・農林中央金庫の 15会員を正会員としており、会員による年1回の通常総会を開催しています。業務の運 営に必要な方針決定は、理事会で行っています。また、会員の役職員および学識経験者で ある評議員が、評議員会で、理事長の諮問に応じて必要な事項を調査審議します。日常の 業務は、東京都千代田区内の事務所で常務理事1名、職員2名で執り行っています。

Q9 評議員会の果たす役割は何ですか

 A: 評議員会は理事長の諮問機関です。しかし実際の運営にあたっては組織全体の意見を十 分反映させるため、積立や補てんに関する一切の重要事項は評議員会の意見をきいた後、 理事会にはかって決定する仕組みとなっています。

Q10 理事・監事・評議員の構成はどうなっていますか

| 地区 | 理事 | 監事 | 評議員 |
|--------|----------|----------|-----------|
| 北海道 | 1名(県連) | — | 1名(県連) |
| 北日本 | 2名(農業者等) | — | 1名(全農県本部) |
| 東日本 | 1名(農業者等) | _ | 2名(全農県本部) |
| | | | 1名(県連) |
| 西日本 | 2名(農業者等) | — | 2名(全農県本部) |
| 北九州 | — | 1名(農業者等) | 1名(全農県本部) |
| | | 1名(県連) | |
| 南九州・沖縄 | 1名(県連) | — | 1名(県連) |
| 全農 | 2名 | — | 1名 |
| 農林中央金庫 | 1名 | _ | _ |
| 学識経験者 | 1名 | | _ |

A: 全国的バランスを考慮して地区別に以下を基準に選出しています。

Q11 基金の運用結果はどういう方法で生産者に報告するのですか

A: 補てん交付額ならびに基金の年度末の収支状況等は評議員会、理事会ならびに総会に報告され、さらに事業報告書等決算関連書類は、安定基金のホームページで閲覧可能です。 (http://www.esakikin.or.jp/)

Q12 安定基金はなぜ「社団法人」から「一般社団法人」に変わったのでしょうか

A: 明治29年の民法で定められた公益法人制度は、公益性の判断基準が不明確であることや、営利法人類似法人等が公益法人として税制上の優遇措置を受けるなど、様々な問題があるとの指摘がありました。

そこで平成20年に「公益法人制度改革関連3法案」が施行され、5年以内に公益法人 または一般社団法人に移行または解散することとなりました。

3基金は、民法34条に基づき主務官庁(農水省)の許可を得て「社団法人」として設 立されましたが、この改革により平成26年度から(商系基金は25年度から)「一般社 団法人」に移行しました。

また、飼料機構は、公益法人等認定委員会による審査の結果、公益社団法人として認定 されました。

Q13 安定基金が「社団法人」から「一般社団法人」になって、何が変わりましたか

A: 主な変更点として、(1)運用利子に20.3%の課税(現在は15.315%)、(2)企業会計
 同様の会計基準の適用、(3)大規模一般社団法人(200億円以上の有負債)への会計士監
 査の導入、(4)剰余金(利益)の分配禁止などがあります。

このため、基本契約期間満了時の割戻しができなくなりました。そこで新たに業務方法 書を変更し、基本契約期間満了時に当該期間中に納付されるべき通常補てん積立金の合計 額の4分の1に相当する額を超えるとみこまれるときは、事業年度毎に農林水産省の承認 を受けた上で、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、積立金の納付を免除 できることとしました。

3. 安定基金システム

安定基金システムでは、積立から補てんにいたるデータを一元管理し、生産者別の契約数量、 出荷数量を農協から直接入力することで、事務処理の労力軽減をはかっています。また、契約数 量と出荷実績をもとに補てん対象数量・補てん金額を自動的に算出し、積立から補てんにいたる 手続きに必要な帳票を出力することが可能です。



- Q14 安定基金システムを使用するにはどうしたらよいですか
 - A: 安定基金システムを使用するにはIDとパスワードが必要です。P177~178の「安定基金システム使用者申請書」を提出いただければIDを発行しますので、他に漏れないよう 十分に注意して管理してください。発行されるパスワードは仮パスワードですので、最初 にシステムにアクセスした際に各自で設定してください。(IDやパスワードを机やパソ コンに貼り付けたりしないで下さい)

もし、IDやパスワードが漏れた場合は、至急、全農にご連絡ください。ID・パスワ ードの再発行を行います。

アクセスできる情報範囲は、農協は管内のみ、県連はその県内のみというように制限されています。パスワードは使用者が90日以内に変更して使用して下さい。

Q15 安定基金システムの運用時間を教えてください

A: 安定基金システムの運用時間は、以下のとおりです。

| 時期 | システム運用時間 | |
|----------------|--------------------------------|--|
| 运告 | 月曜日~土曜日 | |
| · | $6 : 0 \ 0 \sim 2 \ 2 : 0 \ 0$ | |
| 出荷実績入力期間 | 月曜日~土曜日 | |
| (1月・4月・7月・10月) | 6 : 0 0 ~ <u>2 4 : 0 0</u> | |

※出荷実績入力期間のみ、終了時間が2時間延長されます。

Q16 どのパソコンからでも使用できますか

 A: インターネットにつながっていて、下記の条件を満たせば、どのパソコンからでも使用 できます。(パソコンを更新した際はご注意ください。) パソコン (OS):ウィンドウズ 7、8、10 インターネットブラウザ:インターネットエクスプローラー 9、10、11 オフィスソフト:マイクロソフトオフィス 2007、2010、2013 2016

Q17 ウィンドウズ7のパソコンですが、「このページは表示できません」と表示されました

A: 「ツール」→「インターネットオプション」→「詳細設定」を開き、「TLS1.1の使用」 および「TLS1.2の使用」にチェックを入れて「OK」をクリックし、再度お試しください。

Q18 システムを開こうとしたら「サポート対象外のブラウザです。Internet Explorerを使用 してください。」と表示されました

 A: 安定基金システムは、インターネットエクスプローラー以外のブラウザ (Edge、Chrome、 Safari、Firefox等) では使用できません。インターネットエクスプローラーをご使用く ださい。

特に、ウィンドウズ 10 に搭載されている Edge(エッジ)は、アイコンが似ているので ご注意ください。



- Q19 トップ画面は開くのですが、「ログイン」ボタンを押すと画面が閉じてしまい、次の画面 が開きません
 - A: ポップアップブロッカー機能が有効になっていることが原因である可能性があります。
 インターネットエクスプローラーの「ツール」メニューから安定基金システムのポップ
 アップを許可するなどしてください。インターネットエクスプローラーだけで無く、Google
 ツールバーやYahooツールバーについても確認してください。詳しくは、トップ画面右下

の「よくあるご質問 (FAQ)」をご覧ください。

- Q20 ID・パスワードを入れてメインメニューを開こうとしたら、「処理できませんでした」 と表示されました
 - A: 「ツール」→「インターネットオプション」→「閲覧の履歴」→「削除」から、「イン ターネットー時ファイルおよびWebサイトのファイル」と「クッキーとWebサイトデータ」
 にチェックを入れて「削除」をクリックし、再度お試しください。
- Q21 ID・パスワードを忘れてしまいました
 - A: IDは分かっていて、パスワードを忘れてしまった場合は、ID・パスワードの入力画
 面の「ID、パスワードを忘れた方」からパスワードを再発行してください。登録のメー
 ルアドレスに新たなパスワードが通知されます。

メールアドレスを事前に登録されていない方や、登録したメールアドレスが分からない 方は、全農本所にご連絡いただければ、お調べします。

IDを忘れてしまった場合は、全農本所にご連絡いただければ、IDをお調べします。

Q22 人事異動により、担当者が代わりました。前任者のIDを使用してもいいですか

- A: IDは個人別に発行しているものです。担当者が代わった場合は、P177~178の「安定 基金システム使用者申請書」を提出し、新たにIDを取得してください。
- Q23 安定基金システムの操作方法を教えてください
 - A: P77~の操作マニュアルをご参照ください。
 なお、このマニュアルは、メニュー画面右下の「操作マニュアル」をクリックすると、
 PDFファイルで取得することができます。
- Q24 蓄積された情報をエクセルで加工し、基金の事務処理に必要なデータとして活用することはできますか
 - A: エクセルで使用可能なデータ(CSV形式)をシステムから取得することが可能ですの

で、これを活用することができます。なお、エクセルで展開したデータは個人情報にあた りますので、取扱いに十分注意し、絶対に他に漏れないようにして下さい。

Q25 システムからPDFファイル(帳票)やCSVファイルがダウンロードできません

A: 「ツール」→「インターネットオプション」→「セキュリティ」→「インターネット」
 →「レベルのカスタマイズ」を開き、「ファイルのダウンロード」→「有効にする」にチェックを入れて「OK」をクリックし、再度お試しください。

Q26 共用パソコンのため長時間使えない事業所や、インターネットが使えない事業所の場合 は、どうすればよいですか

 A:「データ送受信」メニューにより、契約入力や実績報告の際、あらかじめエクセルで数 値入力を行ったファイルを、システムにアップロードする事でデータ登録ができます。
 この機能を活用することで、インターネットへの常時接続ができない場合も、アップロード時のみインターネット通信を行うことで業務を完結できます。
 また、全くインターネット環境がない場合は、あらかじめエクセルで数値入力を行った ファイルを、インターネットが使える事務所等に送り、アップロードする事ができます。

Q27 県連や飼料会社が農協の代わりにシステム入力したり、進捗状況をチェックすることは できますか

A: 県連等は、管内農協分の契約や実績の入力および出力が可能です。この機能を活かして、 管内農協が入力した情報のチェックや、入力の遅れた農協への確認をお願いします。

Q28 農協の組合長が代わったため、システムから出力される契約書や通知文書に印字される 組合長名を変更したいのですが、どうしたらよいですか

A: 契約書の画面では、組合長名を修正して契約書を出力すると、そのとき新しい組合長名 で出力されますし、マスタが更新されるため、次回以降も、新しい組合長名が表示されま す。

通知文書(積立金通知書、補てん金通知書)の画面で、組合長名を修正して出力した場 合は、マスタは更新されないため、そのときは新しい組合長名で出力されますが、次回同 じ画面を開くと、修正前の組合長名となります。マスタの修正を行いたい時は、契約書の 画面で新しい組合長名で一度出力してください。

なお、マスタの更新を契約書画面に限定しているのは、契約書が組合長名での締結であ るのに対し、通知文書は支所長や畜産担当部長名等での発信となる場合があるためです。

4. 個人情報の取り扱い

平成17年4月に個人情報保護法が施行されました。安定基金における個人情報の取扱いについて十分注意の上、業務管理を行ってください。

(1) 安定基金契約における個人情報保護法の対応

安定基金契約における生産者の氏名・住所等は、個人情報保護法の「特定の個人の情報と識別できるもの」にあたり、利用目的内での利用、安全管理措置、第三者提供の制限等が義務付けられています。安定基金契約の業務についても以下の項目の実務が必要となります。

ア.利用目的

加入生産者と締結する基金契約書に記載している「個人情報の取扱いについて」の基金契約の利用目的は、次のとおりです。

- ・配合飼料価格差補てん契約の受付
- ・配合飼料価格差補てん積立金の徴収
- 配合飼料の出荷実績の報告
- ・配合飼料価格差補てん金交付
- ・業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および地域別飼料会社等の農協グループの関連会社)等への提供
- ・提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供
- ・その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため

イ. 安全管理措置

安定基金契約における個人情報の漏洩を防ぐために次の安全管理措置を講じなければなり ません。

- ・農協・県連・全農および地域別飼料会社など基金業務取扱い部署は、業務にかかわる責 任者を選定し、担当者を限定する。
- ・基金契約書等、個人情報が記載されている書類については施錠可能な机やキャビネット
 等とし、取扱責任者および担当者によるカギの保管と管理を実施する。
- ・基金契約書等、個人情報が記載されている書類についての不必要な閲覧を禁止する。
- ・基金契約書等、個人情報が記載されている書類の外部への持ち出し制限をおこなう。
- ・基金契約書等、個人情報が記載されている書類の廃棄にあたっては、焼却・シュレッダ
 一等外部へ流出しないように十分に註意する。
- ・個人データ漏洩等の事故が発生した場合の報告連絡体制を整備する。

ウ. 第三者提供の制限

個人情報保護法においては、むやみに個人情報が流出することを防ぐため、情報を提供で

きる範囲について制限をしなければならないとしています。加入生産者の同意(基金契約書 に記載)のうえ、基金契約にかかわる業務の範囲内で農協・県連・全農および飼料会社等の 農協グループの関連会社と情報等の提供における印刷会社や配送会社等での取扱いとします。

(2) 安定基金システムの管理強化

安定基金システムは、個人情報保護法における「特定の個人情報を電算機を用いて検索する ことができるように体系的に構築した個人情報データベース」を保有しており、システムから の個人情報の漏洩防止など、技術的安全管理措置を講じなければならないシステムに該当しま す。このため、ID・パスワードによりシステムのアクセス権の使用者を限定しています。安 定基金システムの個人情報データの取り扱いに際してはシステムの管理者・利用者は細心の注 意を持って使用しなければなりません。

ア.システム使用者申請

安定基金システムのセキュリティ強化のため、システム使用者申請を提出していただいた 使用者へ、安定基金システムのIDを発行します。パスワードは安定基金システムより、使 用者が設定してください。安定基金システムからのデータ漏洩防止のためパスワードは各自 90日を目途に変更のうえ使用してください。1年間未使用の場合は、削除しますので再発行 手続きを行なって下さい。

イ. CSVデータの取扱い

安定基金システムから出力して得たCSVデータについては、エクセルファイルにパスワードの設定をするなど取り扱いを十分に注意してください。

不審なメール(およびその添付ファイル)はコンピューターウィルスを含む可能性がある ため、開かないよう注意してください。

また、不要になったデータについては削除をすることとし、パソコンからの漏洩等が起こ らないようにパソコンの廃棄についても十分に留意のうえ処分してください。 Ⅱ.契約

1. 契約全般

〈事務処理要領〉 第1章 基本契約の締結

1. 基本契約の締結(業務方法書第5条、第6条)

- (1) 基本契約の期間は4年間であり、契約期間の開始前に基本契約書を締結する。
- (2) 基本契約期間の途中で加入する場合は、残余の期間について基本契約書を締結すること とする。
- (3) 基本契約の締結期限、及び締結年月日

各段階ごとに行う契約締結期限の目標は下記のとおりとする。

| | | / _ 0 |
|--------------|-------|-------|
| 契約当事者 | 締結期限 | 締結年月日 |
| ①畜産経営者~単協 | 2月 末日 | 3月15日 |
| ②単協 ~ 2 号会員 | 3月 5日 | 3月15日 |
| (畜産経営者~2号会員) | | |
| ③単協 ~1号会員) | 3月15日 | 3月15日 |
| (畜産経営者~1号会員) | | |
| ④2号会員 ~1号会員 | 3月 末日 | 3月 末日 |
| ⑤1号会員 ~基金 | 3月 末日 | 3月 末日 |

2. 契約締結上の留意事項

- (1) 畜産経営者と単協(あるいは2号会員、1号会員)との間の契約は、畜産経営者毎に個別に締結しなければならない。
- (2) 契約の対象となる畜産経営者は、次の条件を満たしていなければならない。
- ア.配合飼料の価格の変動リスクを負いつつ畜産経営を営んでいる。(家畜の飼養自体は、 委託契約や畜産インテグレーション等により他の者に行わせて経営を行っている者も含まれるが、単に家畜の飼養管理を行っている者は対象者としない。)
- イ. 次のいずれかの家畜を飼養し、その常時飼養頭羽数は下記の基準を満たしている。

| 採卵鶏 | | 100羽以上 |
|----------------|----|--------|
| 肉用鶏・鴨・キジ・ほろほろ鳥 | ŧ | 500羽以上 |
| 肥育豚・猪・猪豚 | | 5頭以上 |
| 種豚・めん羊・山羊 | | 2頭以上 |
| 乳用牛・肉用牛・馬 | | 1頭以上 |
| うずら | 1, | 000羽以上 |
| | | |

これら以外の家畜の飼養者で基金加入を希望する場合は、契約を行う前に「特畜種加入申込書」を提出し、基金の承認を得なければならない。

- ウ.1号会員、単協、または2号会員、または指定飼料会社が供給する配合飼料を購入する 計画がある。(1号会員から直接配合飼料を購入する場合は、1号会員、単協、または2 号会員の出資合計が51%以上の法人に限る。)
- (3) 基本契約期間内の途中加入の場合
- ア. 畜産経営者が基本契約期間の途中で加入する場合は、事業年度開始前にあらたに単協等 と基本契約を締結する。
- イ.単協が基本契約期間の途中で加入する場合は、事業年度開始前にあらたに2号会員等と 基本契約を締結する。
- (4) 畜産経営者と単協(あるいは2号会員、1号会員)との間で締結した基本契約書は、単 協が責任をもって保管する。

基本契約書は、当該基本契約期間終了後、10年間保存すること。

(5)加入生産者の名義が変わる場合、農協合併や商流の変更により、加入生産者の契約先の 名称が変わる場合、第3章3項および4項の手続きを実施する。

〈事務処理要領〉 第2章 数量契約の締結

1. 数量契約の締結(業務方法書第7条、第8条)

(1) 数量契約は基本契約にもとづき、当該数量契約の対象期間の開始前に締結する。

(2) 個々の加入生産者ごとに、飼養頭羽数に応じて畜種別に記入し全畜種総数量をもって四 半期別に契約する。

2. 数量契約締結の手続

- (1)契約数量
- ア.単協は、加入生産者との契約数量の合計(加入単協が直営農場等により自ら配合飼料を 使用している場合は、その数量を加えた数量)をもって、2号会員等との契約数量とする。
- イ.2号会員は、単協ならびに、2号会員と直接契約した加入生産者との契約数量の合計(2 号会員が直営農場等により自ら配合飼料を使用している場合は、その数量を加えた数量) をもって、1号会員との契約数量とする。
- ウ.1号会員は、2号会員ならびに、1号会員と直接契約した単協および加入生産者との契約数量の合計(1号会員が直営農場等により自ら配合飼料を使用している場合は、その数量を加えた数量)をもって、基金との契約数量とする。
 - 契約当事者 締結期限 締結年月日 ①加入生産者~単協 2月 末日 3月15日 ②単協 ~2号会員 3月 5日 3月15日 (加入生産者~2号会員) 3月15日 3月15日 ③単協 ~1 号会員 (加入生産者~1号会員) 3月 末日 3月 末日 ④2号会員 ~1号会員 3月 末日 3月 末日 ⑤1号会員 ~基金
- (2) 各段階ごとに行う契約締結期限の目標は下記のとおりとする。

3. 契約締結上の留意事項

- (1)各年度の数量契約の締結に当たっては、加入生産者が自ら畜産経営者であることを証す るための証拠書類(契約日直近の畜産物の出荷伝票等畜産経営が証明できる資料)を提 出させるとともに、加入生産者への訪問調査等を行い確認すること。
- (2) 数量契約書には、畜種及び家畜飼養頭羽数を必ず記載すること。
- (3)加入生産者と単協等の間で締結した数量契約書は、単協等が責任をもって保管すること。
- (4) 基本契約期間内の途中で新たに加入する畜産経営者の契約数量は、継続加入者と区別し て契約すること。
- (5) 数量契約書は、各年度終了後、10年間保存すること。

〈事務処理要領〉 第9章 TMR飼料

1.価格差補てん事業の対象とするTMR飼料とは、くみあい配合飼料工場から出荷された時点 で、業務方法書第3条に規定する「穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油 かす類及び動物質性飼料の3区分のうちうち少なくとも1区分に属する原材料からなり、これ らの4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料(ただし、これらの4区分に 属する原材料が3種類以下となっている飼料と乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエ ーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く)」に該当する飼料とする。

ただし、製造時に加水されたTMR飼料の場合、加水部分は対象外とし、2号会員・指定飼料会社はTMR飼料における安定基金対象割合を単協に通知する。

2. くみあい配合飼料工場以外の場所において、くみあい配合飼料工場から出荷された配合飼料 に乾草、ビートパルプ等の原材料を混合して製造されたTMR飼料については、配合飼料部分 のみを価格差補てん事業の対象とし、単協等は2号会員・指定飼料会社から(2号会員・指定 飼料会社からTMR飼料の供給を受けていない場合はTMR製造者から)、TMR飼料におけ る安定基金対象割合を入手する。

Q29 基本契約とは何ですか

A: 基本契約とは4年間を単位として積立金を納付すること、ならびに補てん金の交付を受けることを契約することです。令和2年度は第14基本契約期間の4年目にあたります。

Q30 数量契約とは何ですか

A: 数量契約とは、基本契約にもとづき、積立や補てんの根拠になる契約数量を四半期別に 結ぶ契約です。基本契約と異なり毎年締結します。

Q31 どの契約書を結べばよいですか

A: 基本契約期間の初年度とそれ以外で結ぶ契約書が異なります。

| | 契約書名 | 契約締結日 |
|---------|--|-----------|
| J A-生産者 | 配合飼料価格差補てん 基本契約書 兼 数量契約書 | 3月15日 |
| 県連- J A | 配合飼料価格差補てん 基本契約書 | 0 1 1 5 1 |
| (全農-JA) | 配合飼料価格差補てん 数量契約書 | 3月15日 |
| 全農-県連 | 配合飼料価格差補てん 基本契約書 | 0 |
| | 配合飼料価格差補てん 数量契約書 | 3月木日 |

(1) 基本契約期間初年度(平成29年度)

(2) 基本契約期間2~4年目(平成30~32年度(令和2年度))

| | 契約書名 | 契約締結日 |
|---------|--|-----------|
| | (継続契約者) | |
| | 配合飼料価格差補てん 数量契約書 | 3月15日 |
| JA-生産者 | (新規契約者) | |
| | 配合飼料価格差補てん 基本契約書 兼 数量契約書 | |
| 県連-JA | | 0 1 1 5 1 |
| (全農-JA) | 配合則科価格差補てん数重発約書 | 3月15日 |
| 全農-県連 | 配合飼料価格差補てん 数量契約書 | 3月末日 |

契約書の様式は、安定基金システムの「帳票出力」メニューから出力してください。県連 (全農) – JA、全農-県連の契約書の裏面に印刷する契約数量明細表も同メニューから出 力できます。

契約書への記名・捺印は必ず生産者本人からもらってください。また、押印が完了した契約書は保管場所を明確にし、10年間保管してください。

Q32 契約は何kg単位から可能ですか

A: 全農基金においては、四半期につき10kg単位の契約が可能です(畜産基金も同様)。 商系基金においては、トン単位の契約となっています。

Q33 契約数量の決め方に制限はありますか

A: 制限はありませんが、飼養頭羽数や営農計画に即した数量での契約をお願いします。 なお、前年度も契約のある生産者が、合理的理由がなく契約を継続しない場合や、前年度 対比20%以上減少する場合は、補てん金の一部返納をお願いする場合があります。詳し くは、P43~の「4.借入金と80%ルール」を参照してください。

Q34 契約の際のシステム入力はどのようにすればよいですか

A: 生産者との基金契約と合わせて、各農協でシステム入力を行ってください。入力方法については、P77~の操作マニュアルをご覧ください。

Q35 契約のシステム入力期間はいつですか

- A: 11月1日~3月15日(土日祝日に当たるときは繰り上げ)です。入力期限内であれ ば、一旦登録したものであっても、システム上で修正が可能です。
- Q36 システム入力期限(3月15日)以降に契約数量等の間違いがわかった場合は、どうす ればよいですか
 - A: 県連やくみあい飼料を通し、全農本所までご連絡ください。なお、修正ができる期間は、 3月30日までです。

Q37 基金への加入対象者の要件は何ですか

A: 基金に加入することができる畜産経営者は、次の要件を全て備えている必要があります。

- (1)家畜および畜産物の生産を目的とした活動を行うことを業とする個人または法人である こと。(国または地方公共団体の試験場及び教育機関、その他類似の機関は畜産経営者 の範疇から除かれます。)
 - ※契約の対象となる畜産経営者は、配合飼料の価格の変動リスクを負いつつ畜産経営を 営んでいる者とし、家畜の飼養自体は、委託契約や畜産インテグレーション等により 他の者に行わせて経営を行っている者も含まれるが、単に家畜の飼養管理を行ってい る者は対象者としていません。
 - ※グループでの契約は認められていません。配合飼料価格の変動リスクを負う経営体ご との契約が必要です。
 - ※JAが行う「預託(素牛等の購買代金について、その家畜の販売時まで弁済を留保す るもの)」において、飼料代金も預託事業の対象とする場合がありますが、損益の帰 属は生産者にあると整理(「新・家畜預託事業の手引き」平成19年全中)されてお り、生産者が基金契約の対象となります。
 - ※加入生産者が自ら畜産経営者であることを証明するための書類(各年度の数量契約締結日直近の畜産物出荷伝票(写)等)を提出することが必要です。

| | | | | · • = • | |
|-----|----------|-----|--------|---------|--------|
| 採卵鶏 | 100羽以上 | 肉用鶏 | 500羽以上 | 鴨・キジ | 500羽以上 |
| 肥育豚 | 5頭以上 | 種豚 | 2頭以上 | 猪・猪豚 | 5頭以上 |
| 乳用牛 | 1頭以上 | 肉用牛 | 1頭以上 | めん羊・山羊 | 2頭以上 |
| うずら | 1,000羽以上 | 馬 | 1頭以上 | ほろほろ鳥 | 500羽以上 |

(2) 次に掲げる家畜の一定数以上の頭羽数を常時飼養していること。

※数量契約書には、畜種及び家畜飼養頭羽数を必ず記載してください。

※上記以外の畜種は、基金加入の可否を基金が判断することとなっています。新たに基金契約を行いたい場合は、P128の「特畜種加入申請書」を提出してください。

(3)全農の直接または間接の会員である農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は全農 が指定する配合飼料会社(くみあい飼料)が供給する配合飼料を購入する計画を有し、 基本契約・数量契約を締結すること。 Q38 畜産物の出荷伝票等とは、どのようなものを提出すればよいですか

| 1911 2019 010 2 | |
|-----------------|--------------------------------|
| 採卵鶏 | 鶏卵売上げ伝票、庭先販売の売上げ帳簿 |
| 肉用鶏 | 肉用鶏出荷伝票、売上伝票 |
| 乳用牛 | 生乳出荷伝票、乳代精算書 |
| 繁殖牛・肉用牛 | 家畜市場せり伝票(ヌレ仔・仔牛出荷伝票)、肉用牛出荷仕切り書 |
| 繁殖豚·肥育豚 | 子豚販売伝票、肉豚出荷仕切り書 |
| うずら | うずら卵出荷伝票 |
| 共通 | 畜産物安定基金・経営安定基金補てん明細 |

A: 以下のようなものが考えられます。

上記はあくまで例ですので、実態に合わせてこれらに準じる資料を提出してください。 提出にあたって、単価・金額等は塗りつぶしてください。

Q39 畜産物の販売伝票の名義と、基金契約の名義が異なる場合はどうすればよいですか

A: 畜産物の販売伝票の名義は基金契約の名義と同一である必要があります。名義が異なるのは、個人経営の生産者が法人化した場合に、伝票上の名義の修正が遅れているなどの理由が考えられます。基金契約の名義と同一の名義のものを提出してください。

基金契約の名義と同一の名義のものが無い場合は、畜産経営を営んでおらず、安定基金の加入者として適正でない場合も考えられますので、その契約先の事業内容を確認してください。

- Q40 新規に畜産経営を始める生産者が基金契約を行う場合、畜産物の出荷伝票がありません。 どうすればよいですか
 - A: 家畜を導入した際の購入伝票を提出してください。

Q41 畜産物の出荷伝票等は毎年提出しなければなりませんか

A: はい。毎年の基金契約の際に、契約締結日直近の畜産物出荷伝票等の提出が義務付けら れています。

Q42 数量契約の数量は畜種別に記載が必要ですか

 A: 対象となる配合飼料の年間購入計画数量を算出し、畜種別(育すう・成鶏・ブロイラー・ 乳牛・肉牛・豚・うずら・その他特用畜種)に区分し記入します。また、複数畜種たとえ ば成鶏と肉牛を飼育している場合、成鶏と肉牛のそれぞれを区分して数量を記入します。

Q43 対象となる配合飼料は何を指しますか

A: 穀類に属する原材料を必ず使い、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区 分のうち少なくとも1区分に属する原材料を使い、これらの4区分に属する原材料の合計 が50%以上であることが条件です。

なお、これらの4区分に属する原材料が3種類以下*の飼料は対象外ですが、この原材料に各種のビタミン、ミネラル又はアミノ酸等を加えた飼料で、専らその飼料のみで畜産物を生産できる場合は、対象となる配合飼料とみなすことができます。

また、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50% 以上の飼料は対象外になります。



Q44 対象外の飼料はどのように確認すればよいですか

A: 県連・くみあい飼料から通知される対象外銘柄一覧表により確認してください。

Q45 TMR飼料は対象になりますか

- A:(1)くみあい配合飼料工場で製造されるTMR飼料
 基金の対象とするTMR飼料とは、くみあい配合飼料工場から出荷された時点で、Q
 43に記載した配合飼料の条件を満たすことが必要です。なお、製造時に加水されたT
 MR飼料の場合、加水部分は対象外となります。
 - (2)くみあい配合飼料工場以外の場所で製造されるTMR飼料

くみあい配合飼料工場で製造された配合飼料(基礎配)を使用して製造された場合に、 その配合飼料部分のみが対象となります。

安定基金対象割合は、県連・くみあい飼料等より通知されることとなっています。

Q46 TMR飼料を使用している生産者が基金契約を行う場合、契約数量はどのようにすれば よいですか

- A: TMR飼料の購入計画数量に安定基金対象割合をかけた数量としてください。
 たとえば、TMR飼料を100トン購入する計画で、その安定基金対象割合が60%の
 場合、100トン×60%=60トンとなります。
- Q47 契約書の飼養規模はどのように記入したらよいですか

| 育すう | 年間出荷羽数/回転数 | 成鶏 | 成鶏の常時飼養羽数 |
|----------|-------------|------------|-----------|
| ブロイラー | 年間出荷羽数/回転数 | | |
| 豚 (肥育専門) | 常時飼養頭数 | 豚 (子とり・一貫) | 常時母豚数 |
| 乳牛 | 成牛・育成牛を合わせた | 肉牛 | 常時飼養頭数 |
| | 常時飼養頭数 | | (繁殖用牛を含む) |
| うずら | 成鳥の常時飼養羽数 | | |

A: 飼養規模の考え方は、次のとおりです。

Q48 当初数量契約の時、数量O(ゼロ)の契約は可能ですか

A: 数量0(ゼロ)契約は認められません。前年度加入者で契約数量が0(ゼロ)の時は未加入の扱いとし基本契約を解約するものとして扱います。ただし、契約数量が0(ゼロ)となる四半期が存在することは認められています。

Q49 システムで生産者の新規登録を行った後、契約を行わないこととなったため、データを 削除したいのですが、どうしたらよいですか

A: 新規登録されたものはJAでは削除できませんので、県連・くみあい飼料を通じて、全 農本所にご連絡ください。全農にてデータの削除を行います。

Q50 年度途中での数量変更は認められますか

A: 一定の条件を満たす場合に、契約数量を減らすことのみ認められています。(契約数量を増やすことは、どのような場合も認められていません。)詳しくは、P54~の「Ⅲ.
 数量変更」をご覧ください。

Q51 全農の県本部が運営する直営農場の契約はどのようにしたらよいですか

 A: 各県本部の担当部署は直営農場分の契約数量を、飼料会社を通じて全農本所にご報告く ださい。その際、畜産物の出荷伝票の写し等、畜産経営を証明する書類もご提出ください。
 全農本所にて、全農-基金間の契約数量に加算して締結します。
 システム入力については、担当の飼料会社にて入力してください。

Q52 契約時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか

A: P130~131の「配合飼料安定基金契約チェックリスト」をご活用ください。P130は農 協ごとや支所ごとに一括してチェックする様式(一括チェック用)となっており、こちら の使用を基本としますが、P131の生産者1名に対して1枚ずつ作成する様式(個別チェ ック用)も使用可能です。作成したものは契約書と一緒に保管してください。

また、過去に行われた、不適切な契約事例には以下のようなものがありますので、特に 注意してください。

【不適切な契約事例】

(飼料販売店との契約)

 農協Aが飼料販売店Bを介して生産者Cに配合飼料を供給開始する際、飼料販売店 Bと基金契約を行った。
 この契約に基づき、4~6月期の補てん金が支出されたが、農協A内部の調査により、 飼料販売店Bは飼料を売買するのみで、自身では畜産経営を行っていない点で契約相 手先として不適切であることが判明し、Bは補てん金の全額を自主返納した。
 飼料販売店を介して配合飼料を販売する場合も、最終需要者(畜産経営者)である生 産者と契約を結ぶ必要がある。



※飼料を販売する会社であっても、自ら畜産経営を行い、そのために購入する配合 飼料について基金契約を行うことはできる。

【参照】P130・131「配合飼料安定基金契約チェックリスト」の1番、2番

(生産者グループでの契約)

2. 農協Aは生産者B~F5名に配合飼料を供給するにあたり、B~Fを構成員とする 生産者グループGとの間で基金契約を行った。出荷実績報告は、5名の合計数量を報 告しており、その数量と契約数量の少ない方を補てん対象数量としていた。 このようにして、3四半期にわたり補てん金が支出されたが、会計検査により、畜産 経営は各生産者B~Fが独立して行っており、生産者グループGとして共同経営を行 っているわけではないことから、Gを契約相手先とする基金契約は不適切であること が判明し、Gは補てん金の全額を返還した。 グループ契約は認められておらず、畜産経営を行う生産者と個別に契約を結ぶ必要が ある。 配合飼料







Q53 安定基金の契約書に印紙は必要ですか

A: 安定基金契約は印紙税法の定める課税文書にあたらない為、印紙は不要です。

Q54 なぜ翌年の基金契約を前年の11月や12月頃からおこなわねばならないのですか

A: 配合飼料の原料は、その大半を外国からの輸入に依存しているため、製造の数ケ月前に は原料の購買を始めなければなりません。そこで長期にわたる需要動向を的確に把握し、 計画的原料購買をすすめる必要があります。この計画的原料購買の基礎となっているのが、 安定基金の契約数量です。そして、早期の契約推進によって、系統の統制率を高め、国の 農業政策に対する政策要求についての発言力を強めることも重要です。またこうしたみな さんの推進努力による取扱量の拡大は、原料購買から輸送、製造に致る全てのコストを低 減させ、配合飼料価格の競争力が強化されるのです。

2. 別途納付金

〈事務処理要領〉 第5章 補てん積立金

- 2. 別途納付金(業務方法書第6条の2、価格差補てん契約実施基準4(3))
 - (1) 基本契約期間の途中で加入する畜産経営者は、既加入生産者が納入する積立金以外に、 業務方法書に定められた算式により算出される額を基準として、理事長が定めた別途 納付金を納入する。
 - (2)別途納付金とは、あらたに加入する畜産経営者が、あらたに加入する事業年度開始時において既加入生産者の持分財産たる通常補てん準備財産に繰越額がある場合、その繰越額に応じて別途に納付する積立金である。
 - (3) 畜産経営者が名義変更や経営の全てまたは一部を既加入生産者から譲渡を受けた場合 は第3章3項の手続きにより、また農協合併や商流の変更により加入生産者の契約先 が変わる場合は、第3章4項の手続きにより、既加入者として扱い、別途納付金の対 象としない。
 - (4) 既加入者が、災害の発生その他特別な事由により休業したものの、基本契約期間内に 経営を再開し、数量契約を締結する場合は、既加入者として扱い、別途納付金を徴収 しない。

Q55 新規加入者から徴収する「別途納付金」とは何ですか

A: 別途納付金とは、新たに基金加入する生産者に継続加入生産者と公平な負担をしてもらうという原則から通常積立金とは別に納付してもらう積立金です。すなわち、前年度からの繰越額が発生する場合、新規加入生産者はその繰越額(継続して加入している生産者の持ち分額)と同等の負担をしてもらうことで、生産者の負担の公平を保ち、同時に基金の機能を平等に受けられるようにするものです。



- Q56 どのような場合に別途納付金がかかるのですか
 - A: 前年度に全農基金との契約がなく、新規に全農基金と契約する場合に、その契約数量に 対して別途納付金がかかります(基本契約期間の初年度を除く)。

ただし、基金間移動により他基金から全農基金に転入する場合には別途納付金がかかりません。平成30年度までは、基金間移動の場合でも移動前と比べて契約数量が増える場

合にはその増加分に対して別途納付金がかかっておりましたが、令和元年度から増加分に 対しての別途納付金徴収はなくなりました。



なお、商系基金は、基本契約期間の初年度であっても別途納付金を徴収しています。畜 産基金は、全農基金と同様、基本契約期間の初年度は徴収していません。3基金での別途 納付金の取り扱いについてまとめると以下のようになります。

| | 全農基金 | 畜産基金 | 商系基金 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 新規契約 | 徴収する | 徴収する | 徴収する |
| 継続生産者の数量増 | 徴収しない | 徴収しない | 徴収しない |
| 基金間移動時の数量増 | 徴収しない | 徴収しない | 徴収しない |
| 基本契約期間初年度の別途納付金 | 徴収しない | 徴収しない | 徴収する |
| 正味財産がマイナス時の 別途納付金の扱い | 徴収しない | 徴収しない | 徴収する |

Q57 別途納付金の単価はどのように算出されるのですか

A: 別途納付金のトン当たりの単価の計算方法は、以下のとおりです。



前年度からの繰越財源は、借入金残高を加味した正味財産で計算します。

別途納付金が発生する場合は、1月の基金理事会で予告額が報告され、5月に基金の理 事長が決定した額を会員に通知します。

- Q58 別途納付金の単価が決定するのは、契約期間が終わった後となりますが、生産者にはど のように説明したらよいですか
 - A: 4月に通知される決定額は、1月に通知される予告額から、その後の補てんにより財源 が減少する分を反映したものですので、決定額が予告額を上回ることはありません。生産 者には予告額を伝え、それが最大であり、それから減少する可能性もあることを説明して ください。

Q59 別途納付金はいつ徴収されますか

A: 第2四半期(7~9月期)の積立金納入時に徴収します。なお、別途納付金は加入する こととなる年度の通常積立金とみなされます。

Q60 新規契約者が廃業等により、数量変更手続きを行い、第2四半期(7~9月期)以降の 積立金が免除された場合、別途納付金も免除されるのですか

A: そのような場合も、別途納付金は徴収します。

また、第3四半期以降に数量変更手続きを行った場合も、別途納付金の払戻しはありま せん。

なお、この対応は他基金(商系基金・畜産基金)も同様です。

Q61 別途納付金は生産者のみにかかり、県連・指定飼料会社や全農にはかからないのですか

- A: 別途納付金は、県連や全農にはかかりません。別途納付金は、新規契約者と継続契約者の公平を保つために徴収するものだからです。
- Q62 下期基金間移動で転入してきた生産者が、次年度の基金契約を行う場合、別途納付金は かかるのですか
 - A: 下期基金間移動で転入してきた生産者も、次年度の基金契約では継続契約者として扱われるため、別途納付金はかかりません。

Q63 商流(取引農協)を変更して契約した場合、システム上は「新規契約」での登録となり ますが、別途納付金がかかるのですか

A: そのような場合は「継続契約」に修正を行い、別途納付金はかかりません。「新規契約」 を「継続契約」に修正するケースは、これらの他にも認められており、以下のとおりとな っています。

| | 例 | 手続き | 契約書の様式 |
|------|-------------------------|--|------------------------------|
| 商流変更 | A 農協で契約削除、 B 農協で新規契約 | 農協は「 <u>商流変更申請書</u> 」を提出。 →全農はシステムで「継続契約」に 修正する。 | 基本契約書兼数量契約書 |
| 商流追加 | A 農協で継続契約、 B 農協で新規契約 | 農協は「 <u>各種変更届</u> 」を提出。 →全農はシステムで「継続契約」に 修正する。 | A農協:数量契約書 B農協:基本契約書兼数量契約書 |

| | 譲渡元が継続契約、 譲渡先が新規契約 | 農協は「 <u>各種変更届</u> 」を提出。 →全農はシステムで「継続契約」に 修正する。 | 譲渡元:数量契約書 譲渡先:基本契約書兼数量契約書 |
|-------------------------|------------------------------|---|-------------------------------------|
| 経営の一部譲渡 (親から子など) | 親が継続契約、 子が設立した法人が 新規契約 | 農協は「 <u>各種変更届</u> 」を提出。 登記簿謄本(登記事項証明書)等を 添付。 →全農はシステムで「継続契約」に 修正する。 | 親:数量契約書 子が設立した法人: 基本契約書兼数量契約書 |

| 休業(廃業)から の再開(基本契 約期間内) | 基本契約期間に生産 者が休業(廃業)から 再開し、新規契約 | 農協は「 <u>各種変更届</u> 」を提出。 →全農はシステムで「継続契約」に 修正する。 ※前年度途中の休業により数量変 更手続き(理由:その他)を行った生 産者は「継続契約」での入力となる ため、「各種変更届」の提出は不要 | 数量契約書 (基本契約書兼数量契約書でも 問題ない。) |
|------------------------------|-------------------------------------|--|-----------------------------------|
|------------------------------|-------------------------------------|--|-----------------------------------|

※畜種変更・畜種追加については、既加入生産者であれば当初契約入力時に新たな畜種を 「継続契約」として登録できるようになりました。

3. 基金間移動

〈事務処理要領〉 第7章 基金間移動

1. 移動の申請(業務方法書第9条の2)

契約移動を申請する加入生産者は、別紙様式1の基金間移動申請書を、次の期限までに必 着するよう提出する。

| 移動時期 | 提出期限(1号会員~基金) |
|-------|---------------|
| 第1四半期 | 3月15日 |
| 第3四半期 | 8月15日 |

ア.期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

イ. 添付書類:

(ア)前年度(第3四半期からの移動の場合は当年度)の数量契約書の写し

(イ) 第1四半期からの転入の場合は、当年度の基本契約書兼数量契約書の写し

- (1)申請における注意点
- ア.加入生産者の基金間移動は、業務方法書第5条第2項による基本契約期間(4年間) 中4回を限度とする。
- イ.加入生産者は、基金間移動にあたって、単協、会員又は荷受組合に委任した契約を一 つの契約移動単位とし、この数量契約を複数の契約に分割することは出来ない。
- ウ. 当基金と契約を更新せず、他基金と契約する場合において、他基金との契約が前年度 より増加しない場合は、基金間移動とはならない。
- エ.他基金と契約を更新せず、当基金と契約する場合において、当基金との契約が前年度 より増加しない場合も、基金間移動とはならない。
- オ.基金間移動前と基金間移動後で、契約者名義が変わる場合、基金間移動申請書は、移 動前の名義での申請を基本とする。変更後の名義で移動申請する場合は、第3章3項に 定めた必要書類を転入先と転出元の両方に提出する。
- (2)申請書の注意点
- ア.加入生産者は申請書を2通作成し、関係する都道府県基金協会及び農協に提出する。
- イ. 原本は各提出先にて保管する。
- ウ. 都道府県基金協会及び農協は、申請書の写しを転入先及び転出元の双方の基金あてに 提出する。
- (3) 基金間移動の可否
- ア. 基金は、移動申請書の内容について、他基金及び公益社団法人配合飼料供給安定機構 に照会のうえ、移動申請書ごとの基金間移動の可否を判断し、その結果を1号会員に通 知する。
- イ. 基金は、基本契約期間中移動が4回目となった生産者の氏名を、1号会員を通じて単 協等に通知する。

2. 契約の締結

- (1) 第1四半期(年度当初からの転入)の場合
- ア. 基本契約書兼数量契約書を締結する。(様式別紙)
- イ.契約締結年月日は、加入生産者⇔農協⇔県連(全農)間の基金契約締結年月日を3月 15日付け、県連⇔全農⇔基金間の締結年月日は3月31日付けとする。
- (2) 第3 四半期(下期からの転入)の場合
- ア.加入生産者と単協等は、8月15日付けで基本契約書兼数量契約書を締結する。(上期 に当基金と数量契約を締結している場合は、転入数量分の数量契約書を追加で締結する。) イ, 単協~基金の間の契約は、基金から1号会員に対する移動承認通知をもって代替する。

3. 別途納付金について

基金間移動により新規に当基金に加入する転入者は、別途納付金の対象としない。

Q64 基金間移動とは何ですか

A: 基金間移動とは、生産者の選択の自由度を増すため、①年度当初のみならず、年2回(当 初および下期)の他基金への移動を可能にし、また②(基金間の財源移動をおこなうこと によって)別途納付金がかからないようにしたものです。

Q65 基金間移動はどのような経緯で認められたのですか

A: 平成16年に農水省の「養鶏問題懇談会」において、生産者が配合飼料を自由に選択するには、3基金を一本化することが望ましいのではないかとの意見が出され、飼料機構と3基金で検討を行いました。その結果、3基金の設立経緯や運営方法等が異なることから一本化することは難しいですが、次善の策として平成19年度より基金間移動ができるようになりました。

Q66 基金間移動はいつおこなえますか

A: 移動可能時期は、年2回です。

| | 移動可能時期 | 基金への提出期限 |
|------|-------------|----------|
| 年度当初 | 第1四半期(4月~) | 3月15日 |
| 下期 | 第3四半期(10月~) | 8月15日 |

Q67 基金間移動の手続きはどのようにすればよいですか

- A: P132の配合飼料安定基金契約移動申請書およびその他必要書類を、転入先と転出元の 両方に提出してください(片方だけに提出された場合は、基金間移動として認められません)。提出書類は以下の通りです。
 - (1) 転入(他基金から全農基金へ移動)
 - ア. 配合飼料安定基金契約移動申請書
 - イ.他基金で契約していた前年度(下期移動の場合は当年度)の数量契約書の写し
 - ウ.全農基金と他基金と両方の基金に加入していた生産者(併用加入生産者)の場合は、 前年度(下期移動の場合は当年度)の全農基金との数量契約書の写し
 - エ. 年度当初移動の場合は、当年度の基本契約書兼数量契約書
 - オ. 下期移動の場合は、下期用の基本契約書兼数量契約書

カ. 飼料会社直対生産者の場合は、P129の銀行口座振込依頼書

- (2) 転出(全農基金から他基金へ移動)
 - ア. 配合飼料安定基金契約移動申請書

イ. 全農基金で契約していた前年度(下期移動の場合は当年度)の数量契約書の写し

Q68 基金間移動の際のシステム入力はどのようにすればよいですか

A:(1)年度当初移動

申請書の内容をもとに、各JAにおいてシステム入力を行ってください。

ア. 転入

【新規転入:前年度に全農基金との契約がない場合】

基金システムの「契約管理」メニューより「生産者別契約情報入力画面」を選択 し、「生産者新規登録」ボタンより生産者情報の登録後、契約内容を入力してくだ さい。処理項目は「当初転入」を選択してください。生産者情報登録後に生産者コ ードが付番されます。

【併用生産者:前年度に全農基金との契約がある場合】

基金システムの「契約管理」メニューより「生産者別契約情報入力画面」を選択 し、生産者の検索後、新たな契約を追加入力します。処理項目の「当初転入」を選 択してください。生産者コードは既存の生産者コードと同じになります。

イ.転出

基金システムの「契約管理」メニューにて「基金間移動(当初転出)」処理の入力 をしてください。

画面入力の完了後、配合飼料安定基金契約移動申請書の「全農基金事務処理コード」 欄にコードをご記入いただき、必要書類とともに提出してください。基金事務局にて承 認作業をおこないます。※基金事務局での承認作業は3月15日以降なので、3月15 日時点では、基金契約は確定しません。

(2) 下期移動

<u>下期の基金間移動については、全農のみでのシステム入力となります。</u>各JAにおいては「配合飼料安定基金数量契約移動申請書」および必要書類の提出をお願いします。 その際、「全農基金事務処理コード」欄にコードをご記入ください(ただし、全農基金 との契約がない生産者が転入する場合の生産者コードのみ、基金システム登録後、全農 で記入します)。申請書類が到着次第、全農本所においてシステム入力作業、基金事務 局にて承認作業を行います。

Q69 基金間移動の場合の別途納付金はどのようになりますか

A: 基金間移動が導入される以前は、契約先基金を変更した場合、契約数量全体に別途納付 金がかかりましたが、基金間移動を用いれば別途納付金はかかりません。

Q70 基金間移動に回数制限はありますか

 A: 基金間移動ができるのは、基本契約期間(4年間)中4回までとなっています。これは 事務負担の抑制を図ることに加え、基金間移動が導入される以前も、基本契約期間(4年 間)中、(別途納付金はかかるものの、)各年度ごとに(=4回)契約先基金の変更が可能 だったことを踏まえたものです。

Q71 契約数量の一部だけを移動し、転出元との契約を一部残すことはできますか

- A: できません。基金間移動は契約単位で実施することとなっており、契約数量の全量を移動する必要があるため、移動後も転出元との契約を継続する場合は基金間移動として認められません。
 - ※同一基金の中で複数の契約先(全農基金の場合は複数の農協、商系基金の場合は複数の メーカー)との契約を持つ場合は、その契約単位で移動することができます。例えば、 商系基金のAメーカーとBメーカーのそれぞれに契約がある場合、Aメーカーの契約を 全農基金に移動させ、Bメーカーとの契約を継続することが可能です。

なお、商系基金のAメーカーとしか契約がない状況から、全農基金および商系基金のB メーカーと契約することは契約の分割にあたるため全農基金への基金間移動は認められ ません。

| | 前年度 | 新年度 | |
|-------|-----|-----|---|
| 商系基金 | | | |
| Aメーカー | 80 | 0 | |
| Bメーカー | 20 | 20 | = |
| 全農基金 | 0 | 80 | = |

→ 継続契約

⇒ Aメーカーからの基金間移動が可能

| | 前年度 | 新年度 | |
|-------|-----|-----|---------------|
| 商系基金 | | | |
| Aメーカー | 100 | 0 | |
| Bメーカー | 0 | 20 | |
| 全農基金 | 0 | 80 | \rightarrow |

契約の分割となるため、基金間移動は不可。 全農基金分は新規契約となる。

※複数畜種の契約がある場合、全ての畜種を移動させる必要があり、一部の畜種のみ移動 させることはできません。

※年度当初移動時のみ、契約数量全量を他の2基金へ分けて契約することは可能ですが、 この場合はどちらかを基金間移動扱いとし、残りは他基金への新規加入扱いとなり別途 納付金がかかります。

Q72 転入先基金との契約数量を増減させることはできますか

- A: 年度当初移動の場合は、移動前の数量から増減させることができますが、併用生産者の場合は転入先基金の契約数量が増加している必要があります(Q73~77を参照)。
 下期移動の場合は、もともと転出元と契約していた数量が対象となり、数量の増減はできません。
- Q73 年度当初に併用生産者が行う基金間移動において、転入先基金の契約数量が増えない場合、基金間移動はできないのですか
 - A: できません。そのような基金間移動申請書が提出された場合は、取り下げとなります。

Q74 どのような場合に取り下げとなるのですか

A: 複数の基金との基金契約がある生産者(併用生産者)が年度当初に基金間移動を行う際 に、転入先の基金の契約数量が移動前後で増えない(同量あるいは減少する)場合に取り 下げとなります。(下期基金間移動ではそもそも契約数量の増減が認められていないため、 このような問題は生じません。)

[【]取り下げとなる基金間移動申請の例】

| 前年度 | 4-6月期 | 7-9月期 | 10-12月期 | 1-3月期 | 合計 | |
|------|-------|-------|---------|-------|-------|--|
| 全農基金 | 400 | 300 | 500 | 400 | 1,600 | |
| 商系基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | |
| 合計 | 600 | 500 | 700 | 600 | 2,400 | |

転入先基金(この例では全農基金)の契約数量が増えない

| | | | | | | . / |
|------|-------|-------|---------|-------|-------|------------|
| 新年度 | 4-6月期 | 7-9月期 | 10-12月期 | 1-3月期 | 合計 | $ ^{\nu}$ |
| 全農基金 | 400 | 300 | 500 | 400 | 1,600 | K, |
| 商系基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | N |
| 合計 | 400 | 300 | 500 | 400 | 1,600 | |

Q75 なぜこのような場合に基金間移動として認められないのですか

A: 基金間移動は、①年度当初のみならず、年2回(当初および下期)の移動を可能にする、 ならびに②他基金から移動した数量に対して別途納付金がかからないようにすることによって、生産者の選択の自由度を増すために設けられた仕組みであり、このようなケースは 当該趣旨にそぐわず、基金間移動に該当しません。

また、このようなケースで基金間移動を認めた場合、実質的な移動がないにもかかわら ず、基金間で財源の移管が行われることになってしまいます。

さらに、例年、基金間移動申請書を3基金で照合する際に、不突き合いが多く発生し、 新年度の事務スケジュールが遅れる原因になっていることから、このようなケースの申請 については安定基金として承認を行わず、取り下げてもらうこととしました。

Q76 このように取り下げを行うのは3基金共通のルールですか

A: はい。3基金で協議のうえ、同じルールを適用しています。

Q77 取り下げとなった場合、どうすればよいですか

A: 転入としていた基金(Q74の例では全農基金)は継続契約を行い、転出としていた基金(Q74の例では商系基金)は契約非継続(システム上は契約削除)となります。

Q78 取り下げとなっても、生産者に不利益はありませんか

A: ありません。転出先の契約数量が増えないことから、基金間移動の形を取らなくとも、 別途納付金は発生しません。また、基金間移動には回数制限があるため、基金間移動の形 を取らないことにより、生産者の自由度は増すことになります。

Q79 どのような場合に基金間移動が可能か教えてください

A: 基金加入状況や移動後の契約数量などによって、基金間移動できるかどうか異なります。 P38のフローチャートをご活用ください。

なお、Q73~78で解説した「取り下げ」はケース8、ケース9、ケース20、ケー ス21にあたります。
- Q80 全農基金と1トン未満の端数を含む契約を結んでいる生産者が下期基金間移動で、商系 基金に転出する場合、契約数量はどうなりますか
 - A: 全農基金は10kg単位での契約が可能ですが、商系基金はトン単位なので、
 ①10~12月期のトン未満の数量と1~3月期のトン未満の数量の合計が1トン未満の場合は、両方とも切り捨てる。
 - ②上記の合計が1トン以上の場合、1トンを10~12月期または1~3月期の契約数量(トン未満の数量に差がある場合は多い方)に加算し、トン未満は切り捨てる。 となります。

たとえば、以下のようになります。

| | 4~6月期 | 7~9月期 | 10~12月期 | 1~3月期 |
|------|-------|-------|---------|-------|
| 全農基金 | 10.8 | 10.8 | 10.8 | 10.8 |
| | | | | |
| | | 商系基金 | 11 | 10 |
| | | または | | |
| | | 商系基金 | 10 | 11 |
| | | | | |

Q81 下期基金間移動によって、農協⇔県連、県連⇔全農の契約数量が変動した場合、「追加党 書」や「減量通知書」の作成が必要ですか

A: 不要です。

以前は「追加覚書」や「減量通知書」を作成していましたが、事務処理要領の改正にと もない平成28年度より不要となりました。

Q82 生産者が基金間移動した場合、補てん財源はどのように移動するのですか

- A: 下記の金額を基金同士で精算します。
- (1)年度当初移動の場合:

移動者の前年度下期契約数量合計 × 前年度末生産者持分額の3基金合計

前年度下期契約数量の3基金合計

(2) 下期移動の場合:

移動者の上期契約数量合計 × 上期末生産者持分額の3基金合計 上期契約数量の3基金合計

(3) 単価は10円単位とし10円未満は切り捨てます。

基金間移動の際のケース別解説フローチャート





※ 🗶 は基金間移動ができないことを示す。

※「移動数量は全量である」とは、転出元との契約を継続しない(契約数量を残さない)ことを指す。

転入のケース

| | | | 前年度 | | | | | 新年度 | | |
|---------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------|------------------|-----------------|---------------------|-----------------|------------------|
| ケースコ | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 400 | 400 | 400 | 400 | 1,600 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 400 | 400 | 400 | 400 | 1,600 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間移 | 多動すれば | 、別途納 | 付金がかか | らない。 | | | | |
| | | | 前年度 | | | | | 新年度 | | |
| ケース2 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間移 | 多動すれば | 、別途納 | 付金はかか | らない。 | | | | |
| | | | 前年度 | | | | | 新年度 | | |
| ケース 3 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間移 減ってい | 多動すれば るが、全農 前年度 | 、別途納付 基金とし ⁻ | 付金はかか ては0トンから | らない。合 6800トンへ | 計の契約 ・増加して | 数量は1,2 いるため基 | 00トンから 金間移動 | 800トンへ 」は可能。 |
| ケース 4 | 4-6 | 7-9 | <u> </u> | 1-3 | 小卦 | 1-6 | 7-9 | 利平及 10-12 | 1-3 | 小卦 |
| 全農基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 100 | 100 | 100 | 100 | 400 |
| 合計 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |
| 基金間移動 の可否 | × | 契約数量 なり、その | 量の一部の D契約数量 | 移動のた 800トンに | め、基金間 対して別途 | 移動はでき 納付金がす | ない。全 かかる。 | 農基金とは | は通常の親 | 「規契約と |
| | | | 前年度 | | | | | 新年度 | | |
| ケース5 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 600 | 600 | 600 | 600 | 2,400 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 600 | 600 | 600 | 600 | 2,400 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間移 別途納付 | 多動は可能 す金はかか | だが、全 らない。 | 農基金の既 | 加入者の | ため、基金 | 全間移動手 | 続きを取 | らなくても |
| | | | 前年度 | | | | | 新年度 | | |
| | | | 日日 ユーノ テ | | | | | 121 TIX | | |
| ケース 6 | 4-6 | 7-9 | 前中度 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| ケース6 全農基金 | 4-6 200 | 7-9 200 | 前牛皮 10-12 200 | 1-3 200 | 小計 800 | 4-6 500 | 7-9 500 | 10-12 500 | 1-3 500 | 小計 2,000 |
| ケース6 全農基金 他基金 | 4-6 200 300 | 7-9 200 300 | 前牛皮 10-12 200 300 | 1-3 200 300 | 小計 800 1,200 | 4-6 500 0 | 7-9 500 0 | 10-12 500 0 | 1-3 500 0 | 小計 2,000 0 |

| | | | | | , | | | | | , |
|--------------|---|--------------|------------------|--------------|-------|-------|-----|-------|----------------|-------|
| | | | | | | | | | | |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間和 別途納付 | 多動は可能だ す金はかから | だが、全 っない。 | 農基金の既 | 「加入者の | ため、 | 基金間移動 | 劫手続きを 取 | らなくても |

| F _77 | | | 前年度 | | | 新年度 | | | | |
|--------------|-----|------|----------------|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| // | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 400 | 400 | 400 | 400 | 1,600 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 400 | 400 | 400 | 400 | 1,600 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間移 | 多動は可能 †金はかか | まだが、全月 | 農基金の既 | 加入者の | ため、基金 | :間移動手 | 続きを取ら | っなくても |

| <i>4</i> _70 | | | 前年度 | | | 新年度 | | | | |
|--------------|-----|--------------|-----------------|----------------|----------------------|-----------|------|-------|-------|------|
| 7-28 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| 基金間移動 の可否 | × | 移動先0 加入者0 | つ全農基金 つため、別i | をの契約数 途納付金1 | 、 量が増えた まかからない | いため基 、 | 金間移動 | はできない | いが、全農 | 基金の既 |

| 4 -70 | | | 前年度 | | | 新年度 | | | | |
|--------------|-----|--------------|-----------------|----------------|------------------|------------------------|------|-------|-------|------|
| .,s | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 100 | 100 | 100 | 100 | 400 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 100 | 100 | 100 | 100 | 400 |
| 基金間移動 の可否 | × | 移動先0 加入者0 | ⊃全農基金 ⊃ため、別∄ | をの契約数 途納付金1 | て量が増えた まかからない | いため基 ^ヽ 。 | 金間移動 | はできない | いが、全農 | 基金の既 |
| | | | | | | | | | | |

| ケース10 | | | 前年度 | | | 新年度 | | | | |
|--------------|-----|--------------|------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ·) — X + 0 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 400 | 400 | 400 | 400 | 1,600 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 100 | 100 | 100 | 100 | 400 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 |
| 基金間移動 の可否 | × | 契約数量 途納付金 | 量の一部 移 をはかから | 多動のため ない。 | 基金間移動 | 動はできな | いが、全点 | 農基金の関 | 既加入者@ | りため、別 |

| F 7 1 1 | | | 当初契約 |] | | 移動後 | | | | |
|---------------------------------------|-----|------|-------|------|-------|--------|-------|-------|-----|-------|
| <i><i><i>¹</i>-×11</i></i> | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300 | 300 | 600 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 300 | 300 | 0 | 0 | 600 |
| 合 計 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 全量移動 | めであれば | 下期基金 | 間移動が可 | 「能。(契約 | 回数量の増 | 減はでき | ない) | |

| 4 -710 | | | 当初契約 | J | | 移動後 | | | | |
|---------------|-----|------|-------|------|-------|--------|-------|-------|-----|-------|
| ·) – × + 2 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 200 | 200 | 500 | 500 | 1,400 |
| 他基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 300 | 300 | 0 | 0 | 600 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 全量移動 | めであれば | 下期基金 | 間移動が可 | 「能。(契約 | 」数量の増 | 減はできた | ない) | |

転出のケース

| F 710 | 前年度新年度 | | | | | | | | | |
|----------------------|------------|---------------|----------------|-----------------|----------------|-------|--------------|---------------|--------|--------|
| 7-213 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 400 | 400 | 400 | 400 | 1,600 |
| 合 計 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 400 | 400 | 400 | 400 | 1,600 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間移 | 多動すれば | 、別途納 | 付金がかか | らない。 | | | | |
| | 1 | | | | | | | | | |
| ケース14 | 1.0 | 7.0 | 前牛皮 | 1.0 | 1 -1 | 1.0 | 7.0 | 新年度 10.10 | 1.0 | 1 -1 |
| 人曲甘人 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 主 良 基 金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 000 |
| 他基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 1 200 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |
| 百百 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間移 | 多動すれば | 、別途納 | 付金がかか | らない。 | | | | |
| | | | 盖生産 | | | | | 站左南 | | |
| ケース15 | 4-6 | 7_0 | <u> 削平</u> 度 | 1_9 | 小斗 | 1-6 | 7_0 | 利平度 10-19 | 1_2 | 小卦 |
| 今 典其 今 | 4-0 200 | 200 | 200 | 200 | 小町 | 4-0 | 1-9 | 10-12 | 1-3 | |
| 上辰 至 亚 山 甘 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| 他 圣 並 合 卦 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| | 300 | 500 | 300 | 300 | 1,200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間移 | 多動すれば | 、別途納 | 付金がかか | らない。 | | | | |
| | | | 前年度 | | | | | 新年度 | | |
| ケース16 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 100 | 100 | 100 | 100 | 400 |
| 他基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| 合 計 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |
| 基金間移動 の可否 | × | 契約数量 り、その彗 | 量の一部の 契約数量8 |)移動のた 00トンに対 | め、基金間 して別途納 | 移動はでき | きない。他 かる。 | 基金とは道 | 通常の新規 | 見契約とな |
| | | | 前年度 | | | | | 新年度 | | |
| ケース17 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 600 | 600 | 600 | 600 | 2,400 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 600 | 600 | 600 | 600 | 2,400 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間移 も別途納 | 多動は可能 1付金はか | ミだが、移見 からない。 | 動先基金の | 既加入者(| のため、基 | 法金 間移動 | 手続きを | 取らなくて |
| | | | 前年度 | | | | | 新年度 | | |
| - ケース18 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 |
| 其全問移動 | | ++ A 884 | | | | | | 上田均利 | .てはたと1 | ちとわ ノー |

| 4 -710 | | | 前年度 | | | 新年度 | | | | |
|---------------|-----|--------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| /////9 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 400 | 400 | 400 | 400 | 1,600 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 400 | 400 | 400 | 400 | 1,600 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 基金間和 も別途納 | 多動は可能 日付金はか | だが、移動 | 動先基金の | 既加入者(| のため、基 | 金間移動 | 手続きを耳 | 反らなくて |

| <u></u> | | | 前年度 | | | 新年度 | | | | |
|------------------------|-----|--------------|-----------------|----------------|-----------------|-------------|-------|-------|-------|------|
| <i>y</i> = <u>x</u> 20 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 |
| | | | | | | | | | | |
| 基金間移動 の可否 | × | 移動先0 加入者0 | D他基金∉ Dため、別i |)契約数量 途納付金(| が増えない はかからない | ヽため基金 ヽ。 | :間移動は | できないた | が、移動先 | 基金の既 |

| F_701 | | | 前年度 | | | | | 新年度 | | |
|--------------|-----|--------------|-----------------|----------------|------------------|-------------|-------|-------|-------|------|
| 1)-~21 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 100 | 100 | 100 | 100 | 400 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 100 | 100 | 100 | 100 | 400 |
| 基金間移動 の可否 | × | 移動先0 加入者0 | ⊃他基金の ⊃ため、別i |)契約数量 金納付金1 | なが増えない はかからない | いため基金 い。 | :間移動は | できないな | が、移動先 | 基金の既 |

| F 700 | | 前年度 | | | | 新年度 | | | | |
|--------------|-----|--------------|----------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ·) — X Z Z | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 100 | 100 | 100 | 100 | 400 |
| 他基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 400 | 400 | 400 | 400 | 1,600 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 |
| 基金間移動 の可否 | × | 契約数量 別途納6 | 量の一部移 す金はかか | 多動のため らない。 | 基金間移動 | 動はできな | いが、移動 | 動先基金の | の既加入ネ | 手のため、 |

| F _700 | | | 当初契約 | 1 | | | | 移動後 | | |
|---------------|-----|------|-------|------|-------|--------|-------|-------|-----|-------|
| 7-23 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 300 | 300 | 0 | 0 | 600 |
| 他基金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300 | 300 | 600 |
| 合 計 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 全量移動 | かであれば | 下期基金 | 間移動が可 | 「能。(契約 | 」数量の増 | 減はできた | | |

| F 704 | | 当初契約 | | | | | 移動後 | | | |
|--------------|-----|------|-------|------|-------|--------|-------|-------|-----|-------|
| 7-24 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 | 4-6 | 7-9 | 10-12 | 1-3 | 小計 |
| 全農基金 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,200 | 300 | 300 | 0 | 0 | 600 |
| 他基金 | 200 | 200 | 200 | 200 | 800 | 200 | 200 | 500 | 500 | 1,400 |
| 合 計 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,000 |
| 基金間移動 の可否 | 0 | 全量移動 | めであれば | 下期基金 | 間移動が可 | 「能。(契約 | 」数量の増 | 減はでき | ない) | |

4. 借入金と80%ルール

| 〈事務処理要領〉 第8章 借入れによる補てん金の返納 |
|---|
| 1. 確認書の提出 |
| 契約未継続または契約数量が前年度対比20%以上減少し、それが合理的な理由による場合 |
| は、別に定める確認書を提出する。 |
| (1) 合理的な理由とは、廃業または他基金への(一部)変更、飼養規模の縮小とする。 |
| (2)廃業の場合は廃業証明書、他基金との契約に(一部)変更した場合は、契約した他基金の |
| 契約書の写しを添付する。 |
| (3) 畜種変更によって基金契約数量が80%以下となる場合は、 |
| ア.1頭当たりの当該畜種の標準飼養給与量から計算して合理的な場合、合理的な理由と |
| 認める。 |
| イ.確認書の「Ⅱ数量減少の場合 1.規模縮小のため」の欄に、畜種及び飼養頭数の変化 |
| 内容を記載する。 |
| 2.補てん金の返納 |
| 契約未継続または契約数量が前年度対比20%以上減少し、それが合理的な理由によらない |
| 場合および確認書の提出がない場合は、借入による補てんを行った直近2年度の補てん金の |
| うち借入相当額の返納を求めるとともに、返納があるまでは次年度以降基金に加入できない。 |
| (1)1号会員は7月末までに、契約未継続または契約数量が前年度対比20%以上減少し、そ |
| れが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出がない生産者の氏名と契約数量 |
| を基金に通知する。 |
| (2) 基金は9月中旬までに、全農基金・畜産基金・商系基金の合計契約数量が前年度対比20% |
| 以上減少し、それが合理的な理由によらない生産者および確認書の提出に応じない生産 |
| 者に対し、1号会員~単協を通じて返納を依頼する。返納金の基金への納人期限は11 |
| 月末とする。 |
| (3) 基金は3基金の返納要請に応じなかった生産者の氏名を、1 号会員を通じて単協等に通 |
| 知する。 |

Q83 なぜ基金は多額の借入を行ったのですか

A: 米国産とうもろこしに対するエタノール需要の急増を主要因とし、穀物市場に投機資金 が流入し、昭和40年代以降ほぼ2ドル/ブッシェル台(シカゴ定期相場)を推移してきたと うもろこし価格が、平成18年から20年にかけて7ドル/ブッシェル台まで上昇しました。 このため、日本の配合飼料価格も上昇を継続し、基金財源は平成19年度第3四半期には 払底しましたが、畜産経営の安定に寄与するという使命を果たすため、飼料機構から349 億円(3基金合計1,273億円)の借入金により補てんを継続しました。

その後リーマンショックにともない穀物相場は一旦下落しましたが、借入金の返済が終わらないうちに平成24年から25年にかけて、米国産とうもろこしの大干ばつと円安により配合飼料価格が再び上昇したため、さらに飼料機構から123億円(3基金合計468億円)を借り入れました。

Q84 現在の借入金残高はいくらですか

A: 全農基金の借入金残高(令和元年9月末)は28億円です。借入先は飼料機構です。また、 3基金合計の借入金残高(令和元年9月末)は、116億円です。

Q85 借入金の返済はどのように行われるのですか

A: 借入金の返済には積立金の一部が充てられます。

以前の返済計画では、積立金の4割程度が返済に充当されることとなっていました。こ の影響もあり、平成25年度第2四半期には、通常基金の補てん財源が不足する事態とな りました。こうした事態に対応するため、償還額は、原則として、前年度の通常補てん積 立金の2割とし、通常補てん準備財産の前年度末残高等を踏まえて協議することとしてい ます。

Q86 なぜ合理的な理由がなく「数量契約を更新しない場合」や、「契約数量を大きく減じる場合」に、補てん金の一部を返納しなくてはいけないのですか

A: 制度の安定運営の為には、借入金の返済財源の確保が前提となるので、借入金による補 てんを受けた生産者の方の継続加入を確保するための措置です。なお、返納いただけない 間は基金への加入は認められません。このルールは、「80%ルール」と呼ばれています。

Q87 契約数量を大きく減じる場合とはどの程度の減少のことですか

A: 当年度の3基金との合計契約数量が、前年度の3基金との合計契約数量に対して20% 以上減少する場合です。

Q88 「合理的理由」とはどのような理由ですか

A: 契約未継続の場合は(1)廃業または(2)他基金との契約への変更、契約数量の減少の場合は(1)飼養規模の縮小または(2)一部契約数量の他基金への変更を指します。
 合理的理由があれば、補てん金を返納する必要がないので、P136~137の「配合飼料安定基金数量契約の未継続・数量減少理由についての確認書」を提出してください。
 『廃業』の場合は、廃業を証明する書類を添付してください。

『一部契約数量の他基金への変更』の場合は、変更内容がわかるよう、契約した他基金

との数量契約書を添付してください。

『飼養規模の縮小』の場合は、農協・県連・くみあい飼料が実地で確認してください。 確認書の提出先は、新規契約年度の契約数量が前年度契約数量と比較して80%以下となる 契約基金の窓口です。複数の基金と契約していて、いずれの基金も80%以下となる場合は、 両方の基金に提出してください。

Q89 自家配や単味飼料、自給飼料への移行は「合理的理由」として認められますか

A: 認められません。

- Q90 乳牛から肉牛といった畜種変更や、肉牛肥育から肉牛繁殖への変更により、頭数は減ら ないものの、契約数量が減少する場合、「合理的理由」として認められますか
 - A: 認められます。確認書の「規模縮小のため」の欄に頭数を記入し、備考に「乳牛から肉 牛へ畜種変更」といった事由を記入してください。
- Q91 返納金額はどのように計算するのですか
 - A:(1)計算対象年度

借入による補てんを実施した直近の2年度とします。

令和元年度に借入による補てんがなければ、平成24年度と25年度となります。

- (2) 返納金額
 - ア.合理的な理由がなく数量契約を更新しない場合
 当該四半期に借入により補てんした単価 × 返納者の補てん対象数量です。
 借入により補てんした単価は、当該四半期の借入金総額÷補てん対象総数量です。
 - イ.合理的な理由がなく契約数量を大きく減じる場合
 当該四半期に借入により補てんした単価×返納者の補てん対象数量×減少率です。
 減少率は、1-(新年度の3基金との合計契約数量÷借入れによる補てん金受領年度の3基金との合計契約数量)で求めます。

また、この減少率が20%未満の場合、その年度にかかる返納は求めません。例えば、令和2年度契約数量 9トン、平成24年度契約数量 10トンの場合、減少率は10%となり、平成24年度にかかる返納は求めません。

ウ. 返納金額が1,000円に満たない場合は、返納対象にしません。

(3) 返納先

新規契約年度契約基金の契約窓口。ただし2基金以上と契約を結んでいる場合は、 各基金への返納金の合計を、一括して新規契約年度の契約数量がもっとも多い基金の 契約窓口経由で返納してください。

新年度契約がない場合は、前年度に契約のあった基金(複数基金と契約があればも っとも契約数量が多かった基金)の窓口経由で返納してください。



(参考:平成24~25年度の借入による補てん)

※平成25年7~9月期の補てん単価5,050円/トンには、特別交付金1,325円/トンと系統基盤対策 1,325円/トンを含む。

- Q92 前年度対比で契約数量が80%以下となる生産者ですが、借入れによる補てん金を受け た年度の契約数量と比較すると減少しておらず、返納金額を計算しても、返納は生じな いことが分かりました。このような場合も確認書の提出が必要ですか。
 - A: 確認書の提出は不要です。ただし、基金契約が未継続となる場合は、補助事業に参加す る条件を満たさないこととなるため、注意が必要です。

- Q93 借入れによる補てん金を受けた年度より後に新規加入した生産者は、前年比で契約数量 が減少しても、返納は発生しませんが、このような場合も確認書の提出が必要ですか。
 - A: 確認書の提出は不要です。ただし、基金契約が未継続となる場合は、補助事業に参加す る条件を満たさないこととなるため、注意が必要です。

Q94 借入による補てん金を返納しない場合、借入金の返済が完了した後も再契約できないの ですか

A: 返済が完了した後も、平成21年度以降継続加入をしている生産者との公平性や相互扶助の観点から、借入による補てん金の返納を完了しない限り再契約できません。契約作業の際には、「補てん金の未返納者リスト」を確認いただき、未返納者との契約を行わないように注意してください(【参照】P130・P131「配合飼料安定基金チェックリスト」の6番)。

Q95 基金加入を継続しないと補助事業に参加できないのですか

A: 農林水産省生産局畜産部所轄の以下事業に参加する場合、基金制度の安定運営と借入金 の返済を確実に履行する為、基金制度への継続加入が条件になっています。

| 利家事業 (自作九十及) |
|--------------------------------|
| 一 般 予 算 |
| 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 |
| 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち |
| 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業) |
| 畜産・酪農生産力強化対策事業 |
| 畜産経営体質強化資金対策事業 |
| 環境負荷軽減型酪農経営支援 [新規] |
| 家畜能力等向上強化推進事業 |
| 繁殖肥育一貫経営等育成支援事業 |
| 鶏卵生産者経営安定対策事業 |
| 国産飼料資源生産利用拡大対策事業 |
| 草地生産性向上対策事業 |
| 飼料生産利用体系効率化対策 |
| 草地畜産基盤整備事業(公共) |
| 畜産経営体生産性向上対策 [新規] |
| 畜産GAP拡大推進加速化事業 |
| 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 |
| 畜産業振興事業 |
| 加工原料乳生産者経営安定対策事業 |
| 【酪農経営支援総合対策事業のうち】 |
| 中小酪農経営等の生産基盤維持・強化対策事業 |
| 地域の生産体制強化事業 |
| 乳用牛改良増殖推進事業 |
| 生乳流通体制合理化推進事業 |
| 【肉用牛経営安定対策補完事業のうち】 |
| 中核担い手育成増頭推進 |
| 優良繁殖雌牛導入支援 |
| 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛導入支援 |
| 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 |
| 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援 |
| 地方特定品種等の振興 |
| 離島等及び山振地域における肉用牛振興 |

対象事業 (令和元年度)



Q96 なぜ廃業した生産者に補てんした借入金を継続生産者の積立金から返済しなくてはなら ないのですか

A: 飼料機構から借り入れをおこなったのは3基金ですから、飼料機構に対して返済義務を 負っているのも3基金です。3基金は加入生産者の積立金の一部を返済に回していますが、 廃業した生産者に対して補てん金の返還を求める権利は有していません。

5. 各種変更

〈事務処理要領〉 第3章 数量契約の変更または解約

3. 加入生産者の名義変更・事業譲渡

- (1) 加入生産者が畜産経営の全てをその家族に譲渡する場合、単協等は2号会員等を通じて 基金に各種変更届を提出する。加入生産者が法人化により名義を変える場合は、各種変更届 に登記簿謄本を添付する。
- (2)加入生産者が畜産経営の全てを家族以外の者に譲渡する場合、単協等は2号会員等を通じて基金に、経営移譲にともなう名義変更申請書を提出し、事業譲渡契約書または預託契約書または家畜の売買契約書及び施設譲渡(賃貸借)契約書を添付する。
- (3)(1)及び(2)の手続により、譲渡元の生産者と締結した基本契約書及び数量契約書は、 当該年度中においては、譲渡先の生産者との契約書として効力を有する。
- (4)加入生産者が畜産経営の一部を譲渡し、自らも経営を継続する場合、単協等は次年度の 開始前に、2号会員等を通じて基金に各種変更届を提出する。この場合、譲渡元の生産者と 締結した数量契約書は、譲渡先の生産者に対しては、効力を有さない。
- (5)(1)(2)及び(4)のいずれの場合も、譲渡先の生産者は次年度の開始前に、次年度 数量契約書に加えて、次年度を開始時期とする基本契約書を締結する。

4. 加入生産者との契約先の変更

農協合併や商流の変更により、加入生産者の契約先が変わる場合、変更前の契約先単協等 は、2号会員等を通じて基金にJA合併届または商流変更申請書を提出する。

この場合、加入生産者が変更前の契約先単協等と締結した基本契約書及び数量契約書は、 当該年度中においては、変更後の単協等との契約書として効力を有する。

なお、加入生産者と変更後の契約先は、次年度の開始前に、次年度数量契約書に加えて、 次年度を開始時期とする基本契約書を締結する。ただし農協合併の場合は、次期基本契約期 間までは基本契約書を再締結する必要はないものとする。

Q97 今まで「肉牛」で契約していた生産者が、「乳牛」でも契約する場合の手続きはどうなり ますか。また、畜種を変更する場合の手続きは、どうなりますか

 A: 畜種の追加・変更は年度当初(新年度契約締結時)のみ可能です(年度途中での畜種 追加・変更はできません)。

畜種追加の場合は、基金システムの「生産者別契約情報入力」の画面から、すでにお持 ちの生産者コードに新たな畜種の契約を入力して下さい。

畜種変更の場合は、同じくすでにお待ちの生産者コードに、新たな畜種の契約を入力し、 その後元の畜種の契約を「削除」して下さい。

新たな畜種の契約区分は「継続契約」として登録していただき、各種変更届を提出して いただく必要はありません。

なお、「肉牛」と「乳牛」で契約していた生産者が「肉牛」のみに変更する場合は、「乳 牛」の契約を「削除」してください。

- Q98 個人生産者の引退・死亡等に伴い、契約者氏名を妻や子に名義変更する場合はどうすれ ばよいですか
 - A: 年度当初の契約時には、各JAにて安定基金システムで修正するとともに、変更後の名 義で基本契約書兼数量契約書を締結してください。

年度の途中で変更する場合は、P138の「基金加入生産者の各種変更届」を県連・くみ あい飼料を通じて全農へ提出して下さい。全農にてシステムデータの修正を行います。

なお、この際、特に証明書類等は必要ありませんが、特記事項の欄に続柄を記入してく ださい。

次年度の契約時には、変更後の名義で基本契約書兼数量契約書を締結してください。

Q99 個人経営者が法人化によって契約名義を変更する場合は、どうすればよいですか。また、 法人経営の生産者が社名を変更した場合はどうすればよいですか

A: 年度当初の契約時には、各JAにて登記簿謄本(登記事項証明書)等により確認のうえ、 安定基金システムで修正とともに、変更後の名義で基本契約書兼数量契約書を締結してく ださい。

年度の途中で変更する場合は、P138の「基金加入生産者の各種変更届」に登記簿謄本 (登記事項証明書)等を添付して、県連・くみあい飼料を通じて全農へ提出して下さい。 全農にてシステムデータの修正を行います。

次年度の契約時には、変更後の名義で基本契約書兼数量契約書を締結してください。

Q100 年度の途中で契約者が農場の経営を移譲した場合、どのような手続きを行うのですか

- A: 個人経営者が引退・死亡等に伴い妻や子が承継する場合(Q98を参照)を除き、年度の途中で農場の経営を移譲する場合、P140の申請様式「配合飼料安定基金契約者の名義変更について」に、経営の移譲を証明する書類として、
 - (1) 事業譲渡契約書(写し)
 - (2) 預託契約書(写し)

(3)家畜の売買契約書(写し)および施設の譲渡(あるいは貸借)契約書(写し) のいずれかを添付し、県連・くみあい飼料を通じて全農へ提出して下さい。

内容の確認ができましたら、全農にてシステムデータの修正を行います。

次年度の契約時に、経営委譲を受けた者の名義で基本契約書兼数量契約書を締結してく

ださい。

Q101 農場の移転に伴い、住所を変更するにはどうすればよいですか

A: 年度当初の契約時には、各JAにて安定基金システムで修正してください。
 年度の途中で変更する場合は、県連・くみあい飼料でシステム修正が可能です。契約管
 理メニューで「当初契約」を選択して生産者別契約情報入力画面に進み、生産者を検索した後、生産者情報変更ボタンから住所を修正してください。

ただし、翌年度の契約入力が始まる11月以降は翌年度のデータが修正されますので、 11月以降に当年度の住所を修正する場合は、P138の「基金加入生産者の各種変更届」 を県連・くみあい飼料を通じて全農へ提出して下さい。(4月以降に前年度の住所を修正 する場合も同様です。)この際、特に証明書類等は必要ありません。

Q102 飼料取引の農協を変更した場合(商流変更の場合)、どのような手続きを行うのですか

A:(1)年度当初に変更する場合

P145の様式により申請してください(県連と全農が統合している県域においては、 商流変更前の農協が全農宛ての申請書を作成し、飼料会社に提出してください)。前年 度の3月15日までに書類が全農本所に到着するようお願いします。

システムへの登録に関しては、現行契約している農協は契約削除を、商流変更先の農 協は新規契約登録を行ってください。申請書の提出を受けて、全農にて新規契約扱いを 継続契約扱いに変更します(新規扱いのままですと、別途納付金が発生する可能性があ ります)。

(2) 年度途中に変更する場合

P145の様式により申請してください(県連と全農が統合している県域においては、 変更前の農協が全農宛ての申請書を作成し、飼料会社に提出してください)。提出期限 (全農本所への到着)は以下のとおりです。

第2四半期(7月~) : 5月末

第3四半期(10月~) : 8月末

第4四半期(1月~) : 11月末

システムへの登録に関しては、全農にて行いますので、農協でのシステム操作は不要 です。

次年度の契約時に、変更後の農協と基本契約書兼数量契約書を締結してください。

Q103 農協の合併や名称変更、支所統合の処理はどうすればよいですか

A: P146の「JA合併届・JA名称変更届・JA支所統合届」を提出してください。特定 の加入生産者が、JA支所統合届のとおりに移管しない場合は、P148の「基金加入生産 者の所属支所変更届」を提出してください。

変更届等が県連・くみあい飼料を経由して全農本所に提出され、データが更新された日以降、新農協として取り扱います。データ更新日の設定等は、ご相談下さい。

また、県連飼料事業がくみあい飼料に移管されている県域において農協合併があり、補 てん金の振込口座を変更する場合は、P129の銀行口座振込依頼書をくみあい飼料を通じ て全農に提出してください(補てん金は全農から農協へ直接交付されるため)。

次期基本契約締結時に、合併後の農協と基本契約書兼数量契約書を締結してください。

Ⅲ. 数量変更

1. 数量変更

〈事務処理要領〉 第3章 数量契約の変更または解約

1. 数量変更および解約

加入生産者が、災害・廃業等やむを得ない事由で契約数量の減少または契約の解約を単協等 を通じて基金に申し込んだ場合に、基金は当該申し出を承認した後、評議員会および理事会の 追認を受けることができ、基金が変更を承認した日の属する四半期の次の四半期以降に係わる 積立金について、変更後の数量に相当する積立金の額とすることができる。 基金間移動に係る契約数量の変更についても、同様とする。

2. 数量変更または解約の手続

(1)変更または解約の申請手続の期限は、下記のとおりとする。(積立金の請求日との関連 があるので、変更解約の対象となる四半期の開始前までに行う)

| | 数量変更 | または解約の対象とな | :る四半期 |
|--|--|--|---------------------------------|
| | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
| | (7~9月)以降 | (10~12月) 以降 | (1~3月)以降 |
| 加入生産者~単 協 | 5月10日 | 8月10日 | 11月10日 |
| 単 協~2号会員 (加入生産者~2号会員) | 5月20日 | 8月20日 | 11月20日 |
| 2号会員 ~1号会員 (単 協~1号会員) (加入生産者~1号会員) | 5月 末日 | 8月 末日 | 11月 末日 |
| 1号会員 ~基 金 | 6月10日 | 9月10日 | 12月10日 |
| ア.期限が土曜日・日曜 (2)加入生産者は数量変 単協等は災害・廃業 | 日・祝祭日の場合は、 更・解約申請書に記名 等の事実関係を確認し | 金曜日あるいは前日に ム・押印して単協等に たうえ、証明書を添た | に繰り上げる。 是出する。 †して基金に提出する。 |

廃業証明書を発行する場合は、数量変更・解約の対象四半期の開始前に加入生産者が畜 産経営を終了し、家畜が全ていなくなることを確認する。

Q104 年度途中での数量変更は認められますか

A: 契約数量の変更は、災害その他特別な理由があり、かつ契約数量を減少する場合を除き 認められません。具体的には、廃業、風水害等の天災、家畜伝染病予防法に基づく防疫措 置、経営者の病気・怪我、行政措置等により飼養頭羽数を減じた場合、減じた家畜(家禽) 分の契約数量の下方修正を認めます。(廃業の場合は、数量変更の対象四半期の開始前に 廃業する生産者が対象です。)

P150の生産者からの申請書に農協組合長等の証明書を添付して、P151~152の様式で 県連・くみあい飼料を通じて全農に申請してください。

また、県連やくみあい飼料のとりまとめ部署はシステム入力を行ってください。基金に おける承認手続きを経て変更手続きが終了します。

Q105 数量変更の申請期限はいつですか

A: 積立金の請求との関連で、農協から県連等への申請期限(およびシステム入力期間)は

| 対象時期 | 農協から県連等 への申請期限 | システム入力期間 |
|---------|-------------------|-----------|
| 7~9月期 | 5月20日 | 5月1日~31日 |
| 10~12月期 | 8月20日 | 8月1日~31日 |
| 1~3月期 | 11月20日 | 11月1日~30日 |

以下のとおりとなっています。(土日祝日に当たるときは繰り上げ)

また、全農本所への提出期限は同じ月の月末です。

- Q106 システム入力を行った後、数量変更を行わないことになったため、データを削除したい のですが、どうしたらよいですか
 - A: 一旦登録されたものは県連やくみあい飼料では削除できませんので、全農本所にご連絡 ください。全農にてデータの削除を行います。
- Q107 生産者が死亡(または行方不明)の場合、生産者から申請書がもらえませんが、どうし たらよいですか
 - A: そのような場合、生産者からの申請書は不要です。 農協は、県連(または全農)宛ての申請書に廃業証明書等を添付して提出してください。
- Q108 災害等の発生により数量変更を申請する場合、どのような書類を添付すればよいですか
 - A: 廃業する場合は廃業証明書を、一時的に休業となる場合は休業証明書(P154)を、一 部減少の場合は飼養頭羽数の減少を証明する文書(P155)を添付してください。
- Q109 乳牛と肉牛の基金契約のある生産者が乳牛のみをやめる場合、数量変更の申請ができま すか
 - A: できません。 廃業として数量変更申請できるのは、全ての畜種の飼養をやめた場合です。

2. 追加数量変更

<事務処理要領> 第3章 数量契約の変更または解約

2. 数量変更または解約の手続

(3)基金契約者の死亡(または行方不明)により廃業となる場合、基金契約者の破産等により積立金が納付できない場合、風水害等の天災もしくは火災により被害が生じた場合、および家畜伝染病予防法等法令の定めに基づく殺処分等の命令が出された場合に限り、以下の期限までに追加的に申請を行うことができる。

| | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|--------------|------------|------------|----------|
| | (7~9 月)以降 | (10~12月)以降 | (1~3月)以降 |
| 1号会員への申請期限 | 6月20日 | 9月20日 | 12月20日 |
| 基金への申請期限 | 6月25日 | 9月25日 | 12月25日 |
| ア. 期限が土曜日・日曜 | 日・祝祭日の場合は、 | 金曜日あるいは前日に | 「繰り上げる。 |

Q110 なぜ追加数量変更を認めることにしたのですか

A: 数量変更の申請期限は当該四半期の前々月末(7~9月期の数量変更であれば5月末) となっていますが、その後は、どんな事由が生じた場合も、契約数量どおりに積立金を納 入しなければならなかったため、生産者が死亡した場合や、災害や鳥インフルエンザが発 生した場合などには、対応に苦慮してきました。

そこで、平成29年度より事務処理要領を改定し、通常の数量変更の申請期限で一旦締 め切り、積立金の請求を行うものの、

○基金契約者の死亡(または行方不明)により廃業となる場合

○基金契約者の破産等により積立金が納入できない場合

○風水害等の天災もしくは火災により被害が生じた場合

○家畜伝染病予防法等法令の定めに基づく殺処分等の命令が出された場合

に限り、以下の日程で追加的に数量変更の申請ができることとしました。(土日祝日 に当たる場合は繰り上げ)

| | 7~9月期 | 10~12月期 | 1~3月期 |
|----------|-------|---------|--------|
| 全農への申請期限 | 6月20日 | 9月20日 | 12月20日 |

Q111 通常の数量変更申請の期限より前に事由が発生していた場合でも申請できますか

A: 申請できます。

生産者の死亡や、災害が発生しても、すぐには申請の手続きができないことが想定され るためです。

Q112 病気や高齢化など、死亡や行方不明によらない廃業の場合、追加数量変更の対象になり ますか

A: 対象になりません。
 積立金納入までの日数が限られるため、事務上の混乱を避ける観点から、対象を限定せ
 ざるをえません。通常の数量変更の申請に間に合わなかった場合、翌四半期にかかる数量
 変更申請を行ってください。

Q113 追加数量変更の申請を行う場合の様式を教えてください

A: 生産者から農協等への申請様式は従来の様式を使用してください。
 農協から県連等、県連から全農への申請様式はP158~159の様式を使用してください。
 この際、当初申請内容と追加申請内容を記入していただきますが、生産者からの申請書等の添付は追加申請を行う分のみで結構です。

Q114 追加数量変更のシステム入力はどうすればよいですか

A: システム入力期間終了後のため、全農にて入力します。

Q115 追加数量変更には全農への申請期限しかなく、生産者から農協、農協から県連への申請 期限を設けていないのはなぜですか

A: 災害等は急に発生するものであり、できる限り柔軟に対応できるよう、あえて各段階で の申請期限を設けず、最終的に全農に所定の期限までに申請いただければよいようにして います。

Q116 追加数量変更の申請を期限内に行ったものの、積立金入金金額の変更が間に合わない場合、どうすればよいですか

A: 生産者から当初の金額で納入された場合は、差額を返金してください。
 農協→県連(飼料会社)、県連(飼料会社)→全農の各段階での変更が間に合わない場合、
 一旦、当初の金額で納入後、差額を返金してください。

Ⅳ. 積立

| 〈事 | 務処理要領> | 第5章 補てん | 積立金 | |
|------------------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------|----------------------------|
| 1 通営補てん積立金の負担 | 区分と単位数量 | 当たりの額(業績 | 路方法書筆 1 1 <i>•</i> | ~12条) |
| 通常補てん積立金の額け | 年度開始前に | 証義員の音見を | 聴き かつ 理 | 事会で決議したト |
| ショー いて しょう にな | 「反応応防に 相区分について | 日報員 ジニルビー け 業 教 古 注 書 に | 定められており | 年度開始前に今 |
| ノヨたりの頃とし、この員 目も通じて出物学に通知士 | | は未伤力仏音に | EUDALCAD | 、十皮囲如前に云 |
| 貝を通して単励寺に通知り | ጋ。 ፵ር ጵ ሰር ፲፰፡ | | もたまます (の)) | |
| | 男り余の2、個4 <加3 トス支支 | 哈左禰 しん突約: | | |
| (1) 基本契約期間の途中 | で加入する 台座 h | 経営者は、既加ノ | く 生産者 か 納入す | る項工金以外に、 |
| 業務万法書に定めら | れた算式により | 算出される額を: | 基準として、埋 | 事長が定めた別途 |
| 納付金を納入する。 | | | | |
| (2)別途納付金とは、あ | らたに加入する | 畜産経営者が、 | あらたに加入す | る事業年度開始時 |
| において既加入生産 | 者の持分財産た | る通常補てん準 | 備財産に繰越額 | がある場合、その |
| 繰越額に応じて別途 | に納付する積立 | 金である。 | | |
| (3) 畜産経営者が名義変 | 更や経営の全て | または一部を既 | 加入生産者から | 譲渡を受けた場合 |
| は第3章3項の手続 | きにより、また | 農協合併や商流 | の変更により加 | 入生産者の契約先 |
| が変わる場合は、第 | 3章4項の手続 | きにより、既加 | 入者として扱い | 、別途納付金の対 |
| 象としない。 | | | | |
| (4)既加入者が、災害の | 発生その他特別 | な事由により休 | 業したものの、 | 基本契約期間内に |
| 経営を再開し、数量 | 契約を締結する | 場合は、既加入 | 者として扱い、 | 別途納付金を徴収 |
| しない。 | | | | |
| 3. 異常補てん積立金 (業務) | 方法書第15条 | の7、 8) | | |
| 各事業年度内に国から交 | 付される補助金 | の額を下限とし | て、各事業年度 | ごとに生産局長が |
| 別に定めろ額に 当該事業 | 年度における安 | 定機構と当其金 | との契約割合を | ●して安定機構が |
| 筒定した全額を積み立てろ | | | | |
| 其余の請求に其づき1号 | 。 今員が其金に納 | 入し 基金け納 | 入された積立金 | 全貊を 安定機構 |
| 上 加入する | | | | |
| 1 通ヴはてん積立全の微加 | レ納入 (業務方法 | 注聿筆13条) | | |
| (1) 端て / 建立 / 金の 計算 | | | | |
| (1) 州(70頃立立の町昇 端て) 建立合の短け | しい坐たりの | 病に田平相ブレ | の初始粉具な垂う | いた妬しナス |
| 相くん惧立並の領は 記答味に致たすて | 、ドイヨにりの行 | 段に四十 労∟とり | の矢利数里を米 | した狼とりる。 |
| 計昇时に完生90円 (の) ※収むただ她すの押 | 不価の痛剱は四 | 店 ユ 八 と 9 つ。 い ト ナ フ | | |
| (2)徴収わよい納入の期 | 水は下記のとわ | りとする。 (#*:0 === > 1/4 #== | | |
| | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
| 加入生産者 ~単 協 | 3月20日 | 6月20日 | 9月20日 | 12月20日 |
| | | | | |
| 単協 ~2号会員 | 3月25日 | 6月25日 | 9月25日 | 12月25日 |
| (加入生産者~2号会員) | | | | |
| | | | | |
| 2 号会員 ~ 1 号会員 | 3月31日 | 6月30日 | 9月30日 | 12月30日 |
| (単 協 ~1号会員) | | | | |
| (加入生産者~1号会員) | | | | |
| | | | | |
| 1 号会員 ~ 基 全 | 3月31日 | 6月30日 | 9月30日 | 12月30日 |
| ア 期限が十曜日・日曜 | <u> 日</u> ・祝怒日の 提 | <u> らけ</u> 全 虚 日 本 認 日 本 記 | <u> しつりしし</u> ろいけ前日に編1 | <u> 2 / 3 0 円</u> 0 トげス |
| イ 別冷納付金け 新た | た加入 生産考か | ら その年度に | 山かス切約粉量 | シーリン。 を垂じて得られス |
| (1) 加速前門並は、利に 会館お二任して活音 | な加八工座407 はてしきさくし | | 「り」の笠の町平 | で不して付り400 相し同じ期阻まべ |
| | m て70個工工工 | 「ノノ乂トンキ「ー)で「「 | 41 い用 4 四十 | ノよ刈倒しりに |

に納入する。

- ウ. 基金が認めたときは、第1四半期分の納入に限り4月30日を納入の期限とする。
- (3)異常補てん積立金 1号会員は6月30日、9月30日、12月30日及び3月31日までに当該四半期 分を基金に納入する。期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日 に繰り上げる。

Q117 通常積立金の額はどのような手続きで決定されますか

A: 飼料月報(農林水産省編)の配合飼料価格(全畜種加重平均・工場渡価格)の平均価格の1,000分の40以内において配合飼料原料の需給見通し及び通常補てん準備財産の額を勘案し、毎事業年度の開始前に、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、トン当たりの通常補てん積立金の額を定めることとしています。

通常補てん積立金は、通常補てん金の財源ですが、その納入については通常補てん金の 交付を受ける加入生産者のほかに、加入生産者に配合飼料を供給する全農や県連およびく みあい飼料も負担しなければなりません。

加入生産者が負担する補てん積立金の単価の額は、補てん積立金単価の3分の1以上で、 県連・くみあい飼料が負担する補てん積立金の単価の額は、加入生産者が負担する額の2 分の1に相当する額で、残りを全農が負担します。

ただし全農の負担額は、加入生産者が負担する額の2分の1に相当する額を差し引いて 得られた額の範囲内において減額することができます。

令和元年度は加入生産者500円/トン、県連・飼料会社250円/トン、全農750円/トン(内 500円は積増し分)、合計1,500円/トンです。

Q118 通常積立金は他の基金(畜産基金・商系基金)でも同じ単価ですか

| | 全農基金 | | 畜産 | 至基金 | 商系基金 | | |
|-----|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|--|
| 生産者 | r T | 500円/トン | 生産者 | 500円/トン | 生産者 | 500円/トン | |
| 県連・ | 飼料会社 | 250円/トン | 加入会員 | 250円/トン | | | |
| 全農 | | 750円/トン | 契約会員 | 750円/トン | メーカー | 1,000円/トン | |
| | (内500円は | 積増し分) | (内500円) | は積増し分) | (内500円) | は積増し分) | |
| 合計 | | 1,500円/トン | 合計 | 1,500円/トン | 合計 | 1,500円/トン | |

A: 基金によって異なります。令和元年度については、以下のとおりです。

Q119 異常積立金の額はどのような手続きで決定されますか

A: 異常基金は国庫補助金と同額を民間3基金で積立てるため、国の造成額に全農基金の契約比率を乗じた額を基金が全農から納入を受け、飼料機構に納付しています。なお、令和元年度以降については、現在のところ納付の予定はありません。

Q120 積立金はどのように生産者に通知すればよいですか

A: 安定基金システムより積立金通知書(P160)を出力し、生産者に通知してください。
 第2四半期(7~9月期)の積立金通知書には、同時に徴収する別途納付金も合わせて
 印字することができますので、ご利用ください。

Q121 通常積立金の税務上の扱いはどうなりますか

A: 通常積立金は、所得税法施行令167条2および法人税法施行令136条の「法人および個人 が、各事業年度において、農畜産物の価格の変動による損失を補てんするための業務を主 たる目的とする一般社団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもので国税 庁長官が指定したものに充てるための負担金を法人にあっては損金算入、個人にあっては 必要経費に算入する。」という内容にもとづき、基本契約期間(4年)毎に通常基金が指 定を受け、必要経費又は損金算入(免税)が認められています。

Q122 異常積立金の税務上の扱いはどうなりますか

A: 異常積立金は、租税特別措置法66条11-1-5の「商品の価格変動による異常な損失を補て んする業務を行う公益法人等で、その業務が国の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的 に運営されていることにつき、政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定する ものについて、その業務に充てるための負担金を、法人にあっては損金算入する。」とい う内容にもとづき、飼料機構が民間が積立てる年度毎に指定を受け、損金算入の特例を認 められています。

Q123 積立金に消費税はかかりますか

A: 「保険料に類するもの」として、非課税扱いになります。

Q124 積立金の振込手数料はどこが負担しますか

A: 振込手数料は振込者がご負担下さい。振込手数料を差し引いて積立金を納入した場合、
 理事会で決定した積立単価を変更したことになります。

Q125 積立金の遅延、立て替え、肩代わりはできますか

A: たとえ一時的でも積立金の納入が遅れる事は制度上許されません。契約農協等がいったん立て替える事も適切ではありませんが、一時立て替えたときは、速やかに徴収して下さい。
 肩代わりは贈与ともとられますので、契約に基づき遅滞なく行って下さい。

Q126 積立金を徴収する際、生産者に支出する奨励金と相殺してもよいですか

A: 奨励金等との相殺は認められません。また、地方自治体(県や市町村)や農協等で生産 者の基金積立金に対する助成金等が支出される場合は、積立金は積立金として徴収し、助 成金は助成金として生産者に支出して下さい。

Q127 積立金を飼料代金に上乗せして請求してよいですか

A: 飼料代金への上乗せは認められません。飼料代金とは別に徴収してください。

Q128 積立金を毎四半期開始前に納入するのはなぜですか

A: 基金制度は一種の保険的性格をもっており、積立金納入と同時に発効するのが建前です。
 (保険も契約だけでは発効しません。掛金を納入して初めて被保険者となり得ます。)
 ただし、第1四半期だけは、契約のとりまとめに時間を要するので、例年、4月末の納入期限に変更されています。

Q129 農協は積立金について領収書を出すことはできますか

A: 生産者が負担する積立金は最終的に安定基金に納入されるものであり、農協は一旦預かる立場ですが、金銭を受領した事実はありますので、領収書を出すことができます。なお、その際、安定基金の代理として請求した旨を記載することも可能です。

Ⅴ. 補てん

1. 補てん単価・金額の算出

Q130 補てん金はどのような場合に交付されるのですか

A:(1) 補てん金の交付については、輸入原料価格の上昇の度合いに応じて

- ア. 通常補てん金のみが交付される場合
- イ. 異常補てん金の交付が伴う場合

があります。

通常補てん金は、輸入5原料(とうもろこし・マイロ・大豆粕・大麦・小麦)の1 ケ月前(4~6月期であれば3~5月)の通関価格を当該四半期の飼料工場の原料使 用量で加重平均した「平均輸入原料価格」と、同様にして直前1年間の平均を求めた 「基準輸入原料価格」との差額が補てん単価の上限となり、評議員会の意見を聴き、 かつ、理事会の議決により決定されます。

- (2) 異常補てん金が交付される場合の通常補てん単価は、上記の補てん単価から異常補 てん単価を差し引いた額となります。
- (3)平均輸入原料価格と基準輸入原料価格との差が250円未満となった場合は、財源の有効活用や効率的な基金業務を行う観点から、補てんは実施されません(平成26年度第3回理事会決議)。
- (4) 補てん単価は50円刻み(50円未満切り捨て)です。



【通常補てん単価の算出例(平成30年7~9月期)】

Q131 補てんがおこなわれる場合の補てん対象数量とは何ですか

A: 補てん対象数量は、補てん対象四半期の加入生産者の契約数量と購入数量のいずれか低い数量のことです。これに補てん単価をかけたものが補てん金額となります(1円未満の端数は切り捨てとなります)。

Q132 補てん金算出に用いられる通関価格や原料使用量のデータ元は何ですか

A: 通関価格は、財務省が公表している「貿易統計」より、原料使用量は、農林水産省生産 局畜産部飼料課編「流通飼料価格等実態調査」より得られるデータを用います。

また、通関価格については毎年3月に確定値が公表されるまでは速報値を用い、確定値 が公表されたら確定値に置き換えます。原料使用量についても毎年8月に前年度分の使用 量が再報告されるためそちらに置き換えます。

Q133 輸入原料のうち、なぜこの5原料を用いるのですか

A: 配合飼料に占める輸入原料は多岐にわたっているため、全原料を基準に採用すると算定 に係る事務が膨大となり、補てん金の支払い時期にも影響が及ぶことから、配合飼料全体 に占める割合が7割程度となる5原料(とうもろこし・マイロ・大豆粕・大麦・小麦)を 基準として算出します。

Q134 以前は補てん単価算出にふすまが使われていましたが、なぜ除外されたのですか

A: ふすまの輸入価格は、貿易統計上、飼料用とそれ以外の用途(主に食用と思われる)が 区別されていません。近年は、飼料用ふすまの輸入量が減少してきており、飼料用ふすま の輸入が無い月は、食用と思われる高価格のふすまをもとに輸入価格が算定され、飼料コ ストの変動と乖離してしまう状況が生じました。

このため、平成29年1~3月期よりふすまを除外し、より実態に近いデータをもとに 補てん単価を算出できるようにしました。

Q135 異常補てん金はどのような場合に交付されるのですか

A: 異常補てん金の発動要件は、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の輸入原料価格の 115%を上回っている場合に、115%を超える上昇幅の範囲内において、畜産経営の動向、 畜産物の需給事情、配合飼料価格水準の推移その他の事情を考慮して、飼料機構の理事会 の議決を経たのち、農林水産省の承認を得て決定されます。

Q136 なぜ異常補てんの発動要件を直前1年間の輸入原料価格の「115%以上の値上がり」と したのですか

 A: 制度発足時において、輸入原料の価格の直前1年間の平均価格に対する変動率を正規分 布とみなし、「異常な値上がりの幅」を、標準偏差を超えた場合としました。この場合、 「異常な値上がりの幅」は変動係数(標準偏差÷平均値)で計算されます。 制度発足直前8年間(昭和41~48年)について計算すると、変動係数は14.3%であ ったことから、これを基に115%の要件が設定されました。 長期的にみると、現在もこの値はほぼ変わっていません。

Q137 異常補てんの特例基準とは何ですか

 A: 上記の条件で異常補てんが発動されない場合で、当該四半期の輸入原料価格(平均輸入 原料価格)が当該四半期の1年半前から半年前までの1年間の平均価格(特例基準輸入原 料価格)を123.3%以上上回っている場合に、123.3%を超える上昇幅の範囲でかつ当該四 半期の直前1年間の輸入原料価格を超える額の3分の1を上限として決定されます。

Q138 なぜ異常補てんに特例基準を設定したのですか

A: 直前1年間の平均と比較する発動基準のみだと、輸入原料価格の急騰後は異常補てんが 出にくくなり、通常補てんへの財源負荷が大きくなる傾向があるため、平成26年度より、 新たに特例基準を設け、急騰後に異常補てんが発動しやすくなる仕組みにすることにより、 通常補てんの財源負担を軽減するよう見直しました。

- Q139 なぜ特例による異常補てんは、当該四半期の直前1年間の輸入原料価格を超える額の1 /3までとしたのですか
 - A: これまでの異常補てんの発動実績(平均)をみると、異常補てんの発動額は、当該四半期の直前1年間の輸入原料価格を超える額の1/3弱だったことからです。

Q140 特例による異常補てんの発動基準はどうして123.3%にしたのですか

A: 年15%の上昇が1年半継続した水準を計算すると、理論的には√115%×115%≒123.3% となるためです。

Q141 補てん単価を算出するのに配合飼料価格ではなく、輸入原料価格を用いるのはなぜですか

A: 異常補てん単価の算出には以前より輸入原料価格が用いられてきましたが、通常補てん 単価については、平成25年度まではメーカーが公表する配合飼料価格の改定幅が用いら れていました。しかし、畜産をめぐる厳しい環境の中、配合飼料メーカーは多様な販売形 態を模索し、通常補てん制度の指標としてきた配合飼料価格改定幅の指標性が低下してき たと考えられるようになりました。そこで、平成26年度より通常補てんにおいても輸入 原料価格を用いることで、通常補てんを公正・客観的な指標の下で運用されることとなり ました。

また、平成26年度にはこれに合わせて、特例基準の設定による異常補てんの機能強化 や、市中銀行からの借入金を農畜産業振興機構(ALIC)に借換えることによる借入金 の償還圧力の緩和(通常補てん財源の強化)も行われ、制度全体の抜本的な見直しが図ら れました。

Q142 平成26年度の基金制度の抜本見直しはなぜ行なわれたのですか

A: 平成25年度第2四半期に、業務方法書上の補てん上限額はトン当たり5,050円となったものの、これ以上の借入は困難との判断から、通常補てん単価をトン当たり2,400円とし、国がトン当たり1,325円の特別交付金を交付、全農や配合飼料メーカーが残りのトン当たり1,325円を支出しました。

このような経過から、国は平成25年12月に「配合飼料価格安定制度の見直し」を発 表しました。

Q143 平均輸入原料価格の動きが、配合飼料価格の動きと異なるのはなぜですか

A: 平均輸入原料価格の算出には、貿易統計による通関価格を用いています。これは、補て ん額を計算するための指標であり、実際の配合飼料原料の購入額とは異なります。その差 の要因は、(1)基準となる5原料以外の原料の価格変動額、(2)外国為替の手当時期の タイムラグ、(3)輸入原料が入港してから工場で使用されるまでのタイムラグ、(4)配 合飼料価格改定にともなう原料購買時期と輸入原料価格を算出する通関価格の適用時期の タイムラグ等が考えられます。

Q144 補てん単価はいつ分かりますか

A: 補てん単価の算出に必要な統計データが全て公表されるのが、当該四半期の翌月の10 日頃になり、通常補てんについては、その月の下旬頃に開かれる安定基金理事会で決定されます。例えば、4~6月期の補てん単価を算出するのに必要な統計データが揃うのが7 月10日頃、安定基金理事会で決定されるのが7月下旬頃となります。

また、異常補てんについては、通常補てんの発動が条件なので、通常基金の理事会開催 後に飼料機構の理事会で決定されます。

2. 出荷実績の報告

〈事務処理要領〉 第6章 補てん金の交付

1. 出荷実績数量の報告

加入生産者別の補てん金額の算定は、各四半期の契約数量を限度として、出荷数量にトン当たり補てん額を乗じて行う。

単協等は、下記の期限までに、加入生産者別に集計した当該四半期の配合飼料出荷実績 を安定基金システムに入力する。

システム入力後、出荷報告書を印刷し、担当者印・経理等印・所属長印を押印し、各年 度終了後10年間保存する。

| | 第1四半期分 | 第2四半期分 | 第3四半期分 | 第4四半期分 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| システム入力期限 | 7月28日 | 10月28日 | 1月28日 | 4月27日 |
| | | | | |

期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

- (1) 出荷実績集計における留意点
 - ア.入力する数量は、当該単協等の販売伝票等を用いて加入生産者別の購入数量を集計し、 出荷元のくみあい配合飼料会社(工場)または2号会員から入手した出荷数量データに より確認する。
 - イ. 集計は加入生産者別に行うこと。単協全体や部会等のグループで行うことはできない。
 - ウ.対象とする配合飼料は業務方法書第3条による。なお、糖蜜飼料、養魚飼料は対象としない。
 - エ. 複数の畜種飼養者における補てん対象数量は、畜種別購入数量の合計とし、畜種別の 契約数量の合計を超えないものとする。
 - オ.対象品目の確認に当たっては、飼料品質表示基準(昭和51年7月24日農林省告示第760 号)に基づき製品に表示される原材料名及び原材料の区分別配合割合による。
 - カ.1号及び2号会員又は指定飼料会社は対象外銘柄一覧表を作成し、毎年12月末まで に基金及び単協等に提出する。期中での対象外銘柄の追加は、都度報告する。
 - キ. 出荷数量の切り上げや、架空の数値を集計してはならない。
 - ク. 月別・加入生産者別配合飼料集計表を作成し、毎月都度集計しておくことが望ましい。
 - ケ.補てん対象四半期の飼料かどうかの判断は、原則として補てん対象配合飼料を畜産経 営者へ出荷した日とする。なお、補てんの有無に応じて購入日基準と出荷日基準を変更 してはならない。
 - コ.加入生産者別に、販売(出荷)年月日、銘柄、数量をとりまとめた台帳等を月ごとに 作成し、事務所等に備え付ける。
 - (2) 補てん交付額の算定
 - ア.加入生産者別に、当該四半期の総契約数量と報告された総購入数量を比較し、いずれ か低い数値にトン当たり補てん額を乗じて算出する。
 - イ. 農場所在地が複数の農協にまたがる加入生産者については、契約数量・出荷実績とも に各農場の数量を合算して総契約数量と総購入数量を算出する。
 - ウ. 異常補てんが行われるときは、補てん金額合計から異常補てん金額を差し引き、残額 を通常補てん金額とする。
 - エ. 端数は加入生産者ごとに円未満切り捨てとする。
- (3)出荷実績数量報告書類の保存出荷実績数量報告書類は、各年度終了後、10年間保存すること。
- 4. 出荷実績報告における過小報告、過大報告の処理
 - (1) 過小報告に気づいたとき、単協等は交付金受領後30日以内に、2号会員等を通じて 基金に追加請求を行う。
 - (2) 過大報告を行ったことにより返還の必要が生じたときは、単協等はその都度2号会員 等を通じて速やかに基金に補てん交付金を返還する。

<事務処理要領> 第9章 TMR飼料

- 1.価格差補てん事業の対象とするTMR飼料とは、くみあい配合飼料工場から出荷された時点 で、業務方法書第3条に規定する「穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性 油かす類及び動物質性飼料の3区分のうちうち少なくとも1区分に属する原材料からなり、 これらの4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料(ただし、これらの4区 分に属する原材料が3種類以下となっている飼料と乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃 縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く)」に該当する飼料とする。 ただし、製造時に加水されたTMR飼料の場合、加水部分は対象外とし、2号会員・指定 飼料会社はTMR飼料における安定基金対象割合を単協に通知する。
- 1の2 補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は、製造時に加水さ れたTMR飼料については2号会員・指定飼料会社が通知した安定基金対象割合を乗じた数 量とする。
- 2. くみあい配合飼料工場以外の場所において、くみあい配合飼料工場から出荷された配合飼料 に乾草、ビートパルプ等の原材料を混合して製造されたTMR飼料については、配合飼料部 分のみを価格差補てん事業の対象とし、単協等は2号会員・指定飼料会社から(2号会員・ 指定飼料会社からTMR飼料の供給を受けていない場合はTMR製造者から)、TMR飼料 における安定基金対象割合を入手する。
- 2の2 補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は、くみあい配合飼料工場以外の場所において製造されたTMR飼料については2号会員・指定飼料会社から(2 号会員・指定飼料会社からTMR飼料の供給を受けていない場合はTMR製造者から)入手 した安定基金対象割合を乗じた数量とする。

Q145 補てん金が発動する場合の、出荷実績報告のシステム入力はどのようにすればよいですか

A: 当該四半期終了後、出荷伝票等をもとに、各JAにて、生産者・月別の補てん対象飼料 の出荷実績数量をシステムに入力してください。出荷実績数量の最小単位は、1kg単位ま でです。入力方法については、P77~の操作マニュアルをご覧ください。

また、システム入力後、出荷実績報告書(P161)を出力し、所定の欄に担当者印・経 理等印・所属長印を押印の上、10年間保存してください(経理等印は出荷実績を管理す るシステムや経理の担当者が押印してください)。

Q146 出荷実績のシステム入力期間はいつですか

| 対象時期 | システム入力期間 | |
|---------|-----------|--|
| 4~6月期 | 7月1日~28日 | |
| 7~9月期 | 10月1日~28日 | |
| 10~12月期 | 1月4日~28日 | |
| 1~3月期 | 4月1日~27日 | |

A: 以下の期間中に入力してください(期限が土日祝日に当たるときは繰り上げ)。

なお、入力期限内であれば、一旦登録したものであっても、システム上で修正が可能です。

Q147 TMRの出荷実績報告はどのようにすればよいですか

A: TMR購入数量に安定基金対象割合をかけたものが、対象となります。P168の「TM Rの安定基金出荷実績報告に関する確認表」等を活用し、適正に行ってください。(作成 した確認表等は、出荷実績報告書に添付して保管してください。)

安定基金対象割合は、くみあい配合飼料工場で製造されたTMRについては加水部分を のぞく割合、くみあい配合飼料工場以外で製造されたTMRについては、基礎配合飼料の 割合であり、県連やくみあい飼料等からJAに通知されることになっています。

TMR購入数量に安定基金対象割合をかけた結果、kg未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。たとえば、

TMR購入数量 65kg×安定基金対象割合 50% = 32.5kg

kg未満を切り捨て→ 32kg

となります。システム入力はトン単位なので、0.032となります。

Q148 契約した畜種以外の出荷実績を含めて報告してもよいですか

A: 対象数量は、契約のある畜種の飼料のみとするように指導がなされています。ただし、
 乳牛の一貫経営で、肉牛の飼料を使う場合などを想定し、肉牛か乳牛のいずれかの契約が
 あれば、いずれの畜種の飼料も対象とすることができます。同様に、育すうと成鶏についても、いずれかの契約があれば、いずれの畜種の飼料も対象とすることができます。

Q149 生産者で複数の畜種の契約がある場合、出荷実績調整ができますか

A: 畜種別の出荷実績を入力すると、システムで自動的に調整を行います(出荷実績が契約 数量を上回った畜種を、他の畜種で契約数量が余っている部分に加算し、補てんが出るようにします)。農協においては、どのような調整が行われたか、確認してください。

Q150 併用生産者が基金間移動で転入した場合の出荷実績報告はどのようにするのですか

A: 前年、あるいは当年度に全農系基金の加入があり、基金間移動によって他基金契約を全 農基金へ転入した場合、生産者は従来の基金契約と基金間移動転入時の基金契約の2つの 契約をもつことになりますが、この場合も、複数畜種の契約者と同様、システムで自動的 に調整を行います。農協においては、重複して入力しないよう注意してください。

- Q151 広域生産者など、同一名義の加入者が複数の農協と基金契約している場合、数量契約と 出荷実績の合算は可能ですか
 - A: 同一の経営者が広域で事業を展開しており、商流が別れているだけなので合算できます。 県連や飼料会社より調整結果が連絡されますので、出荷実績が契約数量を上回った農協は、 P169の文書を作成のうえ、調整先の農協に発信してください。この文書を受けた農協は 出荷実績の追加入力を行ってください。文書は両農協において出荷報告書に添付して保管 してください。

Q152 四半期の出荷数量がO(ゼロ)の生産者があった場合はどのように入力するのですか

A: そのような場合も含め、出荷実績がない月については必ず0(ゼロ)を入力してください。 未入力ですと、農協単位で実績報告が終了していない扱いとなりますのでご協力ください。

Q153 出荷実績報告時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか

A: P176の「補てん金交付に関する事務チェックリスト」をご活用ください。ミスの大半は、出荷報告数量の集計ミス、基金対象外銘柄を集計、対象四半期以外の出荷日分を集計(期ずれ)、袋物の集計ミスが占めますので、特に注意してください。

Q154 システム入力期限以降に出荷実績の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか

A: 入力期限後はデータ修正が行えませんので、一旦、登録された内容に基づき補てん金が 交付されます。農協においては、間違いと分かっていたとしても、全農・県連より交付さ れた金額をそのまま生産者に交付してください。

その後、P170~173の様式を用いて、県連・くみあい飼料を通じて、全農に申請してく ださい。補てんのあった月の翌月15日までに全農本所に提出されるようお願いします。 補てん金が過小であった金額について追加補てんを行います。追加補てんを行った場合は、 交付後、補てん金交付報告書の提出をお願いします。

また、出荷実績が過大に報告された場合、補てん金の返還が必要となりますので、上記 追加補てんの手続きと同時に処理するか、それ以降であっても間違いに気づいた時点で速 やかに返納を行ってください。

3. 補てん金の交付

〈事務処理要領〉 第6章 補てん金の交付

2. 補てん金の交付

- (1)1号会員は、安定基金システムにより集計した補てん金額を対象四半期最終月の翌々月8 日(この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる)までに 基金に請求する。
- (2) 基金は請求に基づき、1号会員に対して対象四半期最終月の翌々月15日(この日が土 曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる)までに補てん金を交付 する。
- (3) 交付金は受領後、次の期日内に各々の契約者に交付する。
 - ア.1号会員:基金から受領後即日または翌日
 - イ. 2号会員:1号会員から受領後5日以内
 - ウ. 単 協:2号会員等から受領後7日以内
- (4) 補てん金は最終的に全額を加入生産者に交付する。会員や単協に滞留させてはならない。
- (5) 補てん金交付に関する留意点
 - ア. 補てん金は現金または預金口座振込により交付する。
 - イ. 補てん金交付については、必ず加入生産者に対し、補てん金交付額、契約数量、購入 実績数量及び補てん対象数量を明記した文書にて事前に通知し、誤りがないか確認する。
 - ウ. 補てん金は飼料代金と相殺したり、補てん積立金と相殺してはならない。
 - エ.現金で交付した場合は領収証を徴収する。
- 3. 交付完了報告書の提出
 - 補てん金交付終了後、下記により報告する。
- (1)報告する内容
 - ア. 補てん交付金の交付金額
 - イ. 補てん交付金の交付年月日
- (2)報告書の提出期限
 - ア.単協:補てん金受領後30日以内に、2号会員(または1号会員)あて報告する。
 - イ.2号会員等:単協からの報告を取りまとめのうえ、速やかに1号会員あて報告する。

ウ.1号会員:2号会員等からの報告を取りまとめ、基金あて報告する。

Q155 補てん金はいつまでに交付しなければなりませんか

| 対象時期 | 全農→県連(農協)※ | 県連→農協 | 農協→生産者 |
|---------|------------|--------|--------|
| 4~6月期 | 8月15日 | | |
| 7~9月期 | 11月15日 | 県連が受領後 | 農協が受領後 |
| 10~12月期 | 2月15日 | 5日以内 | 7日以内 |
| 1~3月期 | 5月15日 | | |

A: 補てん金の交付日は以下のとおりとなっています。(土日祝日に当たる場合は繰り上げ)

※ 県連と全農が統合した県域においては、全農から農協に直接交付される。

※ 飼料会社直対の生産者は、全農から生産者に直接交付される。
Q156 補てん金はどのように生産者に通知すればよいですか

A: 安定基金システムの帳票出力メニュー画面から「交付通知書」(P163)を出力し、生産 者に事前に通知してください。

Q157 補てん金交付報告書はいつまでに提出しなければなりませんか

A: 農協は補てん金交付終了後、補てん金交付報告書(P164~165)を県連(県連と全農が 統合した県域においては全農)に提出してください。県連は農協からの報告書を取りまと めて、県連の補てん金交付報告書(P166~167)とともに全農に提出してください。補て んがあった月の翌月15日までに全農本所に提出されるよう、お願いします。

Q158 補てん金を飼料代金や積立金等と相殺することはできますか

A: できません。農協においては、全農・県連から交付された金額を、相殺や滞留させるこ となく、生産者に交付してください。

Q159 補てん金は課税対象ですか

A: 補てん金については加入生産者の収益とみなされるので課税の対象です。消費税は「保険金に準ずるもの又は国等から受ける補助金等」として、不課税扱いになります。

Q160 補てん金の経理処理はどうすればよいですか

A: 飼料費の減額として経理するか、飼料費の控除科目として「飼料補てん収入」を設けて 経理します。

補てん金の交付時期は交付対象となる四半期の約1ケ月半後となるので、個人事業者の 場合、年末において10~12月期の補てん金は次のように仕訳し、飼料の購入原価から 控除してください。

 未収金
 ×××円
 飼料補てん収入
 ×××円

 (詳細は、中央畜産会「畜産経営者のための青色申告の手引き」を参照してください。)

Ⅵ. スケジュール

| | | | 主刀 幺与 | 数量変更 | | 建立 | Γ | オナノ | | |
|------|-----------------|----------|---|--------------------------|---|--------------------------|----------|---------------------------|--------|-------------------------|
| | | | 关*1 | 商流変更 | | 1月立 | | ř用しん | | 追加補てん |
| 今知 | 元 <u>年(</u> 201 | 9年 | .) | | | | _ | ₽┯┲₀₽₩ | | |
| 10 日 | 18 | | •/ | | | | | K7C.7-9月期 出荷報告システム入力開始 | | |
| 1071 | | 木 | | | | | | | | |
| | 28日 | | B2年度契約 | R2.1-3月期 | | | | 出荷報告システム入力締切 | | |
| 11月 | 1日 | ··· 金 | 基金契約システム入力開始 | 数量変更システム入力開始 | | | | | Г | B元 7-9日期 |
| | 15日 | 金 | | | | | - | 補てん金交付 | ╏┎╾┶ | |
| | 29日 | 金 | | 数量変更システム入力締切 | | | | (全農→県建・農協) | | |
| | 2011 | - | | 数量変更書類 提出期限 | | | | | | |
| | | | | (全農本所必看日) 商流変更書類 提出期限 | | P2 1_2日期 | | | | |
| 12日 | 0日頃 | в | | (全農本所必着日) | | 積立請求文書発信 | | | | |
| ТŹЛ | 13日 | 会 | | | | <u>(全農→県連・飼料会社)</u> | | 補てん報告提出期限 | 追加 | 補てん申請 提出期限 |
| | 20日 | 金 | | 追加数量変更 提出期限 | | 積立金納入期限 | | (全農本所必者日) | | (全農本所必者日) |
| | 25日 | 水 | | | | (生産者→晨協) 積立金納入期限 | | | | |
| | 27日 | · 金 | | | + | (展協→県建・駒科会社) | | | i | 追加補てん 交付日 |
| | 27日 | 金 | | | ╈ | 積立金 納入期限 | | | (| 生展→県建・展協) |
| 令和 | 2年(202) |)年) | | | | (県建・駒科会社→主長) | | | | |
| 1月 | | 月 | | | | | Γ | 出荷報告システム入力開始 | 1 | |
| | 10日頃 | 金 | | | | | - | 補てん単価速報 | | |
| | 28日 | 火 | | | | | | 出荷報告システム入力締切 | | |
| | 31日 | 金 | | | | | | | 追加 | 補てん報告 提出期限 |
| 2月 | 14日 | 金 | | | | | 1 | 補てん金交付 (全農→県連・農協) | | R元.10-12月期 |
| 3月 | 6日 | 金 | 基金間移動申請 提出期限 (全農太所必善日) | | | | | | | |
| | 13日 | 金 | 基金間移動申請提出期限 (其全事發展必差日) | | | | | 補てん報告 提出期限 | 追加 | 補てん申請 提出期限 |
| | | | (<u>全</u> 重 <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> () 商流変更書類 提出期限 (全農太所必善日) | | | | | | | 工展于///2/7/日/ |
| | | | 基金契約システム入力締切 | | | | | | | |
| | 30日 | 月 | 基金契約システム修正締切 (~15時) | | | | | | | |
| | 31日 | 火 | | | | | | R2.1-3月期 | 道 (| 追加補てん 交付日 全農→県連・農協) |
| 4月 | 1日 | 水 | 契約数量 確定日 | | | R2.4-6月期 | | 出荷報告システム入力開始 | | |
| | 8日頃 | 水 | | | | 積立請求文書発信 (全農→県連·飼料会社) | | | | |
| | 10日頃 | 金 | | | | | | 補てん単価速報 | | |
| | 15日 | 水 | 契約書(全農押印分) 提出期限(全農本所必差) | | | | | | | |
| | 24日 | 金 | | | | 積立金 納入期限 (生産者→農協) | | | | |
| | 27日 | 月 | *************************************** | | | 積立金 納入期限 (農協→県連・飼料会社) | 2000 200 | | | |
| | | | | | | | | 出荷報告システム入力締切 | | |
| | 30日 | 木 | | R2.7-9月期 | | 積立金 納入期限 (県連・飼料会社→全農) | | | 追加 | 補てん報告 提出期限 (全農本所必着日) |
| 5月 | 1日 | 金 | | 数量変更システム入力開始 | | | | | | R2.1-3月期 |
| | 15日 | 金 | | | | | ľ | 補てん金交付 (全農→県連・農協) | | |
| | 29日 | 金 | | 数量変更システム入力締切 | | | | | | |
| | | | | 数量変更書類 提出期限 (全農本所必着日) | | | | | | |
| | | | | 商流変更書類 提出期限 (全農本所必着日) | | | T | | | |

| | | | ta 6/ | | 数量変更 | | Γ | 7+ 1 | 1 [| | | | |
|-----|---------|----------|----------------------------|-------|-------------------------|---|---|--------------------------|------------|-------------------------|----------|-----------------------------|-------|
| | | | 契約 | | 商流変更 | | | 積立 | | 補てん | | 追加補てん | |
| 令和 | 2年(2020 | . 0年) | | | | | | R2.7-9月期 | | | | | |
| 6月 | 8日頃 | 月 | | T | | | Τ | 積立請求文書発信 (全典→見速:詞料会社) | | | | | |
| | 15日 | 月 | | İ | | | t | (主展 示理 詞科云江) | | 補てん報告 提出期限 | - | 追加補てん申請 提出期限 (全典本訴必差中) | Į |
| | 19日 | 金 | | ; | 追加数量変更 提出期 (全典本所必差中) | 限 | + | 積立金 納入期限 (生産者一農物) | | (主展平川20月日) | | (主展平川必有口) | |
| | 25日 | 木 | | ÷ | | | - | <u> </u> | | | | | 41444 |
| | 30日 | 火 | 80%ルール確認書 提出期限 | | | | t | (<u>展協一宗建・</u> | | B2 4-6月期 | | 追加補てん 交付日 (全典→見速・典控) | |
| 7月 | 1日 | 水 | (主慶平所必相口) | | | | | | | 出荷報告システム入力開始 | | (主展) 示理 展励/ | |
| | 10日頃 | 金 | 下期基金間移動 | | | | | | | 補てん単価速報 | | | |
| | 28日 | 火 | | | | | | | | 出荷報告システム入力締切 | *** **** | | 1.000 |
| | 31日 | 金 | | | R2.10-12月期 | 7 | | | | | - | 追加補てん報告 提出期限 (全農本所必着日) | Į |
| 8月 | 3日 | 月 | | | 数量変更システム入力開 | 始 | | | | | | | |
| | 7日 | 金 | 下期基金間移動 提出期限 (全農本所必着日) | | | | | | | | | R2.4-6月期 | |
| | 14日 | 金 | 下期基金間移動 提出期限 (基金事務局必着日) | | | | | | | 補てん金交付 (全農→県連・農協) | * | | |
| | 31日 | 月 | 契約書(全農押印分) 提出期限(全農本所必着) | | 数量変更システム入力締 | 切 | | | 0400040 OH | | oo oooo | | 34000 |
| | | | | 1 | 数量変更書類 提出期 (全農本所必着日) | 限 | | | | | | | |
| | | | | Ī | 商流変更書類 提出期 (全農本所必着日) | 限 | | R2.10-12月期 | | | | | |
| 9月 | 7日頃 | 月 | | | | | Ϊ | 積立請求文書発信 (全農→県連·飼料会社) | | | | | |
| | 15日 | 火 | | | | | | | | 補てん報告 提出期限 (全農本所必着日) | | 追加補てん申請 提出期限 (全農本所必着日) | Į |
| | 18日 | 金 | | ; | 追加数量変更 提出期 (全農本所必着日) | 限 | | 積立金 納入期限 (生産者→農協) | | | | | |
| | 25日 | 金 | | | | | | 積立金 納入期限 (農協→県連·飼料会社) | | | | | |
| | 30日 | 水 | | | | | | 積立金 納入期限 (県連・飼料会社→全農) | | R2.7-9月期 | | 追加補てん 交付日 (全農→県連・農協) | |
| 10月 | 1日 | 木 | | | | | | | | 出荷報告システム入力開始 | | | |
| | 12日頃 | 月 | | | | | | | | 補てん単価速報 | | | |
| | 28日 | 水 | | | | | | | | 出荷報告システム入力締切 | | | |
| | 30日 | 金 | R3年度契約 | | R3.1-3月期 | 1 | | | | | 1 | 追加補てん報告 提出期限 (全農本所必着日) | Į |
| 11月 | 2日 | 月 | 基金契約システム入力開始 | | 数量変更システム入力開 | 始 | | | | | | R2.7-9月期 | |
| | 13日 | 金 | | | | | | | | 補てん金交付 (全農→県連•農協) | | | |
| | 30日 | 月 | | | 数量変更システム入力締 | 切 | | | | | | | |
| | | | | | 数量変更書類 提出期 (全農本所必着日) | 限 | | | | | | | |
| | | | | ا | 商流変更書類 提出期 (全農本所必着日) | 服 | | | | | | | |
| 12月 | 1日 | 火 | | İ. | | | | R3.1-3月期 | | | _ | | |
| | 7日頃 | 月 | | | | | | 積立請求又書発信 (全農→県連・飼料会社) | | | | | |
| | 15日 | 火 | | İ., | | | | | | 補てん報告 提出期限 (全農本所必着日) | : | 追加補てん甲請 提出期限 (全農本所必着日) | Į |
| | 18日 | 金 | | ; | 追加数重変更 提出期 (全農本所必着日) | | | 積立金 納入期限 (生産者→農協) | × >00000 | | | | 00000 |
| | 25日 | 金 | | | | | | 積立金 納人期限 (農協→県連・飼料会社) | | | | | |
| | 28日 | 月 | | | | | | | | | | 追加補てん 交付日 (全農→県連・農協) | |
| | 28日 | 月 | | | | | | 槓立金 納人期限 (県連・飼料会社→全農) | | | | | |
| 令和 | 3年(202 | 1年) | | | | | | | | R3.10-12月期 | | | |
| 1月 | 4日 | 月 | | | | | | | | 出荷報告システム入力開始 | _ | | |
| | 12日頃 | 火 | | | | | | | | 補てん単価速報 | | | |
| | 28日 | 木 | | | | | | | | 出荷報告システム入力締切 | | | |
| | 29日 | 金 | | | | | | | | | - | 追加補てん報告 提出期限 (全農本所必着日) | ł |

Ⅶ. システム操作マニュアル

_____ 目 次 _____

1. ログインする……78

- 2. 契約を入力する
- (1) 畜種別契約情報入力……80
- (2) 生産者別契約情報入力(新規契約者の入力)……82
- (3) データ送受信(エクセルファイルによる契約入力) ……86
- 3. 数量変更を入力する………91
- 4. 出荷実績を入力する
- (1) 畜種別出荷実績入力……93
- (2) データ送受信(エクセルファイルによる出荷実績入力) ………97

5. 帳票を出力する

- (1) 契約書……102
- (2) 積立金明細表·通知書……106
- (3) 補てん金交付明細表・通知書・報告書……108
- (4) 各種様式印刷……111

6. CSVデータを取得する……112

7. データを照会する……116



メインメニューが開きます。

| (全配合飼料安) | 定基金シス | テム - Inte | ernet Explorer | | | | | | | | _ 🗆 🗡 |
|----------|--------|-------------|------------------|---------|----------------------|-------|--------|-------|-------|------------------------|-------|
| | λ. | | | | メイン | メニ | | | 2 | 016/11/22 デモ1 ログアウト | |
| 展る | XII2- | 契約 | 建建 建槽管理 | 帳票出力 | 情報提供 | 7- | 9送受信 | | デーク服会 | | |
| デモ1県 | | デモ1、 | JA1 | 本所 | | _ | | | | | |
| WE:00 | 左 4 | കഠയന്നും | 119 | | | ~< t. | 知らせ>> | | | | |
| + 10,20 | 파르이 | わいビー+ のケ | 別 | 1 -1-10 | 199db | | | | | | |
| 突斜川脊鞍 | 平成と | 94 | ∃初矢利 焼 4m2×40 | 入刀期 | 1014 | | | | | | |
| 数重变更 | 平成2 | 84 | 第4四千期 | | | | | | | | |
| 出荷実績 | 平成2 | 8年 | 第2四半期 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | _ | |
| | | 業務シ | ステム | | | | 管理システム | | | | |
| | | | +105/0710 | | the data protocology | | | | | | |
| | | | 契約管理 | 5 | 夫相當理 | | | | | | |
| | | | | | | ī | | | | | |
| | | | 帳票出力 | 悍 | 「報提供 (CSV) | | | データ照合 | € | | |
| | | | | | (00., | | | | | | |
| | | | - | | | | | | | | |
| | | | テーダ送受信 | | | | | | | | |
| | | | | _ | | | | | | | |
| | | _ | | | | | | | >> 操 | 作マニュアル | |
| 10 | スワード変更 | Ē. | | | | | | | >> L* | (あるご質問(F | AQ) |
| | | | | | | | | | | | |

※新たにIDを発行した場合に通知されるパスワードは仮パス ワードです。仮パスワードの場合、下の画面が開きますので、 新しいパスワードを設定してください。

| CELETEINA安定空金ソステム - Internet Explore | | = 비 츠 |
|--------------------------------------|---|-------|
| 58U3 | パスワード変更 | |
| | ※仮発行されたパスワードです。 パスワードの実更を行って下さい。 | |
| | 2-7-ID | |
| | 現在のバスワード ※必須 | |
| | 新しいパスワード ※必須 | |
| | 確認のため、もう一度バスワードを入力してください。 | |
| | 新しいパスワード ※必須 | |
| | クリア | |
| | ※パスワードはお好きな9〜14桁の半角実験学がご使用いただけます。 ※ユーザーIDと同じもの、誕生日や電話番号など知人が知りえる情報は使用しないでください。 | |
| | | |

※パスワードの有効期限(90日)が切れた場合、下の画面が 開きますので、新しいパスワードを設定してください。

| | パフワード亦甫 | |
|-----|--|--|
| MUS | | |
| | | |
| | | |
| | ※パフロードの支払期間が知りています。パフロードの次面を行って下すい | |
| | ※ハスワードの400%1000にいます。ハスワードの変更を行うしてきい。 | |
| | 2-7-1D | |
| | 現在のパフワード マング | |
| | SEC.07.04.7 1 | |
| | 新しいパスワード ※必須 | |
| | 確認のため、もう一度パスワードを入力してください。 | |
| | | |
| | | |
| | 更新 クリア | |
| | | |
| | ※バスワードはお好きな8~14桁の半角英数字がご使用いただけます。 | |
| | ※ユーザー10と同じもの、誕生日や電話番号など知人が知りえる情報は使用しないでください。 | |
| | | |
| | | |

メモ 「処理できませんでし た」と表示されたとき

メインメニュー画面が開かず、「処 理できませんでした」と表示されたと ときは、「ツール」→「インターネット オプション」→「閲覧の履歴」→「削 除」から、「インターネットー時ファイ ルおよび Web サイトのファイル」と「ク ッキーと Web サイトデータ」にチェッ クを入れて「削除」をクリックし、再度 お試しください。



画面左下の「パスワード変更」から パスワードを変更してください。



操作マニュアルを見る には

画面右下の「操作マニュアル」をク リックすると、このマニュアルをPDF で取得することができます。

メモ システムを終了すると きは

画面右上の「×」をクリックして画 面を閉じてください。

また、画面右上の「ログアウト」をク リックすると、ログイン画面に戻りま す。



- 80 -

| 4 「処理」を選打 | 択 5 | 契約内容を入力 |
|--|---|---|
| ● 代令 同時安定基金システム - Internet Explorer ■ メニュー ¥約1日日 東書田田 厚 メニュー ¥約1日日 東書田田 デモ13 デモ13A1 | 畜種別契約情報入 (#無志) (#前證書) 5-72598 本所 | 力 ^{2017/04/04} 了一项面 <i>1</i> |
| 県 07511県 審種 ○ 0 すべて 平成29年度 当初契 | JA 1001 デモ1 JA1 ↓ ◎ 未入力 検索 約 入力期間中 | 文所 [0]0 本所 ✓ ※総統(報出) 終発会むと診量支票のみ入力可能です。 新規(税) おむは1(生産者の除消価(人力) 空急してください。 |
| | | LR: 1570000 例 下席: 支東政治 S031450 例 正常: 157000 例 S031450 例 正常: 15700 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 例 S031450 031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 S031450 |
| | | |
| | | |
| 6 「登録」を | モクリック | |
| We | eb ページからのメラセージ ② 登録します。よろしい | ですか? |
| | ОК | キャンセル |
| 7 「OK」を | クリック | ↓ |
| ②配合詞則空記基金システム - Internet Explorer ● ● 反 6 メニュー デモ1県 デモ1JA1 | 畜種別契約情報入 (編集版) (編集版) 5-75558 本所 | カ デモ11(22/27)と デージ%を |
| 県 町 f=1県 畜種 ● すべて 平成29年度 当初契 | JA 001 デモ1 JA1 ◎ 未入力 検索 約 入力期間中 | 支所 (000 本所 ✓) ※総統(報出, 新始なじ)と始豊変更のみ入力可能です。 新規(総入会む)は「生産者別時)情報入力」で登録してください。 |
| TRX ∠ 9 F.B. ∃d)? 1 20 6.6 8.8 1 20.00 CF 200 2000 CF 200 CF 200 2 2000 CF 200 CF 200 3 2000 CF 200 CF 200 3 2000 CF 200 CF 200 2004/06 CF CF 200 CF 200 2004/06 CF CF 200 200 CF 200 200 CF 200 200 200 | #33 (大ノナタ)141 (中) 第283 前年度 第183年期 第288年期 197 年 40.00 10.00 10.00 15.00 15.00 15.00 15.00 15.00 15.00 15.00 15.00 15.00 15.00 15.00 15.00 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● | 1/1 ページ () |
| 登録 クリア | | 8 [OK」をクリック |

以上で完了です。

メモ 契約数量が前年度から 増減する場合

増減の理由を画面右の選択肢か ら選択してください。100トン以上の 増減がある場合、および契約削除 の場合は入力必須です。

メモ 新規契約・転入の契約 を入力するには

「生産者契約情報入力」で生産者 を登録する必要があります。次頁以 降を参照してください

メモ Oトン契約は登録できま せん

「継続契約」の場合、一部の四半 期を0トンで登録することはできます が、年間合計で0トンの登録はでき ません。「契約削除」を行ってください。

メモ 一旦登録したデータを 修正するには

再度入力し登録してください。デー タが上書きされます。

また、処理を「継続契約」を選択 し、その他の項目を全て削除して、 「登録」をクリックすると、未入力の 状態に戻すことができます。

3月15日を過ぎると入力できなく なりますので、県連・くみあい飼料を 通じて全農にご連絡ください。



続けて2ページ目以降も入力する ときは、1ページ目を登録した後、画 面右上の「>」をクリックして次のペ ージに移ってください。「>>」をクリ ックすると、最終ページに移ります。

2 生産者別契約情報入力(新規契約者の入力)







氏名と住所は必須項目ですので、 必ず入力してください。

その他の項目は任意ですが、代 表者氏名と代表者役職を入力する と、積立金通知書等の帳票を出力 する際、「代表取締役社長 〇〇 〇〇殿」のように表示できます。



生産者コードは、生産者が登録された順に自動的に番号が振られます。(自由に番号を決めることはできません。)

メモ 契約入力期間終了後 に住所を変更するとき

県連・くみあい飼料は契約入力期 間終了後も住所の変更が可能で す。契約管理メニューで「当初契 約」を選択して生産者別契約情報 入力画面に進み、生産者を検索し た後、「生産者情報変更」ボタンか ら住所を修正してください。

ただし、翌年度の契約入力が始 まる11月以降は翌年度のデータが 修正されますので、11月以降に当 年度の住所を修正する場合は、「基 金加入生産者の各種変更届」を県 連・くみあい飼料を通じて全農へ提 出してください。(4月以降に前年度 の住所を修正する場合も同様で す。)



「支所」は3桁の支所コードを入力 してください。

初めて契約を登録する支所の場 合は、支所の登録が必要ですの で、県連・くみあい飼料を通じて全 農にご連絡ください。

メモ 契約数量が前年度から 増減する場合

前年度に契約のある生産者を検 索し、契約入力を行う場合で、契約 数量が前年度から増減する場合 は、理由を選択してください。100ト ン以上の増減がある場合および契 約削除の場合は入力必須です。

また、前年度の 80%以下となる 場合は、返金対象となる可能性が あるとのメッセージが表示されます ので、確認書の提出等の対応をお 願いします。



再度入力し登録してください。 デー タが上書きされます。

3月15日を過ぎると入力できなく なりますので、県連・くみあい飼料を 通じて全農にご連絡ください。

メモ 一旦登録したデータを 削除するには

「新規契約」・「当初転入」で一 旦登録したデータを削除する場合 は、県連・くみあい飼料を通じて全 農にご連絡ください。



基金間移動で転入する場合は、 「当初転入」を選択し、契約数量を 入力してください。

前年度も全農基金の契約がある 場合は(併用契約の場合)、次のペ ージの手順により入力してください。



以上で完了です。

※前年度も全農基金の契約がある生産者(併用生産者)が 基金間移動によって転入するとき

生産者を検索するところまでは新規契約の場合と同じです。

| 1 | 継続契約の内容を入力 | |
|--|---|---|
| | | |
| ②配合詞料安定基金システム - Internet Explorer | 生產者別契約情報入力 | <u>_</u> □× 2017/04/04 デモ1 <u>ログアウト</u> デーク現金 |
| | JA 00 デモ1JA 支所 あな は所 | ▼ 生産者新規登録 |
| 平成29年度 当初契約 | | <u>生産者情報変更</u> g 1/1 ページ シ |
| № 処理 支所 畜種 契約区分 1 総統 ○ | 上線:当初級計測量 下線:変更行 約年度 第1四半町 第2回半期 第3回半期 第4回半期 (トン) (トン) 数3加量会 40,00 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 登録 クリア 合計 | 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0 | |
| 2 | 「当初転入」を選択し、内容 | 『を入力 |
| 3 | 「登録」をクリック | |
| Web ページからのメッセージ | × | |
| ② 登録します。よろし | | 」をクリック |
| | ***`/711 | |
| | | |
| 会配合飼料安定基金システム - Internet Explorer | 生産者別契約情報入力 | <u>_</u> □× 2017/04/04 <mark>受入</mark> デモ1 <u>ログアウト</u> |
| 戻る メニュー 契約管理 実績管理 | · 映東出力 「有報提供 テータ送受信 → Tat | デーク探会 |
| 戻る メニュー 99/5音程 実備管理 デモ1県 デモ1JA1 県 0.7元1県 ✓ | (後国の) 有限時 デジス改革 本所 JA (70) デモ1JA1 ✓ 支所 シュートロット (○20,000,000) | ₹-7% ¥ 生産者新規登録 |
| 度る メニー・ デモ1項 Sengle 素濃度調 県 D1 デモ1項 マ 生産者 208406) ○原 ○之 平成29年度 当初契約 | (#国本) 第4回時 子・2支5日 ★所 JA [00] デモTJAT 文所 〕 検索 住所 ○○県○○部○○町 3 入力期間中 比較明認幼童 4.00] 干款2.8年成 | F-7%会 工 生産者新規登録 生産者精報変更 1/1 ページ |
| 度る メニー Sente All デモ1県 デモ1JA1 県 D1 デモ1男 生産者 208408 平成29年度 当初契約 勤助協会 数所 審権 勤助協会 | | 子-7% 生産者情報変更 1/1 ページ く う 38 1(1 ページ く う) 35 |
| 度3 メニュー Senter Allege デモ1県 デモ1JA1 県 01 デモ1JH 生産者 206400 ○ 應 ○ 之 平成29年度 当初契約 1 2000 10 000 15 当初振気/ 2 000 15 当初振気/ | | 子-7% 生兵尤斯現台誌 生兵尤斯現台誌 生産尤漸報変更 1/1 ページ く う 39월 村 (19/1-33) 第42 00 50 文 大市転出先<承認 |
| 度3 メニュー デモ1県 知行目気 新常調査 県 01 デモ13年 マ 生産者 206406 ○藤 ○之 平成29年度 当初契約 1 2000 55 2 000 55 2 000 15 2 000 15 2 000 15 当初定入 当初定入 | | 子-7% 生芹活新規登録 生芹活新規登録 生芹活新規登録 生芹活新規登録 生芹活新規登録 生芹活新規登録 生芹活新規登録 1/1 ページ (2) か会 か会 小田田田田田 100 50 マロボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボー |
| 度3 バニー 契約22 契約22 契約22 契約22 契約22 安日 JAT 県 01 7日1県 マ < | | |
| 東京 メニー 契約官様 天福吉道 デモ1県 デモ1JAT 県 01 デモ1JK 生産者 200406) 平成29年度 当初契約 1 2000 1 00 1 00 1 00 1 00 1 00 1 | | |
| 度3 メニー 第61度 第編集第 デモ1泉 デモ1JAT 生産者 206406 ○原 ○之 平成29年度 当初契約 1 ○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 2 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 2 ○○ ○○ 3 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ 1 ○○ ○○ <t< th=""><td></td><td></td></t<> | | |





メモ ンロードできないとき

「ツール」→「インターネットオプショ ン」→「セキュリティ」→「インターネッ ト」→「レベルのカスタマイズ」を開 き、「ファイルのダウンロード」→「有 効にする」にチェックを入れて「OK」 をクリックし、再度お試しください。



ファイルを開く際に、マクロを有効 化するか聞かれたときは「マクロを有 効にする」を選択してください。

メモ 契約数量が前年度から 増減する場合

増減の理由を画面右の選択肢か ら選択してください。100トン以上の 増減がある場合、および契約削除・ 新規契約の場合は入力必須となり ます。



「氏名・住所変更」欄で「変更」を 選択し、新しい氏名・住所を入力し てください。



「処理」欄で「新規契約」・「当初転 入」を選択、「氏名・住所変更」欄で 「変更」を選択、「支所」欄で支所コ ードを選択したうえで、氏名・住所・ 畜種・契約数量等を入力します。

初めて契約を登録する支所の場 合は、支所の登録が必要ですの で、県連・くみあい飼料を通じて全 農にご連絡ください。

保存先(任意)を選択 🔣 CSVテキストファイル出力処理 🗿 🕞 - 🗮 テ ス りトップ 🔹 ▼ 🔯 デスクトップの検索 800 - 00 整理 マ 新しいフォルダー このとき保存されるの 項目の種類 更新日時 名前 サイズ + 🔀 Microsoft Excel メモ がCSVファイル 日 会 お気に入り
 湯 ダウンロード
 〒 デスクトップ
 11 最近表示した場所 このとき保存されたデータは、シス テムにデータを送信するための、C 🗉 🥽 ライブラリ SV形式のファイルです。 データの編 ⊞ 📳 コンピューター 集に使ったエクセルファイルとは別 シーク ネットワーク ファイル名(N) 全農基金 契約情報_D1_001_20170310」送信 csv に作成されます。 ファイルの種類(T): CSVファイル (*csv) タグ: タグの)追加 作成者 タイトル: タイトルの追加 ツール(L) • 保存(S) キャンセル 🗻 フォルダーの非表示| 編集したエクセルファイ メモ ルはどうすればよいか ファイル名(任意)を入力 システムへのデータの送信には CSV ファイルを使いますので、編集 13 「保存」をクリック したエクセルファイルは、保存しなく CSVテキストファイル出力処理 X ても構いません。 ファイル出力が完了しました。 レコード件数=1件 「OK」をクリック OK - 0 × 🥌 配合飼料安定基金システム - Inter net Ex 2016/11/22 デモ1 <u>ログアウト</u> デーク現金 メインメニュ・ ./
 メニュー
 契約管理
 実績管理
 級東出力
 債報提供

 デモ1.1A1
 本所
 データ送受信 平成28年 第3四半期 <<お知らせ>> 業務システム 管理システム 実績管理 契約管理 情報提供 (CSV) データ照会 帳票出力 データ送受信 パスワード変更 「データ送受信」をクリック 配合同料安定基金システ _ **_** N × 2016/11/22 デモ1 <u>ログアウト</u> テージ編会 データ送受信メニュ-./ メニュー 契約管理 実績管理 デモ1JA1 戻る デモ1県 データ送受信手順 ① 以下のボタンより入力フォーム (Excel) を受信します。(契約情報、出荷実績) データ受信 ② 受信した入力フォーム (Excel) にて契約数量(出荷数量)を入力してください。 ※EXCELのマクロを有効にしてください。 ◎ 入力フォーム (Excel)の「送信データ作成」ボタンを押下し、送信用データ (ファイル) を作成してください。 ④ 以下のボタンより③で作成したデータ (ファイル)を送信します。 データ送信 「データ送信」をクリック









以上で完了です。



出荷実績を入力する

1 畜種別出荷実績入力 CBABHAGER & 2027.4 - Internet Explorer 20170404 デモ1 ID2724 デモ1 IR Image: State

出荷東純 平成29年 第1四半期 入力期間中

 第務ジステム
 第務ジステム

 「京田田市」
 「「小田田」」

 「「スワード変更」
 >> 操作マニュアル

 シン様作マニュアル
 >> よなるご質問(FAQ)

「実績管理」をクリック

- 🗆 ×

全配合同料安定基金システ - 🗆 × 2017/04/04 デモ1 <u>ログアウト</u> デー9編会 出荷実績管理メニュー ./~ メニュー 契約管理 デモ1.141 _ 戻る デモ1県 データ送受信 県 D1 デモ1県 ~ JA 001 デモ1 JA 1 支所日 ~ 検索 平成29年度 第1四半期 入力期間中 畜種 数 (廃業件数) 契約件数:入力時点で確定している契約件数 =総裁契約件数+新規契約件数+当初転入件数 +下期転入件数(第3回半期、第4回半期のみ) 肉牛 乳牛 豚 (廃業件数): ト記契約のうち、数量変更にて廃業した件数 入力件数:上記契約件数(廃業分支除く)のうち出荷数量支入力した件数 未入力(残):上記契約件数(廃業分を除く)のうち出商数量が未入力の件数 13 0 0 生産者別 出荷実繕入力 畜種別 出荷実績入力 100% -

2 「畜種別出荷実績入力」をクリック



画面上に「実績管理」 メモ ボタンは2つあるが 画面の上の細長いボタンでも、画 面の左下の四角いボタンでもどちら でも同じです。 出荷実績入力の進捗 メモ 状況を見るには この画面で出荷実績入力の進捗 状況(入力済み件数、未入力件数) 等)が確認できます。 画面上で支所を選択して「検索」 をクリックすると、支所別の進捗状 況を確認できます。 「生産者別出荷実績入 メモ カ」でも入力できる 出荷実績はここで紹介する「畜種 別出荷実績入力」だけでなく、「生 産者別出荷実績入力」からも入力 できます。

メモ 支所別・畜種別に出荷 実績を入力するには 支所や畜種を選択して「検索」を クリックすると、支所別・畜種別に出 荷実績を入力することができます。 また、「未入力」を選択して「検索」 をクリックすると、未入力分のみ表 示させることができます。

メモ 袋物の出荷実績を入力 するとき

システムへの入力はトン単位ですので、袋物はトン換算してください。

例えば、20kg 袋の配合飼料 10 袋の場合、20kg×10=0.2トンなの で、0.2と入力します。

メモ 対象外銘柄にご注意く ださい

二種混合飼料や代用乳、単味飼料は補てんの対象外ですので、それらは除外して入力してください。

また、配合飼料と分類されていて も、対象外となる場合がありますの で、県連・くみあい飼料から通知さ れる対象外銘柄一覧表を確認のう え、システム入力を行ってください。

メモ カするとき

TMRの出荷数量に、県連・くみあい飼料等から通知される安定基金 対象割合をかけて入力します。

例えば、安定基金対象割合が 60%のTMRが 50 トン出荷された 場合、50×60%=30 となります。 kg 未満の端数が出た場合は切り捨 ててください。

メモ 複数畜種の契約がある 場合

システムで自動的に調整されま す。入力中は「***」と表示され、登 録後に調整結果が表示されます。

基金間移動による転入の結果、 契約が複数行に分かれている場合 も同様です。

メモ 契約数量を大きく上回 る場合

入カミスの防止のため、契約数 量の 1000 倍以上の出荷実績は入 力できません。入力を要する場合 は、県連・くみあい飼料を通じて、全 農にご連絡ください。



| e. | Ľĉ | 同科 | 安定基金 | システム - Internet Explor | er | | | | | | | | | |
|------------|-------|--------|---------------------|---|--|------------------|--------------|--------------|-------------------|--------------------|--------------|---------------------|---------------------------|--------|
| 1 | https | s://w | ww.as16 zi s | -ja.com/kknWA/Com/SCCO | M0000Baspx | | | | | | | | | - |
| <i>=</i> : | 戻 | 3 8 | | - 契約管理 実績 | · 1111 1111 1111 11111 111111111111111 | | | | . <mark></mark> ታ | | 1 | 2010 デモ デーク編会 | 5/11/22 1 <u>ログアウト</u> | |
| - | 県 | • • | 01 デモ | 」, | | JA [00] デ | €1JA1 | - | ~ | 支所 | | | ~ | |
| [| ۳ | ■成 | 29 | 年 第1四半 | 期入 | , ^{未入力} | 1959 通常補で | こん単価 🗌 | 1,700 異? | 精てん単価 | 0 | 1/2 ~- | y « < | > >> |
| | Na. | 支所 | 生産者 コード | 氏名 住所 | 畜種 契約区分 | 契約鼓量 | 4月出荷 (トン) | 5月出荷 (トン) | 6月出荷 (トン) | 出荷数堂合計 補てん金対象数量 | 補てん金 (通常) | 補てん金 (異常) | 補てん金合計 | 報告書 |
| | 1 | 000 | 206404 | ○本 ○幸 ○○県○○都○○町 | 肉牛 継続契約 | 10.00 | 3.000 | 3.000 | 3.000 | 9.000 9.000 | 15,300 | 0 | 15,300 | |
| | 2 | 000 | 206406 | 〇〇畜産株式会社 〇〇県〇〇都〇〇町 | 版 継続契約 | 1.00 | 0.500 | 0.500 | 0.500 | 1.500 | 1,700 | 0 | 1,700 | |
| | 3 | 000 | 222184 | ○野 ○史 ○○県○○都○○町 | 肉牛 新規契約 | 20.00 | 5.000 | 5.000 | 5.000 | 15.000 15.000 | 25,500 | 0 | 25,500 | |
| | 4 | 001 | 206407 | 0下 0郎 00県00都00町 | 肉牛 継続契約 | 3.00 | 1.000 | 1.000 | 1.000 | 3.000 3.000 | 5,100 | 0 | 5,100 | |
| | 5 | 001 | 206408 | ○田 ○宏 ○○県○○都○○町 | 肉牛 継続契約 | 5.00 | 3.000 | 3.000 | 3.000 | 9.000 9.000 | 15,300 | 0 | 15,300 | |
| | 6 | 001 | 206408 | ○田 ○宏 ○○県○○都○○町 | 乳牛 継続契約 | 10.00 | 1.000 | 1.000 | 1.000 | 3.000 3.000 | 5,100 | 0 | 5,100 | |
| | 7 | 001 | 206409 | ○藤 ○之 ○○県○○市○○町 | 版 継続契約 | 10.00 | 3.000 | 3.000 | 3.000 | 9.000 9.000 | 15,300 | 0 | 15,300 | |
| | 8 | 001 | 217124 | ○○畜産株式会社 ○○県○○郡○○町 | 肉牛 新規契約 | 1.00 | 0.200 | 0.200 | 0.200 | 0.600 | 1,020 | 0 | 1,020 | |
| | 9 | 001 | 220967 | ○山 ○雄 ○○県○○郡○○町 | 肉牛 新規契約 | 5.00 | 2.000 | 2.000 | 2.000 | 6.000 5.000 | 8,500 | 0 | 8,500 | |
| | 10 | 001 | 221784 | 0川 0子 00県00郡00町 | 肉牛 新規契約 | 5.00 | 1.000 | 1.000 | 1.000 | 3.000 3.000 | 5,100 | 0 | 5,100 | |
| | 1 | Ĩ | 縦 | クリア | | | | | | | | | व | 100% · |

入力が完了したら、出荷実績報告書を出力してください。

<出荷実績報告書の出力>



メモ 出荷実績が0(ゼロ)の 生産者があった場合

出荷実績が0(ゼロ)の生産者 は、0を入力してください。

入力しないと、未入力として残っ てしまうので、必ず入力してください。



再度入力し登録してください。デ ータが上書きされます。

また、出荷数量を削除して、「登録」をクリックすると、未入力の状態 に戻すことができます。

入力期間後は修正できませんの で、追加補てんまたは返還の手続 きを行ってください。

メモ 画面上に「帳票出力」 ボタンは2つあるが

画面の上の細長いボタンでも、画 面の左下の四角いボタンでもどちら でも同じです。



「経理等印」の押印に

担当部署だけでなく、経理部署 等でもチェックを行うことで、出荷実

績報告のミスを防止する目的で設

経理部署に限るわけではありませ

んが、担当部署以外の部署でチェ

ックのうえ、押印してもらってくださ

メモ

い。

ついて

けられているものです。

| | | | | | | 1 | 作成日:2011/(| 09/05 | Ø:1 |
|------------------------------|---------------------|------|----------|-----------|---------|---------|------------|-----------|-----------|
| 対象期間:平成23年度第1回半) 県:D0 ××× | 例(4—6月) JA:001 × | ×× | | 支所:001 ×× | × | | | | |
| | | | | | | F | 所屬長印 | 経理等印 | 担当者印 |
| 波デム会業店-1050円 /ト | | | | | | | | | |
| 福(100年頃:1,000円/-> | | | 契約数量(トン) | | — 出荷数量 | e>) | | 補てん対象 | 補てん金額 |
| 生産者 | 畜種 | 契約区分 | 4~6月 | 4月 | 5月 | 6月 | 合 計 | 数量(トン) | (円) |
| 154010全農太郎 | 肉牛 | 継続契約 | 150.00 | 51.260 | 53,450 | 53.850 | 158.560 | 150.000 | 157.500 |
| 154020全農次郎 | 肉牛 | 継続契約 | 256.00 | 86.250 | 85.000 | 84.300 | 255.550 | 255.000 | 268.275 |
| 154030全農花子 | 肉牛 | 継続契約 | 1.560.00 | 543.000 | 550.000 | 540.000 | 1.633.000 | 1,560,000 | 1.638.000 |
| | 乳牛 | 当初転入 | 23.00 | 7.000 | 6.500 | 7.200 | 20.700 | 23.000 | 24,150 |
| | 生產者計 | | 1583.00 | 550,000 | 556.500 | 547.200 | 1653.700 | 1.583,000 | 1.662.150 |
| 154040全農美子 | 豚 | 継続契約 | 257.00 | 88.000 | 86.500 | 85.400 | 259.900 | 257.000 | 269.850 |
| 154050全農三郎 | 乳牛 | 新规契約 | 150.00 | 51.260 | 53.450 | 53.850 | 158.560 | 150.000 | 157.500 |
| 支所計 | - 肉牛 | | 1966.00 | 680.510 | 688.450 | 678.150 | 2047.110 | 1965.500 | 2.063.775 |
| | 乳牛 | | 173.00 | 58.260 | 59,950 | 61.050 | 179.260 | 173.000 | 181.650 |
| | 豚 | | 25700.00 | 88.000 | 86.500 | 85.400 | 259.900 | 257.000 | 269.850 |
| | 45 | L | 2 260 00 | 826 770 | 024.000 | 004 200 | 0.400.030 | 0.005 500 | 0.515.075 |

※この帳票および出荷数量を証明できる伝票等は10年間保存してください。

これを印刷し、担当者印・経理等印・所属長印を押印し、出荷 実績が分かる伝票などとともに、10年間保管してください。

配合飼料安定基金 メインメニュ カ (東報提供 データ送受信 2017/04/04 デモ1 <u>ログアウト</u> データ現金 . ළる 。 デモ1県 実績管理 平成29年 第1四半期 <<お知らせ>> 業務システム 管理システム 実繕管理 契約管理 情報提供 (CSV) 画面上に「データ送受 帳票出力 デーク昭会 メモ 信」ボタンは2つあるが データ送受信 画面の上の細長いボタンでも、画 >> 操作マニュアル >> よくあるご質問(FAQ) パスワード変更 面の左下の四角いボタンでもどちら 🔍 100% 🔹 でも同じです。 1 「データ送受信」をクリック 全配合詞料安定基金システム - Internet Explorer データ送受信メニュー 戻る メニュー 契約管理 実績管理 焼果出力 備報提供 デーの送受援 デモ1県 デモ1JA1 本所 データ送受信手順 ① 以下のボタンより入力フォーム(Excel)を受信します。(契約情報、出荷実績) データ受信 ② 受信した入力フォへム (Excel) にて契約数量(出荷数量)を入力してください。 ※EXCELのマクロを有効にしてください。 ③ 入力フォーム (Excel)の「送信データ作成」ボタンを押下し、送信用データ (アイ)を作成してください。 ④ 以下のボタンより③で作成したデータ (ファイル)を送信します。 データ送信 「データ受信」をクリック 3 「出荷実績」を選択 🧲配合飼料安定基金システム - Int 天る パニー 知行世望 其情智望 体展出 デーク受信 デモ1県 デモ1JA1 本所 第68条件 デーク注ぎる 平成29年度 第1四半期 入力期間中 特定の支所の契約のみ メモ ○ 契約情報 (当初・下期) 契約情報(数量変更) 出荷実績 入力するとき D1 デモ1県 県 ~ 支所を選択して「受信」をクリック JA 001 デモ1 JA 1 ~ すると、その支所のデータのみ受信 支所 [~ することができます。 受信 🦰 クリア 「受信」をクリック

2 データ送受信(エクセルファイルによる出荷実績入力)





メモ このとき保存されるの がCSVファイル

このとき保存されたデータは、シス テムにデータを送信するための、C SV形式のファイルです。データの編 集に使ったエクセルファイルとは別 に作成されます。

メモ 編集したエクセルファイ ルはどうすればよいか

システムへのデータの送信には CSV ファイルを使いますので、編集 したエクセルファイルは、保存しなく ても構いません。





5

帳票を出力する

1 契約書



面の左下の四角いボタンでもどちら でも同じです。



前年度に契約がある生産者は「数 量契約書」、なければ「基本契約書 兼数量契約書」を使用してください。

ただし、基本契約期間の初年度 は、全ての生産者について「基本契 約書兼数量契約書」を使用してくだ さい。(その際、「数量契約書」は選 択できなくなります。)

県連(全農)-JA、全農一県連 の契約書は、「基本契約書」は基本 契約期間の初年度のみ、「数量契 約書」は毎年度締結します。

メモ 1通用と2通用のどち らを使用すればよいか

生産者にも押印したものを渡した い場合は2通用を、生産者にはコピ ーで構わない場合は1通用を使用 してください。

なお、県連(全農)-JA、全農-県連の契約書は、2通用のみです。



画面石下の「契約書(甲)」欄を修 正してください。「出力」をクリックす ると、マスタが更新され、以降は修 正後の内容が表示されます。

メモ 特定の支所や生産者の 契約書を出力するとき 支所を選択、あるいは生産者コー ドを入力して、「出力」をクリックしてく ださい。







契約書が出力されます。

| | | | олорх шксти | | |
|---|--|--|--|---------------------------------------|-------------------------------|
| ://www.as16 <mark>zis-ja.co</mark> r | n/kknWA/Com/SC | RPT0000Blaspx | | | |
| 1 通用 D1-001- 前年度 | 000-208408〇〇〇〇 著 10.00 (時中) | | | 前年度計 | 10.00 80%超 8.0 |
| 配 | 合飼料価格差 | 管補てん基本 | 契約書兼数量 | 契約書 | |
| デモ1農業協同組合1 国配合飼料供給安定基金業務 以上の2種の価格差補てんる | (以下「甲」? 務方法書(以下「業務力 と総称して、以下「価格 | こいう)と F法書」という)に基- 各差補てん」という)に | ろき、配合飼料の通常価 こついて、次のとおり奏 | (以下「乙」とい 格差補てんならび 約する。 | う)は、一般社団法人 びに異常価格差補てん |
| 数量契約) 1条 甲と乙は、基金の事業 | 業年度開始前に、当該 | 手度に係る配合飼料価格 | 各差補てん数量契約(1 | 「数量契約」 | という)を締結する。 |
| 2条 平成29年度の数量契 とする四半期別の配合 | 約はこの契約によるも 飼料の数量は、下記の | のとし、平成 29 年4月 とおりとする。 | 1日から平成 30 年3月 | 81日までの1 年間 | において契約の対象 |
| 通常相てん頃工堂の創作) 3 条 乙は、数量契約を結 ん積立金の額に、当該 または甲の委任する者 に 第二次でする者 | 詰した場合は、基金が9 四半期に係る数量契約の こ納付するものとする。 | 業務方法書第11条ならる の対象数量を乗じて得け | びに第12条の規定に基本 た金額を通常補てん積立 | ジき定める単位数 E金として、当該 | 量当たりの通常補て 四半期の開始前に甲 |
| 4条 甲は乙に対し基金の3 ものとする。 | 業務方法書第19条および | び第21条ならびに第23/ | 条の7および第 23 条の9 | に基づき価格差 | 補てん金を交付する |
| 個格證書でん塗の返慮等) 5条 甲は、乙がこの契約 差補てん金の全部もし、 | こ違反した場合は、乙1 くは一部を甲に返還させ | こ対し価格差補てん金(まることができるもの) | の全部もしくは一部を5 とする。 | そ付せず、または | すでに交付した価格 |
| 3 基金は乙が以下に該 (1) 廃業又は他基金への (2) 飼養規様縮小等の合計 | 当する場合には、乙に1 移動等の合理的な理由が 種的な理由がなく、乙が | 着てん金の一部返還を ※なく、乙が3基金のい ※3基金の合計契約数量 | ₹めることができる。 ・ずれの基本契約及び数 :を大きく 減 じる場合。 | 量契約の更新も行 | iわない場合。 |
| 乙が前項の返還を完了 4. 前2項及び3項の「3基金 一般社団法人全日本配合 | しない場合には、3基金 り とは、一般社団法人 合飼料価格畜産安定基(| いずれの基本契約及び 全国配合飼料供給安定 後を指す。 | 数量契約も再契約に応 基金、一般社団法人全 | じることはできた 国畜産配合飼料値 | 2いものとする。 「格安定基金 及 び |
| 6条 甲は、乙が故意また(この場合乙は、この契(| は重大な過失により、 肉の残余の期間におい | この契約に違反したと て納付 <u>すべき</u> 通常補て | きは、この契約を解除す し積立金の額に相当する | 「ることができる 金額を甲に納付 | ものとする。 しなければならない。 |
| 2. 乙は、甲がやむを得ない 当する金額を甲に納付 たがし 第9条の用来にと | ・事由があると認めたま して、この契約を解除 ス初約対象数量の変更 | 場合に限り、この契約(又は変更することがで) | カ残余の期間において# きる。 888 単実発生お上754 | h付すべき通常補 その始 時 別の 東中 | てん積立金の額に相 |
| 1)暴力団、暴力団員、 | とび将来において、次の 暴力団員でなくなった | の事項について表明し 日から5年を経過しない | 呆証する。 、者、暴力団準構成員、 | 暴力団関係団体 | ・関係者、または |
| その他の反社会的勢 (2) 暴力団等が、その名 (3) 甲または乙の事業を | 力に該当する者(以下 目を問わず資金提供や 支配する者または事業 | 、「暴力団等」という 出資を行い、その事業 を監査する者が暴力団 |)ではないこと 活動を支配 するもので(等ではないこと | まないこと | |
| (4) 暴力団等をその業務 4. 甲または乙が前項各号 4. 中または乙が前項各号 | に従事させ、またはそ こ違反する場合、あるい + ※使い物理の利共な! | の業務の補助者として いは甲または乙(それ) | 使用するものではない、 らの役職員を含む) がみ | こと 大の各号に該当し 見手支けての契約 | た場合には、当該甲 |
| または200一切の債務 づく各取引の全部もし (1) 自らまたは第三者を | 4 目前に崩壊の利益で、 くは一部を解除するこの 利用して、相手方に対 | とい、相手力の請求に とができる。 して、詐術、暴力的行 | あまたは脅迫的言辞を) | 用いた場合 | またはこの実料に審 |
| (2)相乗方に対して、自 契約の効力) 【7条、甲と乙の間のこの契 | らが暴力団等である冒 約が解除または解約さ | を伝え、または関係団 れた場合は、効力を失 | 体もしくは関係者が暴け うものとする。 | り団等である旨を | 伝えた場合 |
| 個人留報の取扱い) 38条 乙は、下記の「個人 報約対象期間) | 情報の取扱い」の内容 | について同意するもの | とする。 | | |
| 9条 この契約の対象期間 ただし、第2条による | は、平成29年3月28日 数量契約については、 | から平成33年3月31日 平成29年4月1日から | までとする。 平成30年3月31日とす。 | 5. | |
| その他) 310条 この契約に定めるも を運用するものとし | ののほか、この契約の その他の 実道 について | 履行に関し必要な事項 は用・乙協議のうます | は、基金の業務方法書: めろものとする。 | およびこれに基づ | 「く細則に定めた基準 |
| 上記の契約の証として、本 | 書1通を作成し、甲が | 原本を保有し、乙の要 | 請があれば乙にすみやか | いに写しを渡すも | のとする。 |
| 成29年3月15日 | | | | | |
| 四 (曲 約 称) | 住 所 デモ1 | 県テスト市テスト町1 ・ 豊かは1990 へ 1 | -2 - 1 | | |
| 甲 (震陽等) | 法人名 デモ 代表者名 組 | 1 農業協同組合 1 合長 山田 一郎 | | | 印 |
| | | | | | |
| 乙 (生産者) | 住所 | | | | in . |
| 太陽、太子、 水陽 - | 氏 治 (n / h- 由小 田本 | 12 3 7 5 五小師 | | | H |
| | ▷) 7~9月数量(▷ |) 10~12月数量(1/) | 1~3月数量(トン) | 合計数量 | 飼養規模(頭/千羽 |
| | | | | | |
| | | - | | | |
| (個人情報 | の取扱い) | the same marked as a sec | | | 1 |
| | こそう きょうし 用う の道人信頼を受 | THE | THE REPORT OF TAXABLE PARTY AND ADDRESS OF TAXABLE | | |
| 配合 案務 | 詞料価格差補てん契約の受付 遂行に必要な範囲で行う関係日 | (2) 配合飼料価格差補てん程 体・提携企業(全員・県連およ | 立金の撤収(3)配合飼料の日 び飼料会社等のJAグループの目 | 清実績の報告(4)配 建会社)等への提供 | 合創料価格差補てん金交付 |

以上で完了です。

JAと県連(全農)との契約書には、次のページ以降の手順に したがって「畜種別契約数量明細表」を出力し、裏面に印刷 してください。



<畜種別契約数量明細表の出力>



メモ 「生産者別契約数量明 細表」も出力できる

この画面で「生産者別契約数量 明細表」をクリックすると、生産者別 契約数量の明細表が出力できま す。

また、同メニューで「契約数量 80%以下対象者のみ抽出」を選択 して出力すると、前年対比 80%以 下の生産者のリストを出力すること ができます。

メモ 県連一全農の契約書 の場合

県連ー全農の契約書に付ける明 細表を出力する場合は「畜種別 (県)」を選択してください。



合に、「合併集約前(旧JA)で出 力」を選択すると、旧JA名で出力 することができます。

 メモ
 契約書も合わせて出力 するには
 「鑑(契約書)も合わせて出力」を

選択すると、対応する契約書を合わせて出力することができます。



畜種別契約数量明細表が出力されます。

| 県:D1 テモ JA:001 デ | :1県 モ1農業協同組合1 | | | | | | |
|---------------------|------------------|-------|----------|--------------------|--------|---------|----|
| 畜種 | 区分 | 4~6月 | 7~9月 | 四約数量(トン) 10~12月 | 1~3月 | 合 計 | 件数 |
| 肉牛 | 継続契約 | 3. 00 | 3.00 | 2.00 | 2.50 | 10.50 | 2 |
| | 新規契約 | 12.00 | 12.00 | 13.00 | 13.00 | 50.00 | 4 |
| | 小計 | 15.00 | 15,00 | 15,00 | 15, 50 | 60, 50 | 6 |
| 乳牛 | 継続契約 | 4.00 | 4. 30 | 4. 60 | 5.00 | 17.90 | 3 |
| 琢 | 継続契約 | 7.00 | 6.00 | 7.00 | 7.00 | 27.00 | 3 |
| 合 計 | 継続契約 | 14.00 | 13. 30 | 13.60 | 14. 50 | 55.40 | 8 |
| | 新規契約 | 12.00 | 12.00 | 13.00 | 13.00 | 50.00 | 4 |
| | 合 計 | 26.00 | 25. 30 | 26. 60 | 27. 50 | 105. 40 | 12 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

出力した「畜種別契約数量明細表」を、JAと県連(全農)との 契約書の裏面に印刷してください。 メモ PDFファイルがダウン ロードできないとき 「ツール」→「インターネットオプショ

. IOI XI

ン」→「セキュリティ」→「インターネッ ト」→「レベルのカスタマイズ」を開 き、「ファイルのダウンロード」→「有 効にする」にチェックを入れて「OK」 をクリックし、再度お試しください。

2 積立金明細表・通知書



生産者別積立金明細表が出力されます。

| 対象期間:平成29年度第1四半 果:D1デモ1県 積立金単価(生産者):600円/トン | 引(4 ~ 6月) JA:001 デモ1 JA | A1 | 支所 | 000 木野 | | | | |
|---|------------------------------------|--------------|------|---|--|---|---|---|
| | | | | 000 +11 | | | | |
| 生産者 | 畜種 | 契約区分 | 承認区分 | 契約数量 (トン) | 通常積立金 (円) | | | |
| 206404 〇本 〇幸 | 肉牛 | 継続契約 当初転入 | | 15.00 6.00 | 9,000 3,600 | | | |
| | 生產者計 | | | 21.00 | 12,600 | | | |
| 206405 〇沢 〇司 222184 〇野 〇史 | 乳牛 肉牛 | 継続契約 新規契約 | | 30.00 20.00 | 18,000 | | | |
| 支所計 | 肉牛 | | | 41.00 | 24,600 | | | |
| | 乳牛 | | | 30.00 | 18,000 | | | |
| 206405 〇沢 〇司 222184 〇野 〇史 | 乳牛 肉牛 <u>肉牛</u> 乳牛 小 計 | 継続契約 新規契約 | | 30.00 20.00 41.00 30.00 71.00 | 18,000 12,000 24,600 18,000 42,600 | - | - | = |

メモ PDFファイルがダウン ロードできないとき

「ツール」→「インターネットオプショ ン」→「セキュリティ」→「インターネッ ト」→「レベルのカスタマイズ」を開 き、「ファイルのダウンロード」→「有 効にする」にチェックを入れて「OK」 をクリックし、再度お試しください。

<積立金通知書の出力>

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び中し上げます。 さて、見出しの件につきまして、下記の内容にてご通知中しあげます。

| 1 | 「積立金通 | 通知書」を選択 | 2 | 「通知パターン」を選択 |
|--|---|---------------------------|-------|---|
| | | | | |
| CINE MR82 戻る デモ1県 | メニュー デモ1JA1 | | 通知書 | 2017/04/04 デモ1 ログアクト デージ指金 |
| 平成29年度 第 四半期 ● 積立金明暗表 ● 積立金通短書 通知びみ ● JA - 生産者 ● 県運一生産者(直対生産者) 通知パターン ● 納付 ● 引客 康 [1] デモ1県 ▼ JA 図1 デモ1JA1 ▼ | | | | |
| 生産者 ~ ✓ ✓ ✓ 生産者 ~ ✓ ✓ ✓ (物防結約1金) ④ 印字する ○ 日字レない、 ※ 別途納付金は第203半期のみ (湯加湯県信NO 金融規制名 金融規制名 通知場実信NO 金融規制名 安店名 通知場実信NO 金融規制名 安店名 通知場実信NO 金融規制名 安店名 通知場実信NO (西信) 通知場えていたち (西信) (田田 一部) ※) ● 印字する ● 普通 ○ 当産 公和総制名 ○日字もない 口座番号 公和総制名 ○日字する ●印字する ● 普通 ○ 当産 公和総制名 ○日字する ●印字する ●印字する ● 普通 ○ 当産 公和総計 ○日字する ●印字する ●印字する ● 普通 ○ 当産 公和 ●日字する ●印字する ●印字する ● 第 ● 第 <t< td=""></t<> | | | | |
| 87. | 見出しの件につきまして、 ⁻ カ <u>クリア</u> | 記の内容にてご通知申しあけます。 | | |
| | 4 1 | 出カ」をクリック | | 3 「通知情報」を入力 |
| Web (| ページからのメッセ ② 出力します。 | -ジ X よろしいですか? キャンセル | 5 | 「OK」をクリック |
| 積立金通知書が出力されます。 | | | | |
| Chttps://www.as16zis-ja.com/kknWA/Com/SCRPT0000B.aspx - Intern https://www.as16zis-ja.com/kknWA/Com/SCRPT0000B.aspx | | | | |
| | 〒 テスト県テストi 〇本 〇李 殿 | おテスト町本所1 | | 平成 年 月 日 |
| | 和今個家 | ↓供給安定基金通常補でよ | 镭立金の紬 | デモ1農業協同組合1 組合長 山田 一郎 紀付について (ご通知) |

メモ 特定の支所/生産者の 通知書を出力するとき 支所を選択、あるいは生産者コー ドを入力して、「出力」をクリックしてく

メモ 別途納付金も合わせて 出力できます

ださい。

新規契約者から徴収する別途納 付金は、第2四半期の積立金と同 時に徴収します。このため、第2四 半期の積立金通知書には別途納 付金を合わせて出力できます。

別途納付金を印字しない場合 は、「別途納付金」の欄で「印字しな い」を選択してください。



「通知者役職・氏名」欄を変更して 出力してください。

次回出力時も変更したい場合 は、「帳票出力」メニューの契約書 出力画面から、変更後の役職・氏 名で一度契約書を出力してください。マスタが更新されます。



「公印省略」欄で「印字する」を選 択して「出力」をクリックすると、発信 者名(代表者名)の下に(公印省 略)と印字することができます。


生産者別補てん金交付明細表が出力されます。

| | | | | 生産者別 | 補てん金交 | 5付明細表 | | | | 作成日:2017/05/ | 17 17:18:02 ページ:1 |
|--|-------------------------|--------------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|
| 対象期間:平成29年度 第 県:D1 デモ1県 者てん金単価:500 円ハン | 1四半期(4 ~ 6 (内訳 通常:50 | 月) JA:001 デモ1 0 円/トン 異常: | JA1 0円/トン) | 支所 | f:000 本所 | | | | | | |
| 主產者 | 畜 種 | 契約区分 | 契約数量 (トン) | 4月 | 出荷数量()- 5月 | ン) 6月 | 合 計 | 補てん対象 数量 (トン) | 補てん金額 (円) | 内訳(円) 通 常 | 異常 |
| 106404 〇本 〇幸 | 肉牛 | 継続契約 新規契約 | 15.00 6.00 | 4.000 | 4.000 | 4.000 | 12.000 | 12.000 3.000 | 6,000 1,500 | 6,000 1,500 | 0 |
| 106405 〇沢 〇司 122184 〇野 〇史 | 生産者計 乳牛 肉牛 | 継続契約 新規契約 | 21.00 30.00 20.00 | 5.000 15.000 5.000 | 5.000 15.000 5.000 | 5.000 15.000 5.000 | 15.000 45.000 15.000 | 15.000 30.000 15.000 | 7,500 15,000 7,500 | 7,500 15,000 7,500 | 0 |
| 支所計 | 肉牛 乳牛 | | 41.00 30.00 | 10.000 15.000 | 10.000 15.000 | 10.000 15.000 | 30. 000 45. 000 | 30. 000 30. 000 | 15,000 15,000 | 15,000 15,000 | 0 |
| | | | | | | | | | | | |

メモ PDFファイルがダウン ロードできないとき

「ツール」→「インターネットオプショ ン」→「セキュリティ」→「インターネッ ト」→「レベルのカスタマイズ」を開 き、「ファイルのダウンロード」→「有 効にする」にチェックを入れて「OK」 をクリックし、再度お試しください。

<補てん金交付通知書の出力>

| 1 | 「交付通知書」を選択 | 2 | 「通知情報」を入力 |
|---------------------------|---|---------------------|--------------------------------------|
| ▲配合复料完定 | ·波奈システム – Internet Explore | | |
| 展る デモ1県 | | ・報告 | 2017/04/04 デモ1 ログアクト デーク場合 |
| 平成2 | 29年度 第1 四半期 入力期間中 | | |
| 0 交付明 | | | |
| 通知区分 | 分 ◎ 全農→県連 ◎ 県連 (全農) → J A ◎ 全農・処連・ | JA→生産者(| (対生産者) ○ 全農→生産者(県本部) |
| 泉 [0] - | | 文所 [000 4 マンジン ~ | |
| 生産者 出力区分 | □ 合併集約前 (IJ_JA) で出力 | □ 補てん余割 | Iが∩円の生産者(JA)は除く |
| 《敬称》 《通知情報 | ● マスタ設定 ○ 殿 ○ 様 ○ 御中 服≫ | | |
| 発信NO 通知日(多 | (西暦) | | |
| 通知組織 | ·部署名 デモ1農業協同組合 1 | | ● 印字する |
| 公印省104 公印省略 2474 全2 | | | J () 49 J () 867 |
| 拝 啓 時下主 | オますご演算のこととお客び曲」、トビます。 | | ※ 代表者役職・代表者氏名のマスタ更新は 契約書画面から可能です。 |
| 日ごろ さて、 | 9~9~1月17日~1~2~10日~1~2~10~20 本組合鋼料事業におきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し 平成29年度第1四半期分の配合鋼料価格差補てん金について、下記の | 上げます。 とおり交付しま | ਰ |
| のでご通 | 知申し上げます。 | 敬 | A |
| 出力 | クリア | | |
| | | Ь | |
| | 5 1日川をクリッ | 9 | |
| Web ペー | - ージからのメッセージ × | | |
| | | | |
| 2 | 出力します。よろしいですか? | | |
| | | 4 | 「OK」をクリック |
| ſ | | | |
| L L | ベンセル | | |
| | | | |
| | - | | |
| 補てん | 金交付通知書が出力され | ます。 | |
| | oc://128.120.65.4/kb/0/Com/S(| 2220 | IMB acox - Interne |
| Curre | 3.77 120.123.00.47 KKHWH7 (0011) 0 | 214 100 | |
| | | | |
| | T | | 17.9K + /1 D |
| | アスト県アストロナスト司本所1 〇本 〇本 殿 | | |
| 1 | | | |
| | | | デモ1農業協同組合1 |
| | | | |
| 1 | 平成29年度 第1四半期 配合飼料価格差補てん金の多 | 別 (4 ~ € 5付につい |)月) て(ご通知) |
| · · | 拝 啓 | | · · · · · |
| | 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 | | |

メモ 特定の支所/生産者の 通知書を出力するとき 支所を選択、あるいは生産者コー ドを入力して、「出力」をクリックしてく ださい。

メモ 補てん金額が0円の生 産者を除いて出力する 「補てん金額が0円の生産者(JA) は除く」を選択して「出力」をクリック すると、補てんを支出する生産者の 通知書だけ出力することができま す。

メモ 代表者の役職・氏名を 変更するには

「通知者役職・氏名」欄を変更して 出力してください。

次回出力時も変更したい場合 は、「帳票出力」メニューの契約書 出力画面から、変更後の役職・氏 名で一度契約書を出力してください。マスタが更新されます。



「公印省略」欄で「印字する」を選 択して「出力」をクリックすると、発信 者名(農協名)の下に(公印省略)と 印字することができます。

メモ 左右の端にある「▶」 「◀」マークの意味は 通知書を3つ折りにする場合、この マークの位置で折ると便利です。

<補てん金交付報告書の出力> 「交付報告書」を選択 「報告情報」を入力 🧲配合飼料安定基金システム - Inte 2017/04/04 デモ1 ログアクト デー9頃会 交付明細表・通知書・報告書 ./~ 戻る メニュー デモ1県 実績管理 信館提供 本所 平成29年度 第1四半期 🔬 期間中 ○ 交付通知書 ● 交付報告書 ○ 交付明細表 報告区分 ◎ 県連→全農 ● JA→県連 (全農)
 № JA [00] デモ1JA 県 D1 デモ 1 県 支所 ~ [生産者 ~ 生産者コード出力 □ 補てん金額が0円の生産者(JA)は除く 代表者の役職・氏名を 発信NO ______________________________(西曆)
 税告日(発信日)
 (西暦)

 報告組織・部署名
 デモ1農業協同組合1
 メモ 変更するには | **● 印字する** ○ 印字しない 報告者役職·氏名 組合長 山田 一郎 ٦ * 「報告者役職・氏名」欄を変更して 出力してください。 ※ 代表者役職・代表者氏名のマスタ更新は 契約書画面から可能です。 次回出力時も変更したい場合 は、「帳票出力」メニューの契約書 出力画面から、変更後の役職・氏 出力 クリア 名で一度契約書を出力してくださ い。マスタが更新されます。 「出力」をクリック Web ページからのメッセージ × PDFファイルがダウン メモ ロードできないとき 出力します。よろしいですか? 「ツール」→「インターネットオプショ ン」→「セキュリティ」→「インターネッ ОK キャンセル ト」→「レベルのカスタマイズ」を開 き、「ファイルのダウンロード」→「有 4 「OK」をクリック 効にする」にチェックを入れて「OK」 をクリックし、再度お試しください。 補てん金交付報告書が出力されます。 Ehttps://128.129.65.4/kknWA/Com/SCRPT0000B.aspx - Intern... 💶 交付明細表を添付して メモ ご提出ください 平成 年 月 日 全国農業協同総合連合会 補てん金交付報告書には、「生産 代表理事理事長 成清 一臣 殿 者別補てん交付明細表」を添付し デモ1農業協同組合1 て提出してください。出力方法は、 組合長 山田 一郎 印 前々頁をご参照ください。 配合飼料価格差補てん金交付について(報告) 貴会と本組合との間で締結した配合飼料価格差補てん基本契約第3条に基づき、貴会より交付された 価格差補てん金を対象の生産者に交付したことを、以下のとおり報告いたします。 記

4 各種様式印刷



ボタンをクリックすると、各種様式を出力することができます。

メモ 数量契約書が選択できない場合

生産者との契約書は、継続の場 合は「数量契約書」、新規の場合は 「基本契約書兼数量契約書」を使 用しますが、基本契約期間の初年 度は継続の場合も含め、全ての生 産者と「基本契約書兼数量契約 書」を締結します。

このため、基本契約期間の初年 度の契約時には、「数量契約書」が 選択できなくなります。「基本契約書 兼数量契約書」を使用してください。

6 CSVデータを取得する く生産者情報CSVの出カ> 2017/04/04 デモ1 <u>ログアウト</u> データ現会 メインメニュ . 平成29年 第1四半期 <<お知らせ>>> 契約情報 平成29年 当初契約 数里变更 平成29年 第1四半期 出荷実績 平成29年 第1四半期 業務システム 管理システム 画面上に「情報提供」 メモ 実績管理 契約管理 ボタンは2つあるが 情報提供 (CSV) 画面の上の細長いボタンでも、画 帳票出力 デーク照会 面の左下の四角いボタンでもどちら データ送受信 でも同じです。 <u>>> 操作マニュアル</u> >> よくあるご質問(FAQ) バスワード変更 「情報提供」をクリック F 🧲配合同料安定基金システム - Inter 2017/04/04 デモ1 <u>ログアウト</u> データ編会 情報提供(CSV)メニュー ./ 戻る メニュー 契約管理 実備管理 級異出力 博 デモ1県 デモ1JA1 本所 データ送受信 統計データCSVについ 全データCSV メモ τ 県連・くみあい飼料は統計データ CSVが選択でき、JA別の契約数 2 「全データCSV」をクリック 量や積立金、補てん金等の統計デ ータを取得することができます。 3 「生産者情報」をクリック 契約年度を選択 🧟配合飼料安定基金 ステム - Internet Expl 2017/04/04 デモ1 <u>ログアウト</u> データ開会 全データCSV出力 ● 生産者情報 ○ 契約情報 ○ 出荷実績 契約年度 2017 平成29年度 🔽 * ブロック 📃 県 D1 デモ1県 ~ JA 001 デモ1 JA 1 支所 _____ v ~ 🗆 * 最新の年度を指定した場合、80%ルールの比較結果を出力します。 出力 クリア 「出力」をクリック



「ファイルを開く」をクリック

生産者情報CSVが出力されます。

| X 1 | 17 • (11 •] |) 🖬 🔜 🖨 🛛 |) (v | | | | | | | | 2.5 | dsx | - Microsoft | t Excel | | | | | | | |
|------------|----------------------|--------------------|-------------------|--|---------------|------------------|-----------------------|------------|-----|----------------|-------|-----|-------------|----------------------|------|--------|--------|----------------|--------------|---------------|----|
| 77- | イル ホーム | 挿入 / | ・ ページ レイアウト | 数式 | データ お | 185 | 表示 開発 | アドイン | | | | | | | | | | | | | |
| ľ | 🛔 👗 切り取 | U | MS PJS | in the second se | • 11 • J | с л [*] | = = * | » 📑 | 訞 |)返して全体を | 表示する | 83 | | | Se | | | 標準 | | どちらです | ь |
| 帰り | 回し いろ コピー・ | * | B/II | • m • | 3 - A - | Ζ. | = = = (| ie die 153 | 171 | 支持会し て中 | фж3 - | 3 | | •.2 . ⁰ 2 | 条件付け | き テーブル | ευτ | 悪い | | 良い | |
| * | ◆ 圏式の | 이미ピー/뭐라이네네 | | | | * | | | | | | ~ | | 100 010 | 書式・ | 書式設 | 定。 | | | | |
| | クリップホー | -15 5 | | フォント | | 5 | | 能識 | _ | | 5 | _ | 教徳 | 5 | | | | | 5471 | | |
| | K23 | • (* | f _x | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | A | В | C | D | E | | F | G | | н | I | | J | K | | L | 1 | M | N | 0 | |
| 1 | 生産者作 県コード | ∦ 2017/5/18 県略称 | 14:20:00 JA⊐−F | JA略称 | 生産者 | 生産 | 者氏名 | 集約コー | F | 郵便番号 | 住所 | | 電話番号 | FAX體分 | ,代 | 表者氏 | 代表 | 者役 | CO取引先 法人格 | 儒考 | |
| 2 | | | | | | A 1 | | | | | 0.0.0 | | | | | | - | | コード | | |
| 3 | D1 | テモ1県 | 1 | FE1JA1 | 206404 | 公本 | 0¥ | | | | 00県0 | X | | -000 | 00 | | | | | | |
| 4 | D1 | テモ1県 | 1 | 7E1JA1 | 206405 | OW. | | | | | 00.80 | 20 | | -000 | 00 | | | | | | |
| 5 | D1 | テモ1県 | 1 | 7±1JA1 | 206406 | 00 | 备 座株式 会社 | | | | OO県(| X | | -000 | 00 | | | | | | |
| 6 | D1 | テモ1県 | 1 | FE1JA1 | 220967 | QШ | O MI | | | | OO県O | X | | -000 | 00 | | | | | | |
| 7 | D1 | テモ1県 | 1 | テモ1JA1 | 221784 | QJII | 04 | | | | 00県(| 20 | | -000 | 00 | | | | | | |
| 8 | D1 | テモ1県 | 1 | FE1JA1 | 222184 | 097 | O.史 | | | | 00県0 | C | Stocal (| -000 | 00 | | | | | | |
| 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 2.xlsx - Mi | crosoft Exc | el | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ہ 🕜 ہ | - |
| | | fり返して全 | 体を表示する | 標準 | | ٣ | | 標 | ŧ | | どちら | Ċ | 6ない _ | + | 7 | ۰ 🚺 | ۶ ۲ | C オート 1 フィル | SUM - | Ż | ú |
| | | こルを結合し | て中央揃え、 | . % | • 1 00 | -08 -0 | 条件付き テーブル 書式 - 書式設 | として 悪 | Ŋ. | | 良い | | Ŧ | 挿入 | 削時 | 書式 | 4 | 2 クリア | ・ ・ フ· | べ替えと (ルター・ | 候選 |
| | | | 5 | | 效値 | 5 | | | 2 | スタイル | | | | | セル | | | | 編集 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | | P | Q | F | 2 | s | T | U | Т | V | W | | X | | Y | | Z | | AA | AB | |

| | | | - | | - | | | | | | | |
|-------------|-----------|-------------|------|------|------------|-------------|----------|--------|------------|-------------|----------|--------|
| 当年度契 約数量 | 比較用年 度 | 比較用契 約数量 | 減少比率 | 比較結果 | 登録ユー ザー | 登録アブリ ID | 登録日 | 登録時間 | 更新ユー ザー | 更新アブリ ID | 更新日 | 更新時間 |
| 84 | 平成28年. | 40 | 210 | 0 | D1 001 001 | SCKEIP120 | 20141219 | 162553 | D1 001 001 | SOKEIP120 | 20170329 | 140715 |
| 120 | | | | | D1 001 001 | SCKEIP120 | 20141219 | 162727 | D1 001 001 | SCKEP120 | 20170329 | 140800 |
| 0 | 平成28年. | (4 | 0 | × | D1 001 001 | SCKEIP120 | 20141219 | 163084 | D1 001 001 | SCKEIP1 20 | 20170329 | 140831 |
| 20 | | | | | D1 001 001 | SCKEIP120 | 20170307 | 205540 | D1 001 001 | SCKEIP120 | 20170307 | 205540 |
| 20 | | | | | D1 001 001 | SCKEIP1 20 | 20170314 | 172325 | D1 001 001 | SCKEIP1 20 | 20170314 | 172325 |
| 80 | | | | | D1 001 001 | SCKEIP120 | 20170329 | 144451 | D1 001 001 | SCKEIP120 | 20170329 | 144451 |
| | | | | | | | | | | | | |

メモ CSVファイルがダウン ロードできないとき

「ツール」→「インターネットオプショ ン」→「セキュリティ」→「インターネッ ト」→「レベルのカスタマイズ」を開 き、「ファイルのダウンロード」→「有 効にする」にチェックを入れて「OK」 をクリックし、再度お試しください。

メモ 80%ルール比較結果 の表示について

最新年度の生産者情報を出力した場合、80%ルールの比較結果が 表示されます。

前年度の 80%以下の生産者は 「比較結果」が×と表示され、返金 対象となる可能性がありますので、 確認書の提出等の対応をお願いし ます。



当年度契約が未入力か、入力済 みであっても、新規契約か当初転 入の場合は、「比較結果」が空欄と なります。

当初転入の場合は、確認書の提 出が必要となる場合がありますが、 提出先は転出元の他基金のため、 当方での確認作業は不要です。

メモ 契約数量が本来の数 量より多い場合

集約コードを設定している場合、 合算した契約数量を表示するため、本来の契約数量より多くなる場 合があります。

契約数量を集計する場合は、契約情報CSVをご利用ください。

| | <契約情報CSVの出力> |
|---|--|
| | 1 「契約情報」をクリック 2 契約年度を選択 |
| | |
| | 全データ(SV出力) 2017/04/04 戻る メニュー 第4世習 単規型目 第4世別 デージ送気音 デモ1県 デモ1 JQ1 本所 デージ送気音 デージ送気音 |
| | ○ 生産者情報 ● 医药消報 ● 出荷実績 ジ約年度 2017 平成29年度 ▼ ブロック ▼ 県 D1 デモ1県 ▼ JA 001 デモ1JA1 ▼ 支所 000 本所 ▼ |
| | 3 「出力」をクリック |
| | WED ペークからのメタビーク () () () () () () () () () () () () () |
| | 4 「OK」をクリック |
| メモ CSV ファイルかタワン ロードできないとき | as16zis-ja.com から契約情報.csv を聞くか、または保存しますか? ファイルを聞く(の) 保存(S) ▼ キャンセル(C) × |
| 「ツール」→「インターネットオプショ ン」→「セキュリティ」→「インターネッ | 5 「ファイルを開く」をクリック |
| ト」→「レベルのカスタマイズ」を開 き、「ファイルのダウンロード」→「有 | ▼ 契約情報CSVが出力されます。 |
| 効にする」にチェックを入れて「OK」 をクリックし、再度お試しください。 | 図 ゆ・℃・ 夏夏 緑 山 ⊧ 契約指載.cv - Microsoft Excel 27.00 ホーム 神入 ヘーラレイアクト 数式 データ 松田 アイシ 3 切切取り MS P 32-rg 11 A X ■ ■ ● |
| | 4 2017 D1 デモ1県 1 デモ1農業 0本所 20406 ○沢 ○司 デスト展示 2017671 60 1(十 5 2017 D1 デモ1県 1 デモ1農業 0本所 20406 ○次 ②蓄除状式社 デスト展示 2017671 70 豚 6 2017 D1 デモ1県 1 デモ1農業 0本所 222184 ○野 ○史 デスト展示 2225850 50 肉牛 7 2017 D1 デモ1県 1 デモ1農業 0 本所 222184 ○野 ○史 デスト展示 2225850 50 肉牛 8 2017 D1 デモ1県 1 デモ1農業 1 A支所 221784 ○川 ○子 デスト県示 222520 50 肉牛 |
| | ● 契約情報.csv - Microsoft Excel か 数式 データ 校園 表示 関発 7Fイン |
| | 10/2 11 A A = ● 副が回して金柱を表示な 画本 Max Ma |
| | O P G R S T U V W X Y Z AA AB 契约区分 名称 当初契约区合称 契约数量(·契约数量(·契约数量(·契约数量(·契约数量)·复约数量)·复约数量(·契约数量)· 相互金(4(積互金(1(積互金(1(積互金(1(積互金(1(預运金(1(可运金(1(預运金(1(預运金(1(可运金(1(可运金(1(預运金(1(預运金(1(可运金(1(預运金(1(可 (1(可 (1(可 (1(可 (1()))))))))))))))))))))))))))))))) |

| <出荷実績CSVの出力> | |
|--|--|
| 1 「出荷実績」をクリック | |
| 2 契約年度を選択 | |
| CLA2合料和安定基金シンテム - Internet Explorer CA2合料和安定基金シンテム - Internet Explorer CA2合料和安定基金シンテム - タCSV出力 デモ1 加 デーク協会 ジェー・ ダーク - タ CSV出力 デーク協会 ジェー ・ | |
| 県 DIデモ1県 JA DOIデモ1JA1 マ ~ 支所 DOO 本所 マ ~ マ | |
| 出力 クリア | |
| 3 「出力」をクリック | |
| Web ページからのメッセージ | |
| CSVを作成します。よろしいですか? | |
| OK キャンセル | |
| 4 [OK をクリック | |
| | CSVファイルがダウン |
| as16.zis-ja.com から出荷実績.csv を聞くか、または保存しますか? ファイルを聞く(O) (保存(S) ▼ キャンセル(C) × | メモ ロードできないとき |
| 5 「ファイルを開く」をクリック | 「ツール」→「インターネットオフショ ン」→「セキュリティ」→「インターネッ ト」→「レベルのカスタマイズ」を開 |
| 出荷実績CSVが出力されます。 | き、「ファイルのダウンロード」→「有 効にする」にチェックを入れて「OK」 |
| 図「サ・マ・」」は 込まる」 日本 | をクリックし、再度お試しください。 |
| OZ2 ・ ▶ - A B O E F G H I J K L M N O 1 広告実装 2017/57/18 1549-47 Z Z S | |
| 出稿実稿/csv - Microsoft Excel 2 * 2 * 2 * 2 * 2 * 2 * 2 * 2 * 2 * 2 * | |
| P Q R S T U V W X Y Z AA AB 契約約量(7契約約量(7契約約量(7契約約量(7実結約量)(7契約約量(7契約約量)(72約約量)(720約2)(7230)(720)(720)(720)(720)(720)(720)(720)(72 | |



| 🧲配合飼料安定基金システム - Internet Explorer | | |
|-----------------------------------|--------------------|---|
| | 生産者情報照会 | 2017/04/04 デモ1 ログアウト |
| 戻る メニュー 契約管理 実績管理 | 「検票出力」 情報提供 データ送受信 | デーク現会 |
| デモ1県 デモ1JA1 | 本所 | |
| | | |
| | | |
| 県 D1 デモ1県 ✓ | JA 001 デモ1 JA1 🔽 | |
| 生産者 〇山 | 検索 | |
| - 選択 県 JA 生産者コード 集約= | コード 氏名 | 住所 |
| 避訊 01 001 220964 | 〇山 〇男 | ○○県○○市○○1-1-1 |
| 20065 | | |
| 3849 D 001 220966 | | |
| X83X 0 001 220307 | OT ONE | 000000000000000000000000000000000000000 |
| | | |
| | | |
| 県 🗸 🗸 | JA | |
| 生産者コード 集約コード | 00取引先法人格コード | 県本部区分 |
| 生産券氏名 | | |
| | 2011 | |
| 新庆留亏 | | |
| 住所 | | 比較用契約数量 |
| 電話番号 | FAX番号 | |
| 代表者役職 | 代表者氏名 | |
| 備考 | | |
| | | |
| 実行 クリア | | |
| | | 3 |
| | | |
| C | - 「迭択」をクリック | |
| | | |
| | | |

生産者情報が表示されます。

| < | システム - Internet Explore | 1 | | | _ |
|---|--|---|-------------------------|--|-----------------|
| <u>展る た</u> デモ1県 | 1- 契約管理 実績的 デモ1JA1 | 生産者情 理 %原出力 (#報題供) 本所 | 報照会 テー9滋要編 | 2017/04/04 デモ1 <u>ログアウト</u> デーク場合 | |
| ● 照会 県 D1 デモ 生産者 | E1県 ▼ | JA [001 デモ1 JA | 1 文 | | |
| 選択 県 選択 D1 選択 D1 選択 D1 選択 D1 選択 D1 | JA<生産者コード集 | #0コード 〇山 〇男 〇山 〇子 〇山 〇夫 〇山 〇夫 〇山 〇雄 | 5名 | 住所 ○○県○○思○○=1 - 1 ○○県○○思○○=5 - 4 5 ○○県○○思○○町 1 2 3 - 4 5 ○○県○○認○○町 1 2 3 - 4 5 | |
| 県 ① デ 生産者コード 生産者氏名 郵便番号 住所 電話番号 代表者役職 備考 実行 | E1県 ♥ [220864] 集約コ ◎山 ○男 ◎○県○○市○○1-1 □ □ 00県○○市○○1-1 □ 00月 ○□ 00月 ○□ 00月 ○□ 00月 ○□ 00月 ○□ 00月 ○□ 00月 ○□ 00月 ○□ 00月 ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ ○□ | JA [00] デモ1 J. ード CONDS 供 - 1 FAX御号 代表者氏名 | A 1 V 法人格コード 数称 题 | | マ ートン ートン |

<契約情報の照会>

| 🧲配合飼料安定基金システム - | - Internet Expla | rer | |
|-----------------------|----------------------------|-------------|----------------------------------|
| | ^{契約管理} 実 モ1JA1 | データ照会メニュー | 2017/04/04 デモ1 ログアクト データ場合 |
| 生產者情報 契約情報 出荷実績 | | | |
| | 1 | 「契約情報」をクリック | |
| + | | | |



各項目で空白を選択すると、全て のデータを照会します。

例えば、年度を空白にして「検 索」をクリックすると、過去の全ての 年度から契約情報を検索します。

| 2 支所・生産者・年度・畜種・契約区分を選択 |
|--|
| CQARHST252652754-Internet Explorer 文字の行程 文字の行程 文字の行程 文字の行程 文字の 文字の |
| ● 照会 県 [01 デモ1]県 |
| 県 JA 支所 生産者>+* 氏名 住所 年度 室種 契約区分 4~6月 7~9月 10~12月 1~3月 合計 (トン) 契約項項 (当) 通用UCマ (当) (当) 通用UCマ (当) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) |
| 3 「検索」をクリック |
| Clichapht会定数会システム - Internet Explorer |
| ● 照会 県 01 デモ1県 ▼ JA 001 デモ1 JA 1 ▼ 支所 ▼ 生産者 ○山 年度 2017 平成29年度 畜種 ▼ 契約区分 ▼ 使衆 2011 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 |
| 県 3) 支所 生産者1-1' 氏名 住所 年度 畜種 契約区分 4~0月 7~0月 10~12月 1~3月 合計 (上) 契約区分 (出) 第年度 第 2 2 (出) (日) (日)< |
| 4 「選択」をクリック |
| 契約情報の表示されよす。 CLCADHEREX620270- https://www.clcade/actionality.clcade |
| 項目AG技術(生産者)+* 氏名 住所 年度 畜種 致約区分 101 001 20867 Qui Qui QUIR(QMIXCOF)12.3-4.5 平成2.94度 由牛 新規規約1 4~6月 7~9月 10~12月 1~3月 合計 (上) 調機規模 30 (当初) 医利息(20) 受加(20) 受加(20) 受加(20) 受加(20) (当初) 医利息(20) (当初) (当初) <t< td=""></t<> |

<出荷実績の照会>

| ●配合物料安定基金ジステム - Internet Explorer 人 二 人 四 人 ノ ー _ 2017/04/04 | |
|---|--------------------------------------|
| パープージ照式ティーユー デモ1 ビケット 度る メニー 柴約管理 装着管理 修振振用 デージ送気油 デージ通気油 デモ1県 デモ1JA1 本所 「 「 デージ通気油 「 | |
| 生産者情報 | |
| 契約消费報 | |
| 出荷夹精 | |
| 1 「出荷実績」をクリック | |
| 2 支所・生産者・年度・畜種・契約区分を選択 | |
| ●配合時存安度をシステム - Internet Explorer | |
| → 出荷実績照会 2017/04/04 デモ1 2721: デモ1 및 デモビJA1 本府 学社業 チェキキ ディオ (新闻会会 デモ1 12/27): プモ1 및 デモビJA1 本府 | メモ 支所・年度・畜種等の 選択について |
| | 冬頃日で空白を選択すると 全て |
| 県 DIデモ1県 | のデータを昭会します。 |
| 通訊 県、JA、支所 生産和1-1* 氏 名 住 所 年 度 畜 種 第700分 | 例えば、年度を空白にして「検 |
| | 案」をクリックすると、過去の全ての 年度から契約情報を検索します。 |
| | |
| 第1四手期 突然放置 4月 5月 5月 6月 台町(ト2) 補(ん)11家設量 備(人)全額 通常 (共常 金額 | |
| 第2201半期 契約1数量 7月 8月 9月 合計(トン) 補てん対象数量補てん全額 通常 異常 連額 | |
| 第3四半期 契約数量 10月 11月 12月 合計 (トン) 補てん対象数量 補てん金額 通常 異常 差額 | |
| 第4四半期契約数量 1月 2月 3月 合計(トン) 補てん対象数量補てん金額 通常 異常 差額 | |
| 定行 クリア ※当画面でデータを修正した場合、P生産者別出荷実績体制入力』で24秒出荷実績体制入力」で24秒出荷実績体制入力 | |
| | |
| 3 「検索」をクリック | |
| CCC合同样安定基金20754 - Internet Explorer III A | |
| 度る メニュー 契約1832 未着整理 様務法力 デージス支援 デージス支援 デモ1県 デモ1JA1 本所 チージス支援 デージス支援 デージス支援 | |
| ● 照会 | |
| 県 DI デモ1県 | |
| 3849 県 JA 支所 生産者1-ト' 氏名 住所 车度 畜種 契約区分 [3337] 10 001 20087 〇山 〇述県〇〇郡〇〇町123-45 平成29年度 肉牛 新規契約 | |
| | |
| 県 UA 支所 生産者コート' 氏 名 住 所 年 度 畜 種 契約区分 | |
| 第1四半期契約数22 4月 5月 6月 合計 (トン) 補てん対象数量 補てん金額 通常 異常 差額 | |
| 第2四半期 契約放量 7月 8月 9月 合計(1) 轴てん対象設量 補でん全部 通常 異常 表語 | |
| 第3四半期契約放量 10月 11月 12月 合計(トン) 補てん対象数量補てん金額 通常 異常 巻調 | |
| 第4四半期 契約数量 1月 2月 3月 合計(トン) 補てん対象数量 補でん金額 通常 異常 差額 | |
| 実行 クリア ジョ画面でデータを得正した場合、『生産者別出荷実績体報入力』で高値別出荷実績体報入力』で入力ができなくなります。 | |
| 4 「選択」をクリック | |
| | |
| | |

出荷実績が表示されます。

| 配合飼料安定基金システム | - Internet Exp | lorer | | | | | | | |
|---|---|----------------------------------|---|--|---|---|---|--|---|
| | 契約管理 デモ1JA1 | 実績管理 | · 秋原出力 | 出荷実 | 精照会 | | Ŧ | 2017/04/0 デモ1 ロ -9陽會 | 04 <u> / 7 ን</u> ት |
| | | | 1.1.171 | | | | | | |
| · 照会 | | | | | | | | | |
| 県 D1 デモ1県 | | - | JA | 001 デモ1JA | A1 🔽 | 支所 | | ~ | |
| #### | | _ | - 4 19 | - [2017 平式 0 0 | | | | - | 論語 |
| | | | 4/5 | 2017 +78,2 5 | 4/2 S 1812 | | *PIA77 | | 10070 |
| 選択 県 JA 支 | 所 生産者コート' | | 氏 | 名 | 住所 | | 年度 | 畜種! | 契約区分 |
| 選択 D1 001 00 | 1 220967 | ОШ | 〇雄 | | 00県00都00町 | 123-45 平府 | 成2 9 年度 | 肉牛 ! | 新規契約 |
| | | | | | | | | | |
| 技 AL 果 00 100 10 | 1 生産者コート 220967 | Ош | 氏〇雄 | 名 | <u>住所</u> ○県○郡○町 | 123-45平6 | 年 <u>度</u> 成29年度 | <u>畜種</u> 肉牛 第 | 契約区分 新規契約 |
| <u>県 JA 支</u> 01 001 00 第1四半期 契約数量 | ff 生産者コート* 220967 4月 | 〇山 5月 | 氏 ○雄 6月 | 名 合計 () | <u>住所</u> ○○県○○郡○○町 -ン) 補てん対象数量 | 123-45 平府 計でん金額 j | <u>年度</u> 成29年度 通常 | <u>畜種</u> 肉牛 異常 | 契約 <u>区分</u> 新規契約 差額 |
| <u>集</u> JA支 01 001 00 第1四半期 契約数量 5.00 | <u> 新 生産者コート</u> 220967 4月 2.000 | 〇山 5月 2 | 氏 〇雄 6月 2.000 | 名 合計() 2.000 | 住所 〇〇県〇〇郡〇〇町 - ン)補てん対象数量 6.000 5.000 | 123-45 平府 補てん金額 j 2,500 | <u>年度</u> 成29年度 通常 2,500 | <u>畜種</u> 肉牛 異常 | 契約 <u>区分</u> 新規契約 差額 0 |
| 県 JA 支/ 01 001 001 001 第1四手期 契約数量 5.00 | <u> 生産者コート</u> 220967 4月 2.000 | 〇山 5月 2 | 氏 〇雄 6月 2.000 | 名 合計() 2.000 | 住所 ○県○郡○町 ン)補てん対象数量 6.000 5.000 | 123-45 平府 2.500 2.500 | <u>年度</u> 成29年度 通常 2,500 | <u>畜種</u> 肉牛 異常 | 契約 <u>区分</u> 新規契約 差額 0 |
| 東 JA 支 01 001 00 第1四半期 契約数量 5.00 第2四半期 契約数量 | <u> 「 生産者3-+*</u> 220967 4月 2.000 7月 | 〇山 5月 2 8月 | 氏 ○雄 6月 2.000 9月 | 名 合計(H 2.000 合計(H | 住所 ○県○郡○町 ン)補てん対象数量 6,000 5,000 -ン)補てん対象数量 | 1 2 3 - 4 5 平舟 補てん金額 補てん金額 補てん金額 | 年度 成29年度 通常 2,500 画常 | <u>畜 種</u> 5 肉牛 第 異常 異常 | 契約<u>区分</u> 新規契約 差額 0 差額 |
| 県 J.A. 支 01 001 00 第10平規<契約数量 | <u>新生産者3-+*</u> 220967 4月 2.000 7月 7月 | 〇山 5月 8月 | 氏 ○雄 6月 2.000 9月 | 名 2.000 合計() 合計() | 住所 | 1 2 3 - 4 5 平舟 神てん金額 2.500 神てん金額 道 でん金額 道 | 年 <u>度</u> 成29年度 通常 2,500 通常 | <u>畜種</u> 肉牛 異常 異常 異常 | 契約 <u>区分</u> 新規契約 差額 0 差額 |
| 県 JA 支び 01 001 00 第103半期 契約数量 5.00 第2四半期 契約数量 第30四半期 契約数量 | f 生産者3* 220967 4月 2.000 7月 10月 | 〇山 5月 8月 11月 | 氏 〇雄 6月 2.000 9月 12月 | 名 合計() 2.000 合計() 合計() | 住所 ○県○郡○○町 141000 50000 | 1 2 3 - 4 5 平所 補てん金額 i i i i i i i i i i i i i i i i i i i | <u>年 度</u> 成29年度 通常 2,500 通常 | 畜種 引 肉牛 引 異常 異常 異常 異常 | 契約区分 新規契約 差額 差額 差額 差額 差額 |
| 県 JA 支) 01 001 00 第107半期 契約数量 5.00 第2四半期 契約数量 第3四半期 契約数量 | <u> 有 生産者3-+*</u> 220967 4月 2.000 7月 10月 | 〇山 5月 2 8月 11月 | 氏 ○雄 6月 2.000 9月 12月 | 名 - 合計() - 合計() - 合計() - 合計() | 住所 | 1 2 3 - 4 5 平成 補てん金額 1 2 3 - 4 5 平成 1 2 - 500 補てん金額 注 補てん金額 | <u>年 度</u> 成29年度 通常 2,500 通常 通常 | <u>寄種</u> 男 肉牛 男 異常 異常 異常 | 契約区分 新規契約 差額 差額 差額 差額 差額 |
| 道 JA 支び 1 001 001 00 第 102半期 契約数量 5.00 第 20半期 契約数量 第 302半期 契約数量 | 新生産者3-ト 220967 4月 2.000 7月 10月 10月 | 5月 2 8月 11月 | 氏 ○雄 6月 9月 12月 | 名 | (生 所 ○)県○(郡○)(田) >>) 袖てん対象数量 6.000 5.000 >>) 袖てん対象数量 ->) 袖てん対象数量 | 1 2 3 - 4 5 平反 注補てん金登 注補てん金額 補てん金額 補てん金額 注 補てん金額 注 補てん金額 注 | <u>年 度</u> 成29年度 通常 2,500 通常 | 畜種 男常 異常 異常 異常 | <u>契約区分</u> 新規契約 差額 差額 差額 |
| 項目 日本期 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | 1 生産者3-F 220967 4月 2.000 7月 10月 10月 1月 1月 1月 | O山 5月 8月 11月 2月 | 氏 ◇雄 6月 2.000 9月 12月 3月 | 名 2.000 승왕 () 승왕 () 승왕 () 승왕 () | | 1 2 3 - 4 5 平氏 主袖てん金器 注袖てん金器 注袖てん金器 注袖てん金器 注袖でん金器 注 袖でん金器 注 袖でん金器 注 | <u>年 度</u> <u> <u> <u> </u> <u></u></u></u> | 畜種 男常 異常 男常 異常 男常 異常 男常 | <u>契約区分</u> 新規契約 差額 0 差額 差額 差額 |
| 回 I | 新 生産者3-+ 220967 4月 2.000 7月 7月 10月 1月 1月 | 〇山 5月 2 8月 11月 2月 | 氏 ◇雄 6月 2.000 9月 12月 3月 | 名 2.000 合計(H 合計(H | 住 州 | 1 2 3 - 4 5 平近 2 補てん金額 2 .500 2 .500 4 補てん金額 2 .500 2 | 年 度 | <u>蓄種</u> 肉牛 異常 異常 異常 異常 異常 | 契約区分 新規契約 差額 差額 差額 差額 差額 差額 |

哑. 様式集

| 1. 契約 |
|--|
| (1)契約全般 |
| 数量契約書(農協等-生産者(継続))122 |
| 基本契約書兼数量契約書(農協等-生産者(新規))123 |
| 数量契約書(県連(全農)-JA)124~125 |
| 数量契約書(全農-県連)126~127 |
| 特畜種加入申請書128 |
| 銀行口座振込依頼書129 |
| 配合飼料安定基金契約チェックリスト130~131 |
| (2) 基金間移動 |
| 基金間移動申請書132~134 |
| 基本契約書兼数量契約書(下期転入者用)135 |
| (3) 借入金と80%ルール |
| 配合飼料安定基金数量契約の未継続・数量減少理由についての確認書136~137 |
| |
| 基金加入生産者の各種変更届(氏名・住所・畜種変更等)138~139 |
| 経宮移譲にともなう名義変更申請書140~144 |
| |
| JA合併庙・JA名称変更庙・JA文所統合庙146~147 其人地1-45来の王星士王亦再早 140-140 |
| 基金加入生産者の所属文所変更庙148~149 |
| 2. |
| |
| □加 <u>效</u> 里友文中前音·······130~139 3 積立 |
| 3. 俱立 |
| Δ 補てん |
| 出荷実績報告書161 |
| 補てん金交付通知書162~163 |
| 補てん金交付報告書164~167 |
| TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表168 |
| 広域調整の依頼文書169 |
| 出荷報告の修正170~173 |
| 追加補てん交付通知書174~175 |
| 補てん金交付に関する事務チェックリスト176 |
| 5.その他 |
| 安定基金システム使用者申請書177~178 |
| |
| 令和2年度は、4年間の基本契約期間の4年目にあたります。 |
| JA-生産者: 継続の生産者は数量契約書を締結します。 |
| 新規の生産者は基本契約書兼数量契約書を締結します。 |
| 県連(全農)-JA: 数量契約書を締結します。 |
| 全農一県連: 数量契約書を締結します。 |
| 適切な様式で契約を行うよう、ご注意ください。 |

配合飼料価格差補てん数量契約書

(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、平 成29年3月15日付け配合飼料価格差補てん基本契約(以下「基本契約」という)に基づき、次のとおり契約する。

(契約対象数量)

第1条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間において契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、 下記のとおりとする。

(契約の解除等)

- 第2条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約または基本契約に違反したときは、この契約を解除 することができるものとする。この場合において、乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常 補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。
 - 2. 乙は、甲がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常 補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除又は変更することができる。 ただし、第1条の規定による契約対象数量の変更については、基金間の契約移動、災害発生およびその他 特別の事由がなければならない。
 - 3. 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・ 関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者(以下、「暴力団等」という)ではないこと
 - (2)暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと
 - (3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと
 - (4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと
 - 4. 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙(それらの役職員を含む)が次の各号に該当 した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、 かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。 (1)自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合 (2)相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を 伝えた場合

(契約の効力)

第3条 この契約は、甲と乙の間の基本契約が解除又は解約された場合には、効力を失うものとする。

(個人情報の取扱い)

第4条 乙は、下記の「個人情報の取扱い」の内容について同意するものとする。

(契約対象期間)

第5条 この契約の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

上記の証として、本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙の要請があれば乙にすみやかに写しを渡すものと する。

令和2年3月15日

| 甲(農協等) | 住 所 法人名 代表者名 | Ē |
|--------|--------------------|---|
| 乙(生産者) | 住 所 氏 名 | Ø |

畜種:育すう、成鶏、ブロイラー、肉牛、乳牛、豚、うずら、その他

| 畜 種 | 4~6月数量 | 7~9月数量 | 10~12月数量 | 1~3月数量 | 合計数量 | 飼養規模(頭/千羽) |
|-----|--------|--------|----------|--------|------|------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(個人情報の取扱い

 ⁽個人情報の取扱い)
 乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。
 (1) 配合飼料価格差補てん契約の受付(2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収(3) 配合飼料の出荷実績の報告(4) 配合飼料価格差補てん金交付
 (5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供
 (6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供(7) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため

(農協等-生産者(新規))

配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書

(以下「甲」という)と_____(以下「乙」という)は、一般社団法人全 国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格 差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。 (数量契約) 第1条 甲と乙は、基金の事業年度の開始前に当該年度に係る配合飼料価格差補てん数量契約(以下「数量契約」という)を 締結する。 (契約対象数量) 第2条 令和2年度の数量契約はこの契約によるものとし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間において契約の対象 とする四半期別の配合飼料の数量は、下記のとおりとする。 (通常補てん積立金の納付) 乙は、数量契約を締結した場合は、基金が業務方法書第11条ならびに第12条の規定に基づき定める単位数量当たりの 通常補てん積立金の額に、当該四半期に係る数量契約の対象数量を乗じて得た金額を通常補てん積立金として、当該四 半期の開始前に甲または甲の委任する者に納付するものとする。 第3条 (価格差補てん金の交付) 第4条 甲は、乙に対し基金の業務方法書第19条および第21条ならびに第23条の7および第23条の9に基づき価格差補てん金を 交付するものとする。 (価格差補てん金の返還等) 第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を甲に返還させることができるものとする。
 3基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めることができる。 (1) 廃業又は他基金への移動等の合理的な理由がなく、乙が3基金のいずれの基本契約及び数量契約の更新も行わない場合。 (2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が3基金の合計契約数量を大きく減じる場合。 3. 乙が前項の返還を完了しない場合には、3基金いずれの基本契約及び数量契約も再契約に応じることはできないものとする。 4. 前2項及び3項の「3基金」とは、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及 び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金を指す。 (契約の解除等) 第6条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。 この場合乙はこの契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければな らない。 2. 乙は、甲がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の 額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除又は変更することができる。 ただし、第2条の規定による契約対象数量の変更については、基金間の契約移動、災害発生およびその他特別の事由がなけ ればならない。 ればならない。
3. 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。
(1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、または
その他の反社会的勢力に該当する者(以下、「暴力団等」という)ではないこと
(2)暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと
(3)甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと
(4)暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと
4. 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙(それらの役職員を含む)が次の各号に該当した場合には、
当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約または
この契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。
(1)自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
(2)相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合
(契約の効力)

(契約の効力)

第7条 甲と乙の間のこの契約が解除又は解約された場合は、効力を失うものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、下記の「個人情報の取扱い」の内容について同意するものとする。

(契約対象期間)

第9条 この契約の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

氏名

ただし、第2条による数量契約については、令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。

(その他)

この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、基金の業務方法書およびこれに基づく細則に定 第10条 めた基準を運用するものとし、その他の事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記の証として本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙の要請があれば乙にすみやかに写しを渡すものとする。 令和2年3月15日

| 110 1 | |
|--------|--------------------|
| 甲(農協等) | 住 所 法人名 代表者名 |
| | 住 所 |

印

Ð

畜種:育すう、成鶏、ブロイラー、肉牛、乳牛、豚、うずら、その他

| 畜 種 | 4~6月数量 | 7~9月数量 | 10~12月数量 | 1~3月数量 | 合計数量 | 飼養規模 |
|-----|--------|--------|----------|--------|------|------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(個人情報の取扱い)

7.(生産者)

(個人自報の私扱い)
 (1) 配合飼料価格差補てん契約の受付
 (2) 配合飼料価格差補てん複立金の徴収
 (3) 配合飼料価格差補てん複支金の徴収
 (4) 配合飼料価格差補てん金交付
 (5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農)・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供
 (6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供
 (7) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため

数量契約書 (県連(全農)-JA)

配合飼料価格差補てん数量契約書

(以下「甲」という)と____(以下「乙」という)は平成29年3月15 日 付け配合飼料価格差補てん基本契約(以下「基本契約」という)に基づき、次のとおり契約する。

(契約対象数量)

第1条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間において契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、 「畜種別契約数量明細表」のとおりとする。

(契約の解除等)

- 第2条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約または基本契約に違反したときは、この契約を解除 することができるものとする。この場合において、乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常 補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。
 - 乙は、甲がやむをえない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常 補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除または変更することができる。 ただし、第1条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害の発生およびその他特 別の事由がなければならない。

(契約の効力)

第3条 この契約は、甲と乙の間の基本契約が解除または解約された場合には、効力を失うものとする。

(個人情報保護法等の法令遵守)

- 第4条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都 道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。
 - 2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。
 - この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・ 提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)および情報提供や案内にかかわる作成や 発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。

(契約対象期間)

第5条 この契約の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

上記の契約の証として、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和2年3月15日

| 甲(県連等) | 住 所 法人名 代表者名 | Ø |
|--------|--------------------|-----|
| 乙(農協) | 住 所 法人名 代表者名 | (1) |

*裏面に畜種別契約数量明細表を両面コピーしてください。

畜種別契約数量明細表(JA別)

-- 畜種別契約数量明細表(当初契約)--

平成 年度 県:D1 デモ1県

JA:001 デモ1農業協同組合1

| | | | 1 | 契約数量(トン) | | | |
|-----|------|-------|-------|----------|-------|---------|----|
| 畜種 | 区分 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 合 計 | 件数 |
| 肉牛 | 継続契約 | 13.00 | 13.00 | 12.00 | 12.50 | 50.50 | 2 |
| | 新規契約 | 38.00 | 38.00 | 39.00 | 39.00 | 154.00 | 6 |
| | 小計 | 51.00 | 51.00 | 51.00 | 51.50 | 204. 50 | 8 |
| 乳牛 | 継続契約 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 2.00 | 8.00 | 1 |
| 豚 | 継続契約 | 13.00 | 12.00 | 13.00 | 13.00 | 51.00 | 3 |
| 合 計 | 継続契約 | 28.00 | 27.00 | 27.00 | 27.50 | 109.50 | 6 |
| | 新規契約 | 38.00 | 38.00 | 39.00 | 39.00 | 154.00 | 6 |
| | 合 計 | 66.00 | 65.00 | 66.00 | 66.50 | 263.50 | 12 |

数量契約書 (全農一県連)

配合飼料価格差補てん数量契約書

全国農業協同組合連合会(以下「甲」という)と___ ____(以下「乙」という)は平成29年3月31 日付け配合飼料価格差補てん基本契約(以下「基本契約」という)に基づき、次のとおり契約する。

(契約対象数量)

第1条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間において契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、 「畜種別契約数量明細表」のとおりとする。

(契約の解除等)

第2条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約または基本契約に違反したときは、この契約を解除 することができるものとする。この場合において、乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常 補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむをえない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常 補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除または変更することができる。 ただし、第1条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害の発生およびその他特 別の事由がなければならない。

(契約の効力)

第3条 この契約は、甲と乙の間の基本契約が解除または解約された場合には、効力を失うものとする。

(個人情報保護法等の法令遵守)

- 第4条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都 道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。
 - 2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。
 - 3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・ 提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)および情報提供や案内にかかわる作成や 発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。

(契約対象期間)

第5条 この契約の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

上記の契約の証として、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和2年3月31日

| | 住 所 東京都千代田区大手町1-3-1 | |
|---|---------------------|---|
| 甲 | 法人名 全国農業協同組合連合会 | |
| | 代表者名 代表理事理事長 | Ð |

| | 住 所 | |
|---|------|--|
| Z | 法人名 | |
| | 代表者名 | |

印

*裏面に畜種別契約数量明細表を両面コピーしてください。

畜種別契約数量明細表(県別)

-- 畜種別契約数量明細表(当初契約)--

平成 年度 県:D1 デモ1県

| | | | | 契約数量(トン) | | | |
|------------|------|---------|---------|----------|---------|------------|----|
| 畜 種 | 区分 | 4~6月 | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 合 計 | 件数 |
| 育すう | 新規契約 | 2. 00 | 2. 00 | 12. 00 | 2.00 | 18.00 | 2 |
| 成鶏 | 新規契約 | 5. 00 | 5.00 | 5.00 | 5.00 | 20.00 | 1 |
| 肉牛 | 継続契約 | 127.00 | 122. 00 | 126.00 | 124. 50 | 499.50 | 14 |
| | 新規契約 | 55.50 | 55.50 | 57.00 | 57.00 | 225.00 | 11 |
| | 小計 | 182. 50 | 177.50 | 183.00 | 181.50 | 724. 50 | 25 |
| 乳牛 | 継続契約 | 113.00 | 102.00 | 93.00 | 102.00 | 410.00 | 13 |
| | 新規契約 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 4.00 | 1 |
| | 小計 | 114.00 | 103.00 | 94.00 | 103.00 | 414.00 | 14 |
| 豚 | 継続契約 | 117.00 | 116.00 | 112.00 | 114.00 | 459.00 | 14 |
| | 新規契約 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 10.00 | 40.00 | 1 |
| | 小計 | 127.00 | 126.00 | 122.00 | 124.00 | 499.00 | 15 |
| 合 計 | 継続契約 | 357.00 | 340,00 | 331,00 | 340, 50 | 1, 368, 50 | 41 |
| | 新規契約 | 73. 50 | 73. 50 | 85. 00 | 75.00 | 307.00 | 16 |
| | 合 計 | 430, 50 | 413, 50 | 416.00 | 415, 50 | 1, 675, 50 | 57 |

特畜種加入申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 理事長 殿

| 住 | 所 | | |
|---|---|--|--|
| 氏 | 名 | | |

ĒIJ

特畜種加入申請書

令和 年度(当初契約・下期)から配合飼料価格差補てん事業へ加入いたしたく、以下のとおり申請いたします。

- 1. 対象家畜:
- 2. 飼養頭羽数:
- 3. 経営開始年次:
- 4. 配合飼料年間使用量(予定):
- 5. 畜産経営証明資料: 畜産物販売伝票写し別添

以 上

農協記入欄

銀行口座振込依頼書

50音

全国農業協同組合連合会 御中

| | (取引部門 | 門 : | 部 | | 課) | | | | | 年 | Ξ | 月 | 日 |
|----------|---|------------------------------|--|------|----------------------------------|-------------------------------|----------------------|-----|----|--------------|-----|-------|-----|
| Ŧ | フリガナ | | | | | | | | | | | | |
| _ | 住 所 | | | | | | | | | | | | |
| | フリガナ | | | | | | | | | | | | |
| | 社 名 (商 号) | | | | | | Т | EL | | | | | |
| | 代表者 | | | | | | | | | | | | |
| | (氏名・印) - | | | | | 印 | F | AX | | | | | |
| | (1) 貴会な (2) 当社((3) なお、 | から当方に支払 店)に入金と同 記載内容に変 | われる取引代会時に代金受領と して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 | | 銀行預金口座振 は領収書の発行を ひうえ、改めて依? | 込み [、] と省略 頼書を | でお願い します :提出しま | します | | _ | | 7. [] | |
| | | | 農協 | | 支 所 | | 1.普 | 通 | | — 🗆 | 坐者 | \$号 | |
| 振込指定 | | | 銀行 | | 支 店 | 種 | 2.当 | 座 | 右 | 詰として | 7桁に | こ満た | ない |
| (店舗) | | | 金庫 | | 出張所 | 目 | 3.その | の他 | | 場合は左側に0を付加する | | | ロする |
| | | | 信組 | | | | (|) | | | | | |
| 口座名義 | (フリガナ) | | | | | | | | | | | | |
| <u></u> | け (フリガ | (ナ) | | | | | | | | | | | |
| 毛形送付先 | 任 所 | | | | | | | | | ⊤ | | - | |
| (手形払:郵送) | 宛 名 | (ナ) | | | | | | | | | | | |
| | この依頼書 | 書における情 | 報は、本会か | ら支払う | 。 際の支払先の |)登録 | および | 確認に | 使月 | 目され | ます | * | |

| ★全農(現業)記入欄★ | | | | |
|-------------|-------------|---|---------------------|-----------------|
| BS管理単位 | 機構 | ユニット | 受払コード(左詰で記入) | .) 負担 |
| | | | | 本会 |
| 登録 変更 | 削除 | | 事業 4 | 圣費 |
| *全農(経理)記入欄* | | | | |
| | 名義人(カナ | -) | | 仕向銀行 |
| | | | | |
| 運用開始 | 日(西暦) | | 手形送付先名称(カナ) | |
| | | | | |
| Ξ | 手形送付先住所(カナ) | 送付先〒 | 番号 送付先TEL | 送付先FAX |
| | | | | |
| | | | | |
| 出納担当課 | 会計担当課 | 登録依頼部 | 法人格コード | サイトコード OCM統一コード |
| 課長 担当者 処理日 | 課長 担当者 処理日 | 課長 担当者 登録依頼 年 年 | <u>額月日</u> 事業 月日 | |
| | | | 経費 | 0000 |
| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | |

(注:受払は契約印影と確認を行う)

- 130 -

配合飼料安定基金契約チェックリスト

このチェックリストを元に全ての契約書をチェックし、問題なければ契約書に 印を付けてください。すべて問題なければ下の点検欄に『済』と記入し 担当者印と責任者印を押印して、契約書とともに保管してください。

| 農協名 | | 担 |
|-----|--|---|
| 支所名 | | |

| 番号 | 項目 | 点 | 検 | 備 | 考 |
|----|--|---|---|---|---|
| 1 | 畜産経営者か * 畜産経営者とは、自己の名を持って、家畜および畜産物の生産を目的とした活動を行うことを業とする個人または法人。×グループでの契約は不可 | | | | |
| 2 | 契約日直近の畜産物の出荷伝票等証拠書類の添付があるか また、その名義は、基金契約名義と同一か | | | | |
| 3 | 国または地方公共団体の試験場および教育機関、その他類 似の機関ではないか | | | | |
| 4 | 基金加入対象畜種を確認したか *基金契約書は畜種記載必須 | | | | |
| 5 | くみあい配合飼料を購入しているか又は購入する予定があ るか | | | | |
| 6 | 補てん金未返還者リストに掲載されていないか | | | | |
| 7 | TMRの場合、「TMR全量×安定基金対象割合」の数量 が基金契約数量となっているか | | | | |
| 8 | TMRの場合、加入生産者との間で安定基金対象割合につ いて文書にて確認しているか | | | | |
| 9 | 数量契約書に飼養規模の記入はされているか | | | | |
| 10 | 数量契約書に契約印が押印されているか | | | | |
| 11 | 記載されている契約数量と安定基金システムに入力されて いる数量は合致しているか | | | | |
| 12 | 契約数量は生産者ごと個別に入力されているか | | | | |

《基金加入対象畜種》 _____

採卵鶏 · 肉用鶏 · 乳用牛 · 肉用牛 · 肥育豚 · 種豚 · うずら · 馬 · めん羊 · ヤギ その他は基金が認めた家畜(新規加入時に特畜種加入申請書の提出が必要)

*基金契約を取り交わすにあたり、農協(支所)毎に作成し、番号2の帳票を添付した数量契約書とともに保管する。

*TMRは、全量が基金補てんの対象にならない場合があります。

指定飼料会社が製造しているTMRの場合は、加水部分を除く数量が契約数量です。

指定飼料会社が基礎配のみ製造している場合は、基礎配に相当する数量が契約数量です。

責任者

担当者

配合飼料安定基金契約チェックリスト

| 農協名 | | |
|-------|--|--|
| 支所名 | | |
| 畜種 | | |
| 基金No. | | |
| 生産者名 | | |

確認者

記入者

| 番号 | 項目 | 点 | 検 | 備 | 考 |
|----|--|---|---|---|---|
| 1 | 畜産経営者か * 畜産経営者とは、自己の名を持って、家畜および畜産物の生産を目的とした活動を行うことを業とする個人または法人。×グループでの契約は不可 | | | | |
| 2 | 契約日直近の畜産物の出荷伝票等証拠書類の添付があるか また、その名義は、基金契約名義と同一か | | | | |
| 3 | 国または地方公共団体の試験場および教育機関、その他類 似の機関ではないか | | | | |
| 4 | 基金加入対象畜種を確認したか *基金契約書は畜種記載必須 | | | | |
| 5 | くみあい配合飼料を購入しているか又は購入する予定があ るか | | | | |
| 6 | 補てん金未返還者リストに掲載されていないか | | | | |
| 7 | TMRの場合、「TMR全量×安定基金対象割合」の数量 が基金契約数量となっているか | | | | |
| 8 | TMRの場合、加入生産者との間で安定基金対象割合について文書にて確認しているか | | | | |
| 9 | 数量契約書に飼養規模の記入はされているか | | | | |
| 10 | 数量契約書に契約印が押印されているか | | | | |
| 11 | 記載されている契約数量と安定基金システムに入力されて いる数量は合致しているか | | | | |
| 12 | 契約数量は生産者ごと個別に入力されているか | | | | |

《基金加入対象畜種》 =

採卵鶏 ・ 肉用鶏 ・ 乳用牛 ・ 肉用牛 ・ 肥育豚 ・ 種豚 ・うずら ・ 馬 ・ めん羊 ・ ヤギ その他は基金が認めた家畜(新規加入時に特畜種加入申請書の提出が必要)

*基金契約を取り交わすにあたり、加入生産者毎に作成し、番号2の帳票を添付した数量契約書とともに保管する。

*TMRは、全量が基金補てんの対象にならない場合があります。

指定飼料会社が製造しているTMRの場合は、加水部分を除く数量が契約数量です。

指定飼料会社が基礎配のみ製造している場合は、基礎配に相当する数量が契約数量です。

配合飼料安定基金契約移動申請書

殿

殿

令和 年 月 日

(転入先) (転出先)

(申請者) 〒 住所 氏名

Ð

このたび、私は、令和 年度第 四半期より、((一社)全国配合飼料供給安定基金、(一社)全国畜産配合 飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金)の会員又は単協と締結している契約を((一社) 全国配合飼料供給安定基金、(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金) の会員又は単協へ下記のとおり変更したく、移動申請前の数量契約書を添えて申請します。

| <u> </u> | - |
|----------|---|
| = | - |
| | _ |
| | |

1. 令和 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量

| | 数量契約先 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 年間計 | 備考 |
|----|-------------|-------|---------|-------|----------|-------|--------|
| | | | | | | | |
| 移動 | | | | | | | |
| 前 | | | | | | | |
| 契約 | | | | | | | |
| 数 | | | | | | | |
| 重 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 书名 | | | | | | | |
| 砂動 | | | | | | | |
| 後恝 | | | | | | | |
| 約 | | | | | | | |
| 数量 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | -1 | -terr 11 | 1 | |
| | 全農基金事務処理コード | 県コード | JAユード | 支所コード | 台種コード | 生産者 | ゴード |
| | | | | | | | |
| | 今日甘東致加珊ュード | 県コード | メーカーコード | 組合コード | 特約店コード | 畜種コード | 加入者コード |
| | 王日本事份処理コート | | | | | | |

(注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称と四半期別数量を記入すること。

2 移動前の畜種別四半期別契約数量が確認できるよう移動前の数量契約書の写し等を添付すること。

3 移動後の備考欄には、基金協会とすでに契約がある場合は加入者(生産者)コードを記入すること。

4 10月からの移動申請は、移動後契約数量欄の第1及び第2四半期欄に契約数量を記入しないこと。

5 本申請書を受け取った荷受組合・農協等は、写しを都道府県基金協会・県連等を通じて各基金に提出すること。

今回の基金間移動申請に当り、申請者と各基金との間の数量契約等の情報が、関係する基金及び(公社)配合飼料供給安定機構へ提供され ることに同意いたします。

本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。

98 ほろほろ鳥 20 成淵 40 ブロイラー メーロ動場※ 91 めん羊 10 育すう 80 うずら 50 肉牛 60 乳牛 70 豚 쁿 96 8 ※年度当初の移動はIAでシステム入力後、申請書を提出してください。 ♠和00年00月00日 年度第1四半期より、((一社)全国配合飼料供給安定基金)(一社)全国畜産配合 ·ている契約を((一社) 論地 今回の基金開修動申請に当り、申請者と各地会との間の数量院約等の情報が、開係する基金及び(公社)配合簡幹時給設定機構へ絶 供されるととに回顧りいたします。 加入者コー * * * * * * |個料価格安定基金、(一社)金日本配合個料価格畜産安定基金)の会員又は亚<u>昭と縮結している</u>契約を(1(配合飼料供給安定基金、(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定<u>基金</u> の会員又は単協へ下記のとおり変更したく、移動申請前の数量契約書を添えて申請します。 (注)1 数量契約方の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称と四半期別数量を記入すること。 2 移動前の畜種別四半期別契約数量込確据できるよう活動前间の数量契約第の写し等全部化すること。 3 移動後の価者欄には、基金級会ようでに受知もある場合は加入者(生産者)コードを記入すること。 4 10月からの食動申請社、教動後契約数量種の前、及び第2回半期欄に契約数量を記入したいこと 5 本申請書を受け取った前受組合・胰筋等は、写しを部道符原基金協会・県進等を通じて各基金ご提出すること。 生産者コ 高種コード 本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。 年間計 400 400 ※すでに他基金にご加入の方は現在お持ちの契約を加算しないでください。 第4四半期 (申請者) 〒 000-0000 特約店コード 畜産 牛男 **玘合飼料安定基金契約移動申請書** ××× 100 100 治種コー 殿 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量 全農基金から他基金に移動する数量のみご記入下さい。 第3四半期 (一社) 〇〇県配合飼料価格安定基金協会 理事長 組合コード × × × 100 100 支売コー 住所 氏名 殿 移動させる契約のみご記入下さい。 (前年度の全農基金との契約数量) 必ずコードをご記入下さい。 멅 △△農業協同組合 代表理事組合長 第2四半期 100 JA=-k ×××× 100 ポーメ 第1四半期 × × × 100 100 リート ゴート 小村 全農基金事務処理コード △△農業協同組合 全日基事務処理コート 《当初転出》 数量契約先 口口荷受組合 私は、 LORU, 令和 (転出元) (転入先) 移動前契約数量 移動後契約数量 にお持ちの方は、 ♣和00年00月00日 6 飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金)の会員又は単協と締結している契約金 ((一社) 全国配合飼料供給安定30条、(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金) (一社)全国畜産配合 竈地 今回の基金開修御中職に当り、中課者と各基金との間の数量限約等の資業が、開除する基金及び(公社)配合詞幹報給安定職書へ提供されるととに回影りたします。 ×××××× affially 生産者コード 全農基金の契約をすでにお持ち、 生産者コードを記入してください。 10月からの移動申請は、移動後契約数量欄の第1及び第2四半期欄に契約数量を記入しないてと。 本申請書を受け取った荷受組合・農協等は、写しを都道府県基金協会・県連等を通じて各基金に提出すること。 本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。 ※すでに全農基金にご加入の方は現在お持ちの契約を加算しないでください。 年間計 400 400 の会員又は単協へ下記のとおり変更したく、移動申請前の数量契約書を添えて申請します。 ((一社)全国配合飼料供給安定基金、 、を記入すること。 0000-000 ⊥ 第4四半期 特約店コード 全農 太郎 配合飼料安定基金契約移動申請書 ××× 100 音種コート 100 殿 他基金から全農基金に移動する数量のみご記入下さい。 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量 移動後の備考欄には、基金協会とすでに契約がある場合は加入者(生産者)= 移動前の畜種別四半期別契約数量が確認できるよう移動前の数量买約書の (一社) 000 東配合飼料価格安定基金協会 理事長 第3四半期 100 組合コード (申諸者) ×××× 100 住所 氏名 支所コ 殿 移動させる契約のみご記入下さい。 (注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称 (前年度の他基金との契約数量) 띪 第2四半期 △△農業協同組合 代表理事組合長 100 100 ××× JA = -k年度第 1 四半期より 必ずコードをご記入下さい。 第1四半期 100 ××× パーに省 100 「コート ムム農業協同組合 小門 全農基金事務処理コード 全日基事務<u>処理コード</u> 《当初転入》 数量契約先 口口荷受組合 このたび、私は、 令和 (転入先) (転出元) 移動前契約数量 移動後契約数量

基金間移動申請書の書き方(年度当初の移動)

98 ほろほろ鳥 20 戍鶏 40 ブロイラー メーロ動場※ 60 乳牛 70 豚 80 うずら 91 めん羊 10 育すう 50 肉牛 32 正
93 部
95 浴
55 第 いキ 16 副 96 6 今和00年00月00日 個料価格安定基金、(一社)全日本配合個料価格畜産安定基金)の会<u>買又は車臨と確結している契約</u>を((一社) 全国配合個料供給安定基金、(一社)全国畜産配合飼料価格安定<u>減金</u>(一社)全日本配合飼料価格畜産安定<u>変</u>金) 下期の移動は、全農基金 年度第3四半期より、((一社)全国配合飼料供給安定基金)(一社)全国畜産配合 論地 との契約数量となります。 (増減不可) 今回の基金開発動中間に当り、中間者と各基金との間の数量死約等の資産が、関係する基金及び(公社)配合詞幹根給安定機構へ提供されるとこに回顧したします。 加入者コー ××××××× 移動前の畜種別国半期別段約数量が確認できるよう移動前の数量契約書の写し等を流行すること 移動後の師警欄には、基金協会センドの実践的なる場合は加入者(注意者)コートを記入すること。 10月からの各動事業は、移動後契約整量備の第1及6項第2四半期欄に契約整量を記入しないこと。 本申書書を受け取った可要指令、農協約以よりを認道行現基金協会、県道等を通じて各基金に提出すること。 生産者コ 畜種コード 本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。 ※すでに他基金にご加入の方は現在お持ちの契約を加算しないでください。 年間計 200 400 ※下期の移動は全農のみでのシステム入力となります の会員又は単協へ下記のとおり変更したく、移動申請前の教量契約書を添えて申請します (注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称と四半期別数量を記入すること。 配合飼料安定基金数量契約移動申請書 第4四半期 (申請者) 〒 000-0000 ▲ 本部店コード 畜産 牛男 × × × 100 100 **畜種コー**] 全農基金から他基金に移動する数量のみご記入下さい。 殿 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量 必ずコードをご記入下さい。 第3四半期 (一社) 〇〇県配合飼料価格安定基金協会 理事長 × × × 支所コード 100 100 組合コ 住所 氏名 殿 △△農業協同組合 代表理事組合長 第2四半期 × × × メーローペード 移動させる契約のみご記入下さい。 (当年度の全農基金との契約数量) 00) }–⊏Al 第1四半期 × × × リート 100 ゴート 小村 △△農業協同組合 全農基金事務処理コード 全日基事務処理コード 《下期転出》 数量契約先 口口荷受組合 このたび、私は、 令和 (転出元) (転入先) 移動後契約数量 移動前契約数量 全農基金の契約をすでにお持ちの方は、 生産者コードを記入してください。 各和00年00月00日 6 飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金) の会員又は単協と締結している契修金 ((一社) 全国配合飼料供給安定30%、(一社)全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社)全日本配合飼料価格畜産安定基金) 下期の移動は、他基金と の契約数量となります。 (一社)全国畜産配合 一 口 宅 裕 竈地 今回の基金開修御中職に当り、中課者と各基金との間の数量限約等の資業が、開除する基金及び(公社)配合詞幹報給安定職書へ提供されるととに回影りたします。 ○△県□△市○○町××−△△△ * * * * * * 生産者コート 畜種コード 移動前の畜権別四半期別度約量が確認できるよう移動前の数<u>でかいまかといまでは、そこに</u> 移動後の簡素欄には、基金協会セイに交換的な必要はに加入者(注意者)ニーを記入入さたこ。 10月からの移動事業は、後勤務業額の第1及防衛223半期欄に契約教量を記入しないこと 本年報業を受け切った可要組合・農協称事よ。可と参加道作県基金協会・県道等を通じて各基金に提出すること。 ※すでに全農基金にご加入の方は現在お持ちの契約を加算しないでください。 本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。 年間計 400 200 (増減不可) の会員又は単協へ下記のとおり変更したく、移動申請前の教量契約書を添えて申請します。 ((一社)全国配合飼料供給安定基金、 0000-0000 ⊥ 第4四半期 特約店コード 全農 太郎 配合飼料安定基金契約移動申請書 ××× 音種コート 100 100 殿 他基金から全農基金に移動する数量のみご記入下さい。 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量 (一社) 000 東配合飼料価格安定基金協会 理事長 第3四半期 組合コード (申諸者) ×××× 100 100 住所 氏名 支所コ 殿 (注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称 띪 第2四半期 △△農業協同組合 代表理事組合長 移動させる契約のみご記入下さい。 ×××× 100 J-=EVI (当年度の他基金との契約数量) 必ずコードをご記入下さい。 年度第3四半期より. 第1四半期 ××× 県コード 100 ゴード 小村 △△農業協同組合 全農基金事務処理コード 全日基事務処理コード 《下期転入》 数量契約先 口口荷受組合 このたび、私は、 令和 (転入先) (転出元) 移動前契約数量 移動後契約数量

基金間移動申請書の書き方(下期の移動)

配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書

以下「甲」という)と_____(以下「乙」という)は、一般社団法人全 国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てん、ならびに異常価格差補てん、以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。 (数量契約) 第1条 甲と乙は、基金間移動による転人該当四 契約(以下「数量契約」という)を締結する。 基金間移動による転入該当四半期前および事業年度の開始前に当該年度に係る配合飼料価格差補てん数量 (契約対象数量) 令和2年度下期の数量契約はこの契約によるものとし、令和2年10月1日から令和3年3月31日における契約の対象とする 第2条 四半期別の配合飼料の数量は、下記のとおりとする。 (通常補てん積立金の納付) こは、数量契約を締結した場合は、基金が業務方法書第11条ならびに第12条の規定に基づき定める単位数量当たりの通 常補てん積立金の額に、当該四半期に係る数量契約の対象数量を乗じて得た金額を通常補てん積立金として、当該四半 期の開始前に甲または甲の委任する者に納付するものとする。 第3条 (価格差補てん金の交付) 第4条 甲は、乙に対し基金の業務方法書第19条および第21条ならびに第23条の7および第23条の9に基づき価格差補てん金を 交付するものとする。 (価格差補てん金の返還等) 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を甲に返還させることができるものとする。 第5条 3基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めることができる。 (1)廃業又は他基金への移動等の合理的な理由がなく、乙が3基金のいずれの基本契約及び数量契約の更新も行わない場合。 (2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が3基金の合計契約数量を大きく減じる場合 3. 乙が前項の返還を完了しない場合には、3基金いずれの基本契約及び数量契約も再契約に応じることはできないものとする。 4. 前2項及び3項の「3基金」とは、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及 び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金を指す。 (契約の解除等) 第6条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。 この場合乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければ ならない。 ここは、甲がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の 額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除又は変更することができる。
 ただし、第2条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害発生およびその他特別の事由がなければ ならない。
3. 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。
(1) 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、または
その他の反社会的勢力に該当する者(以下、「暴力団等)という)ではないこと
(2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと
(3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと
(4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと
(4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと
(4) 早または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙(それらの役職員を含む)が次の各号に該当した場合には、
当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。
(1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
(2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合
(第400%) たらない (契約の効力) 第7条 甲と乙の間のこの契約が解除又は解約された場合は、効力を失うものとする。 (個人情報の取扱い) 第8条 乙は、下 (契約対象期間) 第8条 下記の「個人情報の取扱い」の内容について同意するものとする。 第9条 この契約の対象期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする ただし、第2条による数量契約については、令和2年10月1日から令和3年3月31日とする。 (その他) 。 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、基金の業務方法書およびこれに基づく細則に定 めた基準を運用するものとし、その他の事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。 第10条 上記の証として本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙の要請があれば乙にすみやかに写しを渡すものとする。 令和2年8月15日

| 甲(農協等) | 住 所 法人名 代表者名 | Ð |
|--------|--------------------|---|
| 乙(生産者) | 住 所 氏 名 | Ð |

畜種:育すう、成鶏、ブロイラー、肉牛、乳牛、豚、うずら、その他

| 畜 種 | 10~12月数量 | 1~3月数量 | 合計数量 | 飼養規模 |
|-----|----------|--------|------|------|
| | | | | |
| | | | | |

(個人情報の取扱い)

乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。

(1)配合飼料価格差補てん契約の受付 (2)配合飼料価格差補てん積立金の徴収 (3)配合飼料の出荷実績の報告 (4)配合飼料価格差補てん金交付 (5)業務送行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供

(6)甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供(7)その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため

おもて面

令和2年3月15日

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 理事長殿

住所: 氏名:

ED

令和2年度配合飼料安定基金数量契約の未継続・数量減少理由についての確認書

令和2年度の配合飼料安定基金数量契約の未継続·数量減少の理由について、下記のとおり合理的な理由としての承認を申請します。

I 未継続の場合 該当する番号に〇を付けてください

1. 廃業のため(要証明書添付)

2. 他基金との契約に変更したため(契約した他基金の契約書写を添付してください)

| 基金名 | 契約年度 | 畜種 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 計 |
|-----|------|----|-------|-------|-------|-------|---|
| 全農系 | R元年度 | | | | | | |
| 畜産系 | R元年度 | | | | | | |
| 商 系 | R元年度 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |
| 畜産系 | R2年度 | | | | | | |
| 商 系 | R2年度 | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |

Ⅱ 数量減少の場合【令和元年度対比20%以上減少】該当する番号に○を付けてください

既に捺印した「配合飼料価格差補てん数量契約書」は、下記申請理由が基金により受理される までの間、もしくは受理されなかった場合でも返還対象金額を返納するまでの間、正式に契約が 成立しない仮契約扱いとなることに同意します。(仮契約とは、受理または返納までは「配合飼 料価格差補てん数量契約書」は効力を生じないという趣旨です。)

1. 規模縮小のため

| 畜種 | R元年度契約時 | 縮小後 (今契約時) | 備考 |
|-------|---------|------------|----|
| | | | |
| | | | |
| 例)採卵鶏 | 30,000羽 | 15,000羽 | |

2. 一部の契約数量を他基金へ変更したため(契約した他基金の契約書写を添付してください)

| 基金名 | 契約年度 | 畜種 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 計 | メーカー名 |
|-----|------|----|-------|-------|-------|-------|---|-------|
| 全農系 | R元年度 | | | | | | | |
| 畜産系 | R元年度 | | | | | | | |
| 商 系 | R元年度 | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |
| 全農系 | R2年度 | | | | | | | |
| 畜産系 | R2年度 | | | | | | | |
| 商 系 | R2年度 | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

うら面

おもて面の加入生産者の申請内容に、相違のないことを確認しました。

| 住 | | | 所 | : | | | | | | |
|----|-----|-----|------------|---|--|--|--|--|--|----|
| 農協 | 易名・ | ・経済 | 脊連名 | • | | | | | | |
| 指定 | 言飼料 | 补会补 | 土名 | : | | | | | | |
| 代 | 表 | 者 | 名 | : | | | | | | ED |

《生産者情報》

| 県コード | JAコード | 支所コード | 畜種コード | 生産者コード | 加入生産者氏名 |
|------|-------|-------|-------|--------|---------|
| | | | | | |
| | | | | | |

(畜種コード) 10:育すう、20:成鶏、40:ブロイラー、50:肉牛、60:乳牛、70:豚、80:うずら 91:めん羊、92:山羊、93:馬、94:猪、95:猪豚、96:鴨、97:キジ、98:ほろほろ鳥

ご注意:

- ※1 記載内容が事実に反する場合には、借入により支払われた直近2年間の補てん金(全部もしくは一部)の 返納を求められることがあります。
- ※2 本確認書により提供された個人情報は、配合飼料安定基金の事務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携 企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループ関連会社)等への提供の目的で利用します。

《JA一県連・県営業所一全農》

基金加入生産者の各種変更届(氏名・住所・畜種変更等)

| | 連絡先配 |
|-------------------------|------|
| 県 JA名 | 相当部署 |
| 中連 御中 全国農業協同組合連合会 御中 | |

生産者より下表のとおり依頼があり、調査した結果、 変更内容は適正と認められるため、申請します。

Щ

₩

変更年月日

Ш

迎回即看 記入者氏名

特記事項 ②新規 ①現行 変更内容 住所 ⊩ ⊩ ⊩ ⊩ ⊩ ⊩ ⊩ ⊩ 基金システム 生産者コード 加入生産者氏名

 個人生産者の引退等に伴う氏名変更の場合は、特記事項欄に続柄を記入してください。
 法人化や、法人経営の社名変更に伴う氏名変更の場合は、登記簿謄本(登記事項証明書)等を添付してください。 1. 加入生産者の確認のため、基金システム生産者コード及び住所は必ず記入してください。

記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増ししてご使用ください。
 この様式に記載された氏名・住所等の個人情報は、基金システム修正以外の目的では使用しません。
 写しを該当の契約書と一緒に保管しておいてください。

| / | ~ |
|--------|---|
| Ę | Ē |
| - | く |
| П ф | |
| 1 | / |

《JA一県連・県営業所一全農》

基金加入生産者の各種変更届(氏名・住所・畜種変更等)

| 県名を必ず入れてください | | 司組合 |
|--------------|-------|--------|
| | 畜産県 ▲ | 畜産農業協同 |
| | 重 | JA& |

御 御 中 中 県連 全国農業協同組合連合会 生産者より下表のとおり依頼があり、調査した結果、 変更内容は適正と認められるため、申請します。 Ш О 00年 0月 変更年月日

連絡先10123-45-6789 営農指導課 基金 一郎 担当部署 記入者氏名

| 特記事項 | 加入生産者死亡のため、契約継承 者である長男に名義変更 | 農場移転のため | 合和〇年度契約より音種変更 | 年度の涂中からは | 変更できません | | | |
|------------------|--------------------------------|-------------------------|-------------------------|----------|---------|---|---|---|
| ②新規 | 一款 | 〒999-111 畜産市花畑町3-3-3 | 肉牛 | | | | | |
| ①現行 | 莱 | 〒999-999 畜産市上下町1-1-2 | 乳牛 | | | | | |
| 変更内容 | 氏名 | 住所 | 畜種 | | | | | |
| 住所 | 〒999-999 畜産市上下町1-1-1 | 〒999-999 畜産市上下町1-1-2 | 〒999-999 畜産市上下町1-1-3 | Ŧ | Ŧ | Ŧ | Ŧ | Ŧ |
| 基金システム 生産者コード | 0123456 | 0123457 | 0123458 | | | | | |
| 加入生産者氏名 | 大友 洋 | 小林 武 | 佐藤 花子 | | | | | |

1. 加入生産者の確認のため、基金システム生産者コード及び住所は必ず記入してください。

2. 個人生産者の引退等に伴う氏名変更の場合は、特記事項欄に続柄を記入してください。

3. 法人化や、法人経営の社名変更に伴う氏名変更の場合は、登記簿謄本(登記事項証明書)等を添付してください。

4. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増ししてご使用ください。

5. この様式に記載された氏名・住所等の個人情報は、基金システム修正以外の目的では使用しません。

6. 写しを該当の契約書と一緒に保管しておいてください。

経営移譲にともなう 名義変更申請書

令和 年 月 日

○○県経済農業協同組合連合会

代表理事会長 〇〇 〇〇殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 〇〇 〇〇 殿

農業協同組合

代表理事組合長印

配合飼料安定基金契約者の名義変更について(申請)

当組合の基金契約者が、廃業(または〇〇の理由)により畜産経営を令和 年 月 日 以降、新たに〇〇〇〇に譲渡いたしましたのでご報告いたします。

これに伴い、当組合と廃業する基金契約者との間に締結した配合飼料価格差補てん基本契約及 び数量契約について、引き続き〇〇経済連(または〇〇〇くみあい飼料株式会社)からくみあい 配合飼料を供給することから、畜産経営の譲渡先への契約変更を申請いたします。

記

- 1. 対象生産者名 :
 - 住所 :

生産者コード:

2. 経営移管先

生産者名:

住所:

- 3.移管日 : 令和 年 月 日
- 4. 令和 年度契約数量

| ())/ /L | | 1 | \ |
|---------|---|---|----------|
| | ٠ | Z | σ |
| | • | n | S/ |

| 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 合 計 |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------|
| $\times \times \times$ | $\times \times \times$ | $\times \times \times$ | $\times \times \times$ | $\times \times \times \times$ |

5. 添付資料 : 事業譲渡契約書(預託契約書)の写し

配合飼料価格差補てん基本契約書・数量契約書の写し

以 上

事業譲渡契約書の例

事業譲渡契約書

有限会社〇〇〇〇(以下「甲」という)と株式会社〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、甲の 事業の譲渡につき次のとおり契約を締結する。

(目的・譲渡日)

第1条 甲は乙に対し、令和○○年○○月○○日(以下「譲渡日」という)をもって、甲の事業 (以下「本事業」という)を譲渡する。

(譲渡財産)

第2条 前条により譲渡すべき財産(以下「譲渡財産」という)は、譲渡日現在の甲の本事業に 属する資産および負債とし、その内容は本契約締結後甲乙協議のうえこれを決定する。

(譲渡価額・支払方法)

- 第3条 本事業の譲渡の対価は、〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。
- 2 前項の対価の支払方法および支払時期については、甲乙協議のうえこれを決定する。

(引渡時期)

第4条 譲渡財産の引渡時期は譲渡日とする。ただし、法令上の制限、手続上の事由により必要 あるときは甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(善管注意義務)

第5条 甲は、本契約締結後譲渡財産の引渡完了にいたるまで、善良なる管理者の注意をもって 譲渡財産の管理を行ない、譲渡財産に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、予め乙と 協議し合意のうえこれを行う。

(従業員の取扱い)

- 第6条 乙は、本事業に従事する甲の従業員を譲渡日において引き継ぐ。
- 2 従業員に関するその他の取扱いについては、甲乙協議のうえこれを決定する。

(協議事項)

第7条 本契約に規定しない事項および疑義が生じた事項については、信義に従い誠実に甲乙協 議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

| 甲 | 住所 会社名 代表取締役 | 0000 0000 0000 |
|---|--------------------|----------------------|
| | 住所 | 0000 |

| | | 0000 |
|---|-------|------|
| Z | 会社名 | 0000 |
| | 代表取締役 | 0000 |

預託契約書の例

飼養管理委託契約書

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という)と有限会社〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、飼養 管理委託について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し肥育用素豚を委託し、乙はこれを受託することとする。

(管理)

第2条 飼養管理は、甲の飼養管理マニュアルにしたがって管理する。

(委託料金)

第3条 甲は乙に対し、委託料として1頭あたり〇〇〇円を支払うものとする。

(経費負担)

第4条 経費負担区分は別途覚書にて定める。

(期限の利益喪失)

- 第5条 乙が下記に該当する場合、乙は当然に期限の利益を失ったものとみなす。
 - (1) 乙が他からの仮差し押さえ、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受け、または、公 租公課の滞納督促を受けたとき。
 - (2) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(契約の有効期限)

第6条 本契約の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。また、期間満了の1ヶ月前までに、甲・乙いずれかも書面による申し出がない場合は、さらに同一条件で1年間延長するものとしその後も同様とする。

(契約の補充)

第7条 上記定めなき事項については、甲、乙で協議し対処する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和○○年○○月○○日

| | 住所 | 0000 |
|---|-------|------|
| 甲 | 会社名 | 0000 |
| | 代表取締役 | 0000 |

| | 住所 | 0000 |
|---|-------|--------|
| Z | 会社名 | 0000 |
| | 代表取締役 | 2 0000 |

家畜譲渡契約書の例

売買契約書

○○(以下、「甲」という。)と○○(以下、「乙」という。)は、○○の売買に関し、次の 通り契約する。

(目的)

第1条 甲は、○○を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

(売買代金)

- 第2条 売買代金は、〇〇〇〇〇円(消費税込み)とする。
 - 2. 乙は、商品の引渡しを受けた日から
 日以内に、売買代金を甲の指定する銀行
 口座に振り込むものとする。なお、振り込み手数料は乙が負担する。

(引渡し)

第3条 甲は乙に対して、令和 年 月 日に、乙指定の場所において商品を引渡す ものとし、所有権は引渡しのときに乙に移転するものとする。

(契約の解除)

第4条 乙が、第2条に規定する期日までに売買代金を支払わなかったときは、甲は、通知 催告を要せず直ちに本契約を解除し、商品を引き揚げることができる。この際の商品 の引き揚げに要する費用は、全て乙負担とする。

(信義則)

第5条 甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事 項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲:住所
 氏名
 印
 乙:住所
 氏名
 印

施設賃貸借契約書の例

施設賃貸借契約書

○○(以下、「甲」という。)と○○(以下、「乙」という。)は、施設の賃貸借に関し、次 の通り契約する。

(目的)

第1条 甲が、〇〇市〇〇に所有する〇〇の施設を、乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(契約期間)

第2条 施設の賃貸期間は、令和〇〇年〇月〇日より令和〇〇年〇月〇日までの〇年間とす る。ただし、期間満了〇ヶ月前までに甲、乙いずれより何等の申し出なき場合はさら に継続するものとする。

(施設使用料)

第3条 施設使用料は月〇〇〇〇円とし、乙は毎月末までに甲に支払うものとする。

(施設の保守管理)

第4条 乙は物件の使用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって当たらなければなら ない。

(契約の解除)

第5条 甲は乙が本契約を履行しない場合は、乙に対して本契約を解除することができるものとし、これに対し乙は速やかに完全に明け渡しをしなければならない。

(信義則)

第6条 本契約に記載していない事項について疑義が生じた時は、甲、乙は信義に従い誠意 をもって協議解決するものとする。

以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲:住所
 氏名
 印
 乙:住所
 氏名
 印
商流変更申請書

(変更前農協→県連(全農))

令和 年 月 日

○○県経済農業協同組合連合会

代表理事会長 〇〇 〇〇 殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 〇〇 〇〇 殿

○○農業協同組合

代表理事組合長 印

商流変更に伴う基金契約の名義変更届(ご依頼)

このことについて、下記により申請いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 名義変更の理由 商流変更のため
 - (1)対象農協

①現行契約者 住所:

農協名: A 農業協同組合

②変更後契約者 住所:

農協名: B 農業協同組合

(2)商流

①現行 全農→○○県経済連→A 農協

②変更後 全農→○○県経済連→B 農協

(3)契約相手先生産者 〇〇 〇〇

2. 契約数量

| 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|----|
| | | | | |

3. 変更日: 令和 年 月 日

. .

4. 添付書類

(1)配合飼料価格差補てん基本契約書(写)

(2) 配合飼料価格差補てん数量契約書(写)

以上

| ※次年度の契約時には変更後の契約者が基本契約兼数量契約書を締結することになります。 | | | | | | | | | |
|---|--------|------|----------------------|--|--|--|--|--|--|
| ※この契約名義の変更について、 | 変更後契約者 | (農協) | 及び契約相手先生産者の同意を得ています。 | | | | | | |

《JA一県連・県営業所一全農》

唾 �� �

御 御 中 中

県連 全国農業協同組合連合会

(該当する内容に〇をつける)

JA & ш.

記入者氏名 担当部署

連絡先面

下表のとおり変更がありましたのでお届けします。 ш щ 併 変更年月日

| | 電話番号 | | | | | | | | | | |
|------|--------------|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|
| | 変更後の本支所等の所在地 | ± | Ŀ | ŀ | F | Ť | ŀ | ± | Ŀ | Ĩ | Ŀ |
| | 本·支所 | | | | | | | | | | |
| 頁後 | 基金 使用欄 | | | | | | | | | | |
| 変 | JA名 | | | | | | | | | | |
| | 基金 使用欄 | | | | | | | | | | |
| | 加入生産 者の有無 | | | | | | | | | | |
| 〔前〕 | 本·支所名 | | | | | | | | | | |
| 行(変更 | あって | | | | | | | | | | |
| 通 | JA名 | | | | | | | | | | |
| | JA N-L | | | | | | | | | | |

1. 配合詞料基金の契約・補てん金交付等に使用する情報ですので、合併を契機に畜産農家を畜産本部とか畜産センター等で管理することとなる場合は、変更後の本・支所欄には、生産者の住所に カカホらずに生産者を所管する畜産本部等の名称を記入してください、これにより、「契約数量明細書」や「出荷実績数量報告書」に印字される「支所」は、畜産本部等となります。

2. 記入方法は次頁の記入例を参考にしてご記入ください。

〈記入例〉

《JA一県連・県営業所一全農》

届届届 UA合 併 UA名称変更 JA支所統合

> 御中 渔中

県連

全国農業協同組合連合会



| けします。 | ш | |
|---------|-----|--|
| るお届け | Щ | |
| したのす | 争 | |
| がありま | | |
| のとおり変更が | 年月日 | |
| 下表(| 変更' | |

| _ | |
|--------|--|
| T | |
| | |
| ~ | |
| | |
| - | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| I , | |
| È | |

| _ | 番号 | -4567 | | | | | | |]† & | | -7410 | -7744 | -4456 | _ | | | |
|-------------|----------------|--------------|--------------|-----------------------------|-------|--------------|-------|----------------|-------------------------------------|----------|-------------|----------|---------------|--------------|----------------------|-----------------|---|
| | 電話 | 0421-33 | | 동추洁러중 | | | | | 関係を注記 | 70 0100 | 0615-45 | 0615-55 | 0922-35 | | ビの支所の | 11.入生産者 ジオレン | ° |
| | 変更後の本支所等の所在地 | 相良郡大和町山の手256 | | 相良利 (個料基金は本所が所管する) 等 今後の関係 | 相良和 | 飼料基金は本所が所管する | | 畜産事務は畜産本部で一括する | 有明月 畜産事務は畜産本部で一括する 等、今後0 | 下都市中国の生っ | 下都市大原12-6-3 | 下都市花山569 | 大山田郡上野町上野451 | | このような分離新設の場合は、各加入者が、 | | |
| | 本·支所 | 本所 | 閉鎖 | 野川支所 | 下野毛支所 | 閉鎖 | | | 畜産本部 | 和田支所 | 大原支所 | 山下支所 | 上野支所 | 閉鎖 | 東山片支所 | 西山片支所 | |
| 更後 | 基金 使用欄 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡 | JA名 | あけぼの | | | | | 九州みらい | | | サンライズ | | | 大山田 | | | | |
| | 基金 使用欄 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 加入生産 者の有無 | 有 | 漅 | 漅 | 嶣 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | | |
| 頁前) | 本·支所名 | 本所 | 桜ケ丘支所 | 野川支所 | 本所 | 下新城支所 | 本所 | 下川支所 | 本所 | 赤堤支所 | 大原支所 | 花畑支所 | 北上野支所 | 南上野支所 | 山片支所 | | |
| 行(変) | メ ゴード バー | 000 | 001 | 002 | 000 | 001 | 000 | 010 | 000 | 021 | 022 | 023 | 010 | 012 | 014 | | |
| 現 | JA名 | 成城 | | | 下野毛 | | 有明 | | 遠賀 | 松原 | | | 大山田 | | | | |
| | JA ゴード | 301 | | | 350 | | 280 | | 290 | 420 | | | 270 | | | | |
| | | | ∢ ⊡ 3 | 年函 | 2 | ر | 部第一 | 者驳例 | | 名载 | 死例 | ر | <u>し</u> 様 | ₫ 4 ⊡ | 函 | | ر |

1. 配合飼料基金の契約・補てん金交付等に使用する情報ですので、合併を契機に畜産農家を畜産本部とか畜産センター等で管理することとなる場合は、変更後の本・支所欄には、生産者の住所に かみおらずに生産者を所管する畜産本部等の名称を記入してください。これにより、「契約数量明細書」や「出荷実績数量報告書」に印字される「支所」は、畜産本部等となります。

2. 記入方法は次頁の記入例を参考にしてご記入ください。

《JA一県連・県営業所一全農》

基金加入生産者の所属支所変更届

県連 御中 全国農業協同組合連合会 御中

県 JA名 担当

担当部署 記入者氏名

下表のとおり変更がありましたのでお届けします。 変更年日日 年 日 日

| ロッピンド曲 | 電話番亏 | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本ゴーの | 国の法理 | Ŧ | Ŧ | Ŧ | Ŧ | Ŧ | Ŧ | Ŧ | Ŧ |
| 新所属の支所 | 支所名 | | | | | | | | |
| $\overline{\mathbb{O}}$ | 支店 コード | | | | | | | | |
| E所属の支所(旧) | 支所名 | | | | | | | | |
| ①現存 | 支店 コード | | | | | | | | |
| 生産者 | | | | | | | | | |
| 加入生産者氏名 | | | | | | | | | |

1. 記入方法は次頁の記入例を参考にしてご記入ください。

2. 特定加入生産者が、農協合併や支所統合届けのとおりに移管しないときにこの届けをご提出ください。

《JA一県連・県営業所一全農》 (記入例)

基金加入生産者の所属支所変更届

爸爸 中日 県連 全国農業協同組合連合会

県 JA名



E

下表のとおり変更がありましたのでお届けします。

0123-45-6789 0124-32-4563 0125-25-3333 電話番号 20所在地 設楽郡香美町和田789 相良郡山下町山下321 山門市大原4-5-6 山下支所 和田支所 山下支所 山下支所 大原支所 大原支所 和田支所 和田支所 山下支所 山下支所 ②新所属の支所 支所名 支きて 010 010010012 012010010 001 001 001 ①現在所属の支所(旧) 和田支所 和田支所 和田支所 和田支所 和田支所 山下支所 山下支所 大原支所 大原支所 山下支所 支所名 支きて 010 010010012012 001 001 001 001 001 ш 010135 002356 生 産 ゴ ー バ 001243 008210 001234 004693006871 002784 002531 005463 щ 舟 加入生産者氏名 鈴木次郎 中村一郎 田中三郎 伊東史郎 山田悟郎 山中六郎 海上七朗 河上鉢郎 源球朗 平重郎 変更年月日

1. 記入方法は次頁の記入例を参考にしてご記入ください

2. 特定加入生産者が、農協合併や支所統合届けのとおりに移管しないときにこの届けをご提出ください。

| 数量変更申請書 | |
|-----------------|--|
| (生産者→JA(県連・全農)) | |

(農協等)

殿

(生産者)

住所

氏名

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

- 1. 変更対象期間 : 令和 年度 第 半期 (月~ 月)以降
- 2. 変更数量および免除額

| | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 計合 |
|----------|------|--------|------|----|
| 変更数量(トン) | | | | |
| 免除額(円) | | | | |

<免除単価>

生産者積立金 : 円/トン

3. 理由 : 廃業のため

以上

※生産者が死亡(または行方不明)の場合、この様式の提出は不要です。 ※飼料会社直対の生産者の場合は全農宛ての文書とし、飼料会社に提出してください。

数量変更申請書 (JA→県連(全農))

(県連等)

殿

(農協等)

印

令和 年 月 日

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

- 1. 変更対象期間 : 令和 年度 第 半期 (月~ 月)以降
- 2. 変更数量および免除額

| | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 合 計 |
|----------|------|--------|------|-----|
| 変更数量(トン) | | | | |
| 免除額(円) | | | | |

<免除単価>

生産者積立金 : 円/トン

- 3. 添付書類
 - ·生產者別数量変更明細表
 - ・生産者からの申請書(写)
 - ・廃業証明書

配合飼料安定基金数量契約の一部変更生産者別明細表

農協名:

| 積立免除額 (円) | | | | | | | | |
|----------------------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|---|
| 日エコキノモタ州や | 舱凿舱元/ 新1 戎2 | | | | | | | |
| | - 111⊡ ∕□ | | | | | | | |
| 数量('`_) | 1-3月 | | | | | | | |
| 契約解除 | 10—12月 | | | | | | | |
| | 月6—7 | | | | | | | |
| 卡 在 | 首種 | | | | | | | |
| 中 子 子 子 | 生産有名 | | | | | | | |
| 二 [] 子 子 子 | 生産者コード | | | | | | | 令 |

※添付書類:組合長名による申請書および変更にかかわる公的証明書(廃業証明書等)を添付のこと。

廃業証明書

 生産者 : 住所

氏名

- 2. 畜種 :
- 3. 廃業年月日 : 令和 年 月 日
- 4. 理由 : ○○○のため

上記のとおり相違ないことを証明します。

〇〇〇農業協同組合代表理事組合長〇〇〇〇〇

休業証明書

- 1. 生産者
 - 住所 :
 - 氏名 :
- 2. 畜種 :
- 3.休業年月日 : 令和 年 月 日
- 4. 理由 : ○○○のため
- 5. 今後の生産見通し : 経営再開の時期については未定

上記のとおり相違ないことを証明します。

○○○農業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

飼養頭羽数減少証明書

1. 生産者

住所 :

氏名 :

- 2. 畜種 :
- 3. 飼養頭羽数 減少前 :

減少後 :

- 3. 減少年月日 : 令和 年 月 日
- 4. 理由 : ○○○のため
- 5. 今後の生産見通し : 飼養頭羽数を戻す時期については未定

上記のとおり相違ないことを証明します。

〇〇〇農業協同組合代表理事組合長〇〇〇〇〇

全国農業協同組合連合会

代表理事理事長

令和 年 月 日

殿

(県連等)

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

- 1. 変更対象期間 : 令和 年度 第 半期 (月~ 月)以降
- 2. 変更数量および免除額

| | | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 合 計 |
|---|-------------|------|--------|------|-----|
| | 変更数量(トン) | | | | |
| 免 | 生産者積立金(円) | | | | |
| 除 | 2号会員等積立金(円) | | | | |
| 額 | 合 計(円) | | | | |

<免除単価>

生産者積立金 : 円/トン

2号会員等積立金 : 円/トン

- 3. 添付書類
 - ·JA別契約数量変更明細表
 - ・JAからの申請書(写)
 - ・生産者からの申請書(写)
 - ・廃業証明書(写)

JA別契約数量変更明細表

☆安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

--- JA別数量変更明細表 ---

対象期間: 平成 年度 第3四半期 (10 ~ 12月) 県: D1 デモ1県

| | | | 1100 | | | |
|------------|-----------------|------|----------|-------------|---------|-----|
| ۲ A | 区公 | 7~9月 | <u> </u> | 1~3月 | 合 計 | 件 数 |
| 001 デモ1JA1 | 継続契約 | | -2. 00 | -2. 50 | -4.50 | - |
| | 新規契約 | | -6. 00 | -6. 00 | -12.00 | - |
| | 小 計 | | -8. 00 | -8. 50 | -16. 50 | 2 |
| | 2014 A++ +11 AL | | 000 | 6 L C | | - |
| | 継続笑約 | | -2.00 | -2. 50 | -4. 50 | _ |
| | 新規契約 | | -6. 00 | -6. 00 | -12.00 | 1 |
| | 合計 | | -8. 00 | -8. 50 | -16. 50 | 2 |

作成日: ページ:1

追加 数量変更申請書 (JA→県連(全農))

(県連等)

殿

(農協等)

印

令和 年 月 日

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

- 1. 変更対象期間 : 令和 年度 第 半期 (月~ 月)以降
- 2. 変更数量および免除額

| | | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 合 計 |
|----|----------|------|--------|------|-----|
| 当初 | 変更数量(トン) | | | | |
| 申請 | 免除額(円) | | | | |
| 追加 | 変更数量(トン) | | | | |
| 申請 | 免除額(円) | | | | |
| | 変更数量(トン) | | | | |
| 台計 | 免除額(円) | | | | |

<免除単価>

生産者積立金 : 円/トン

- 3. 添付書類
 - ·生產者別数量変更明細表
 - ・生産者からの申請書(写)
 - ・廃業証明書

| 追加 数量変更申請書 | |
|-------------------|--|
| (県連→全農) | |

全国農業協同組合連合会 代表理事理事長 令和 年 月 日

(県連等)

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

1. 変更対象期間 : 令和 年度 第 半期 (月~ 月)以降

殿

2. 変更数量および免除額

| | | | 7~9月 | 10~12月 | 1~3月 | 合 計 |
|----|---|-------------|------|--------|------|-----|
| | | 変更数量(トン) | | | | |
| 当初 | 免 | 生産者積立金(円) | | | | |
| 申請 | 除 | 2号会員等積立金(円) | | | | |
| | 額 | 合 計(円) | | | | |
| | | 変更数量(トン) | | | | |
| 追加 | 免 | 生産者積立金(円) | | | | |
| 申請 | 除 | 2号会員等積立金(円) | | | | |
| | 額 | 合 計(円) | | | | |
| | | 変更数量(トン) | | | | |
| 스크 | 免 | 生産者積立金(円) | | | | |
| 合計 | 除 | 2号会員等積立金(円) | | | | |
| | 額 | 合 計(円) | | | | |

<免除単価>

生産者積立金 : 円/トン

2号会員等積立金 : 円/トン

3. 添付書類

·JA別契約数量変更明細表

・JAからの申請書(写)

・生産者からの申請書(写)

· 廃業証明書(写)

〒000-0000 00市00町00 00 00 殿

○○農業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

配合飼料供給安定基金通常補てん積立金の納付について(ご通知)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、下記の内容にてご通知申しあげます。

敬具

| | | | | 記 | | |
|----|---------|-------|-------|--------|--------|----|
| 1. | 積立金対象期間 | : 令和 | 年度第 | 四半期(| \sim | 月) |
| 2. | 納付金額 | : | | 円 | | |
| 3. | 納付年月日 | :令和 | 年 月 | 月日 | | |
| 4. | 納付内容 | : | | | | |
| | 積立金対象数 | 量 | | | トン | |
| | 積立金単価 | | | | 円/トン | |
| | 積立金金額 | | | | 円 | |
| 5. | その他 | :積立金) | は四半期こ | ごとの納付に | なります。 | c |

| 対象期間: 平成23年度第1四半期(鼻・D0 × × × | (4-6月) JA:001 × | × | 4 | 平 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10 | × | ÷ | 年成日:2011/0 | 9/05 | ž:1 |
|----------------------------------|--------------------|------|----------------------|--|---------|---------|-------------------|-----------|-----------|
| | | | < label{lambda} | | | | 所属長印 | 経理等印 | 担当者印 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | |] | | | |
| 補てん金単価:1,050円/トン | | | | | | | | | |
| | | | 契約数量(トン) | | —— 出荷数量 | | | 補てん対象 | 補てん金額 |
| 生産者 | 畜種 | 契約区分 | $4{\sim}6$ \exists | 4月 | 5月 | 6月 | 令 | 数量(トン) | (H) |
| 154010全農太郎 | 肉牛 | 継続契約 | 150.00 | 51.260 | 53.450 | 53.850 | 158.560 | 150.000 | 157.500 |
| 154020全農次郎 | 肉牛 | 継続契約 | 256.00 | 86.250 | 85.000 | 84.300 | 255.550 | 255.000 | 268.275 |
| 154030全農花子 | 肉牛 | 継続契約 | 1.560.00 | 543.000 | 550.000 | 540.000 | 1.633.000 | 1.560.000 | 1.638.000 |
| | 乳牛 | 当初転入 | 23.00 | 7.000 | 6.500 | 7.200 | 20.700 | 23.000 | 24.150 |
| | 生産者計 | | 1583.00 | 550.000 | 556.500 | 547.200 | 1653.700 | 1.583.000 | 1.662.150 |
| 154040全農美子 | 聚 | 継続契約 | 257.00 | 88.000 | 86.500 | 85.400 | 259.900 | 257.000 | 269.850 |
| 154050全農三郎 | 乳牛 | 新規契約 | 150.00 | 51.260 | 53.450 | 53.850 | 158.560 | 150.000 | 157.500 |
| 支所計 | 肉牛 | | 1966.00 | 680.510 | 688.450 | 678.150 | 2047.110 | 1965.500 | 2.063.775 |
| | 乳牛 | | 173.00 | 58.260 | 59.950 | 61.050 | 179.260 | 173.000 | 181.650 |
| | 赅 | | 25700.00 | 88.000 | 86.500 | 85.400 | 259.900 | 257.000 | 269.850 |

四半期別配合飼料供給安定基金加入生産者出荷実績報告書

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

出荷実績報告書

※この帳票および出荷数量を証明できる伝票等は10年間保存してください。

2.515.275

2.395.500

2.486.270

824.600

834.900

826.770

2.369.00

냣칶

補てん金交付通知書 (県連(全農)→JA)

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

令和 年 月 日

〒000-0000

○○県○○市○○町○○

○○○農業協同組合 代表理事組合長 殿

○○県経済農業協同組合

代表理事理事長 〇〇 〇〇

令和 年度 第 四半期 (~ 月) 配合飼料価格差補てん金の交付について(ご通知)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ本会飼料事業におきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 年度第 四半期分の配合飼料価格差補てん金について、下記のとおり交付し ますのでご通知申し上げます。

敬具

記

| 1. | 補てん金交付額 | : | 円 |
|----|----------|-------------|------|
| | (内訳)通常価権 | 格差補てん金(不課税) | 円 |
| | 異常価権 | 各差補てん金(不課税) | 円 |
| 2. | 契約数量 | : | トン |
| 3. | 実績数量 | : | トン |
| 4. | 補てん対象数量 | : | トン |
| 5. | 補てん金単価 | : | 円/トン |
| | (内訳)通常価権 | 各差補てん金単価 | 円/トン |
| | 異常価権 | 各差補てん金単価 | 円/トン |
| | | | |

- 6. 交付日 : 令和 年 月 日()
- 7.その他
 - (1)通常価格差補てん金額は、補てん金交付金額から異常価格差補てん金額を差し引いた 金額です。
 - (2) JAにおける加入生産者への交付については、通常補てん金および異常補てん金の単価・金額を明記のうえ<u>文書にて通知</u>してください。
 - (3) 交付完了報告書を期限内に提出してください。

以 上

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

令和 年 月 日

T000-0000

補てん金交付通知書

(JA→生産者)

00市00町00

00 00 殿

○○○農業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

令和 年度 第 四半期 (~ 月) 配合飼料価格差補てん金の交付について(ご通知)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ本組合飼料事業におきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、令和 年度第 四半期分の配合飼料価格差補てん金について、下記のとおり交付し ますのでご通知申し上げます。

敬具

記

| 1. | 補てん金交付額 | : | 円 |
|----|----------|-------------|------|
| | (内訳)通常価格 | 各差補てん金(不課税) | 円 |
| | 異常価権 | 各差補てん金(不課税) | 円 |
| 2. | 契約数量 | : | トン |
| 3. | 実績数量 | : | トン |
| 4. | 補てん対象数量 | : | トン |
| 5. | 補てん金単価 | : | 円/トン |
| | (内訳)通常価構 | 各差補てん金単価 | 円/トン |
| | 異常価権 | 各差補てん金単価 | 円/トン |
| | | | |

6. 交付日 : 令和 年 月 日()

- 7. その他
 - (1)通常価格差補てん金額は、補てん金交付金額から異常価格差補てん金額を差し引いた 金額です。
 - (2) 補てん金交付日に、補てん金を受領したことを確認してください。
 - (3) 通知内容に疑義がある場合は、ご連絡ください。

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

補てん金交付報告書 (JA→県連(全農))

> 令和 年 月 日

○○県経済農業協同組合連合会

代表理事

殿

殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長

○○農業協同組合

代表理事組合長 印

配合飼料価格差補てん金交付について(報告)

貴会と本組合との間で締結した配合飼料価格差補てん基本契約第3条に基づき、貴会よ り交付された価格差補てん金を対象の生産者に交付したことを、以下のとおり報告いたしま す。

| | | | | 記 | | | | |
|----|---------|---------------|--------------|------|---|--------|----|------|
| 1. | 交付対象期間 | 令和 | 年度第 | 四半期 | (| \sim | 月) | |
| 2. | 交付金額 | | | | | 円 | | |
| 3. | 最終交付年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | | |
| 4. | 交付内容 | | | | | | | |
| | • 契約数量 | | | | | | | トン |
| | • 出荷数量 | | | | | | | トン |
| | ・ 補てん対象 | 数量 | | | | | | トン |
| | • 交付金額 | | | | | | | 円 |
| | <内訳> | 通常価格 差 | 虐補てん金 | (不課税 | として (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | | | 円 |
| | ÷ | 異常価格差 | 虐補てん金 | (不課税 | 2): | | | 円 |
| 5. | 交付単価 | | | | | | | |
| | • 交付合計單 | i価 | | | | | | 円/トン |
| | <内訳> 通 | 常価格差 | 補てん金 | 単価 | : | | | 円/トン |
| | ÷ | 異常価格差 | 虐補てん金 | :単価 | : | | | 円/トン |
| 6 | 沃什聿粨 | | | | | | | |

6. 冻付 著類

• 生産者別補てん交付明細表

生産者別補てん金交付明細表

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

--- 生産者別補てん金交付明細表 ---

メージ ニ 作成日:

000

34, 000 1, 700 35, 700

35, 700 34, 000 1, 700

000

8, 500 1, 700 25, 500

8, 500 1, 700 25, 500

籷 眯

- 捕てん金額 (円)

| 対象期間:平成29年度 第1四半期 | <u>4</u> > | 6月) | | | | | | |
|---------------------|---------------|--------------|-----------|-------|------------|--------|--------|---------|
| 県:D1 デモ1県 | | JA:001 뒷푼1J | A1 | 支刑 | f : 000 本所 | | | |
| 補てん金単価:1,700円/トン(内訳 | 新聞 | 1,700円/トン 異常 | (서/님 0 : | | | | | |
| 生産者 | 細 | 種 契約区分 | 契約数量 | | | - (| | 捕てん対象 |
| | | | (신) | 4月 | 5月 | 6月 | 습뽦 | 数量 (トン) |
| 206404 〇本 〇幸 | 肉牛 | 新規契約 | 6.00 | 2.000 | 2.000 | 1.000 | 5.000 | 5.000 |
| 206406 〇〇畜産株式会社 | 蹊 | 継続契約 | 1.00 | 0.500 | 0.500 | 0.500 | 1.500 | 1.000 |
| 222184 〇野 〇史 | 肉牛 | 新規契約 | 20.00 | 5.000 | 5.000 | 5.000 | 15.000 | 15.000 |
| 支所計 | 及 中 | | 26.00 | 7.000 | 7.000 | 6. 000 | 20.000 | 20.000 |
| | 隧 | | 1.00 | 0.500 | 0.500 | 0.500 | 1.500 | 1.000 |
| | 4 | * | 27.00 | 7.500 | 7.500 | 6.500 | 21.500 | 21.000 |

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

令和 年 月 日

全国農業協同組合連合会

代表理事理事長

殿

○○県経済農業協同組合連合会

代表理事印

配合飼料価格差補てん金交付について(報告)

貴会と本会との間で締結した配合飼料価格差補てん基本契約第3条に基づき、貴会より 交付された価格差補てん金を対象のJA等に交付したことを、以下のとおり報告いたします。

≕---

| | | | | 百巳 | | | | |
|----|---------|---------------|--------------|------|------|--------|----|------|
| 1. | 交付対象期間 | 令和 | 年度第 | 四半期 | (| \sim | 月) | |
| 2. | 交付金額 | | | | | 円 | | |
| 3. | 最終交付年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | | |
| 4. | 交付内容 | | | | | | | |
| | • 契約数量 | | | | | | | トン |
| | • 出荷数量 | | | | | | | トン |
| | ・ 補てん対象 | 数量 | | | | | | トン |
| | • 交付金額 | | | | | | | 円 |
| | <内訳>通 | 自常価格差 | É補てん金 | (不課税 | ź) : | | | 円 |
| | 星 | 具常価格 差 | É補てん金 | (不課税 | ź) : | | | 円 |
| 5. | 交付単価 | | | | | | | |
| | • 交付合計単 | 価 | | | | | | 円/トン |
| | <内訳> 通 | 常価格差 | 補てん金単 | 单価 | : | | | 円/トン |
| | 星 | 県常価格 差 | É補てん金 | 単価 | | : | | 円/トン |

6. 添付書類

・ JA別補てん交付明細表

JA別補てん金交付明細表

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

---NA別補てん金交付明細表---

作成日:2017/08/08 13:42:02 ページ:1

対象期間:平成29年度 第1四半期(4 ~ 6月) 県:D1 デモ1県 補てん金単価:1,700 円/トン(内訳 通常:1,700 円/トン 異常:0 円/トン)

| JA | 対象件数 | 契約数量 (15.) | 出荷数量 | 捕てん対象 | 捕てん金額 | | ų. B | |
|--------------------|------|---------------|---------|-----------|----------|----------|---------|--|
| | | | | 3X.= (F2) | | € | ŧ | |
| 001 <u>デモ</u> 1JA1 | 12 | 66.00 | 64.600 | 56.100 | 95, 370 | 95, 370 | 0 | |
| 002 デモ1JA2 | = | 101.00 | 135.000 | 94.000 | 159, 800 | 159, 800 | 0 | |
| 003 <i>팟</i> 푼1JA3 | = | 111.50 | 108.000 | 97.500 | 165, 750 | 165, 750 | 0 | |
| 004 デモ1JA4 | 12 | 53.00 | 57.000 | 47.000 | 79, 900 | 79, 900 | 0 | |
| 005 <i>デ</i> モ1JA5 | 11 | 99. 00 | 126.000 | 90, 000 | 153, 000 | 153, 000 | 0 | |
| | 57 | 430.50 | 490.600 | 384.600 | 653, 820 | 653, 820 | 0 | |
| | | | | | | | | |

報告日: 令和 年 月

ш

TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表

Ê

. よんし ころも ころも ころし

| | | | TMR | | | 一般配合飼料 | 合計 |
|-------------|-----------------|-------------|--------------|--------------|---------------|-------------------------------|------|
| 支所名 | 生産者名 | | 購入数量 | 安定基金 対象割合 | 安定基金 対象数量 | 購入数量 | (|
| | | 製品名 | $(\not\sim)$ | (%) | (トン) | $(\dot{\gamma},\dot{\gamma})$ | (トン) |
| | | | Θ | 3 | $3=U\times 2$ | (†) | 3+4 |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| | | | | % | | | |
| ※TMRの出荷実績報告 | ÷の際に作成し、出荷実績報告書 | 書に添けして保管する。 | | | | | |

○○農業協同組合

畜産部長 殿

××農業協同組合

畜産部長

令和 年度第 四半期配合飼料安定基金補てん交付申請について(ご依頼)

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

さて、表題の件につきまして、下記のとおり補てん対象数量の追加をご依頼申しあげます。

敬具

記

- 1. 対象生産者 : a 農場
- 2. 追加要請数量 : ×××トン
 - (1)契約数量 : 〇〇〇〇トン
 - (2) 出荷数量 : △△△△トン
 - (3) 超過数量 : ◇◇◇トン

うち、追加要請数量 ×××トン

出荷報告の修正

令和 年 月 日

○○県経済農業協同組合連合会

代表理事

殿

殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長

○○農業協同組合 代表理事組合長

印

令和 年度 四半期 (~ 月分)出荷報告の修正について

令和 年度第 四半期分の出荷報告において誤りがありましたので、事務処理要領に基づ き下記のとおり修正報告します。

記

1. 修正明細

| | 数 | 量 明 | 細 | 補 | てん | 額 |
|-----|----------|----------|--------|---------|---------|---------|
| | 当該四半期 | 当該四半期 | 補てん対象 | 補てん額の合計 | 内通常補てん金 | 内異常補てん金 |
| | 契約数量(⁵₅) | 購入数量(▷」) | 数量(▸չ) | ○○円/トン | ○○円/トン | ○○円/トン |
| ① 誤 | | | | | | |
| 2 E | | | | | | |
| 2-1 | | | | | | |
| 修正 | | | | | | |

2. 生産者別明細 : 別紙のとおり

3. 返金月日 : 令和 年 月 日 貴会へ振り込み送金しました。

以 上

*数量明細の記載は、合計数量です。

*補てん額の計算は、補てん額の合計から異常補てん額を差し引いたものを通常補てん額とします。 *端数は、円未満切捨てです。

| 表 |
|---|
| 雒 |
| 眀 |
| 別 |
| 裄 |
| 産 |
| ₩ |

| | | | 数量明細 | | | 補てん額 | |
|---------------|------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 生産者名 (コード) | | 当該四半期 契約数量(* _ン) | 当該四半期 購入数量(¹ 、) | 補てん対象 数量(^{1,}) | 補てん額の合計 円/ ¹ 、 | 内通常補てん金 円/ ¹ 、 | 内異常補てん金 円/ ¹ 、 |
| | 〔〕 誤 | | | | | | |
| | (2) 正 | | | | | | |
| () | ②一① 修正 | | | | | | |
| | ① 副 | | | | | | |
| | (2) 正 | | | | | | |
| () | ②一① 修正 | | | | | | |
| | 们 誤 | | | | | | |
| | ② 正 | | | | | | |
| () | ② -① 修正 | | | | | | |
| | ① 誤 | | | | | | |
| | 2 IE | | | | | | |
| • | ②-① 修正 | | | | | | |

《別紙》

追加交付理由等一覧表

(別紙)

都道府県・農協等別追加交付理由等一覧表

四半期 年度第 令和

| 都道府県 | 農協 荷受組合等 | 追加交 | 付理由 | 追加対象数量 | | 追加金額(円) | | 追加の経緯及びその対応 | 備考 |
|------|-------------|-----|-----|--------|-------|---------|---|-------------------|----|
| | | 番号 | 内容 | Kg | 通常補てん | 異常補てん 計 | | | |
| | | | | | | | | 1 追加の経緯を記入 | |
| | | | | | | | | 2 今後の防止策を作った場合は記入 | |
| | | | | | | | | r | |
| | | | | | | | | 1 追加の経緯を記人 | |
| | | | | | | | | 2 今後の防止策を作った場合は記入 | |
| | | | | | | | | 1 追加の経緯を記入 | |
| | | | | | | | | 2 今後の防止策を作った場合は記入 | |
| | | | | | | | | 1 追加の経緯を記入 | |
| | | | | | | | | 2 今後の防止策を作った場合は記入 | |
| | | | | | | | | 1 追加の経緯を記入 | |
| | | | | | | | | 2 今後の防止策を作った場合は記入 | |
| | 랆 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | | | | | | | |

() ()

追加・返還理由については、
 ①対象外期間数量の算入(期ずれ)、②計算ミス、③対象外品目の算入、④その他に区分して、区分ごとに内容の詳細を記載する。
 ② 追加・返還対象数量、金額は、農協等、理由の区分ごとに記載。
 3 追加・返還の経緯及びその対応は、どのようなことから、追加・返還が生じたかその原因・内容を記載するとともに、対処した内容、防止対策の指導内容等を記載する。
 4 備考欄に、返還が生じた検査の内容(会検指摘の有無、〇〇検査等)について記載。

返還理由等一覧表

都道府県・農協等別返還理由等一覧表 (別紙)

日本期 年度第 令和

| 備考 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|------------|-------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|---|--|
| 返還の経緯及びその対応 | | 1 返還の経緯を記入 | 2 今後の防止策を作った場合は記入 | 1 返還の経緯を記入 | 2 今後の防止策を作った場合は記入 | 1 返還の経緯を記入 | 2 今後の防止策を作った場合は記入 | 1 返還の経緯を記入 | 2 今後の防止策を作った場合は記入 | 1 返還の経緯を記入 | 2 今後の防止策を作った場合は記入 | | |
| | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 返還金額(円) | 異常補てん | | | | | | | | | | | 0 | |
| | 通常補てん | | | | | | | | | | | 0 | |
| 反還対象数量 | ß | | | | | | | | | | | 0 | |
| ↓ 通用 | 五容 | | | | | | | | | | | | |
| 返還交(| 番号 | | | | | | | | | | | | |
| 農協 荷受組合等 | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県 | | | | | | | | | | | | | |

() ()

追加・返還理由については、
 ①対象外期間数量の算入(期ずれ)、②計算ミス、③対象外品目の算入、④その他に区分して、区分ごとに内容の詳細を記載する。
 ①対象外期間数量の算入(期ずれ)、②計算ミス、③対象外品目の算入、④その他に区分して、区分ごとに内容の詳細を記載する。
 追加・返還対象数量、金額(は、農協等、理由の区分ごとに記載。
 追加・返還の経緯及びその対応は、どのようなことから、追加・返還が生じたかその原因・内容を記載するとともに、対処した内容、防止対策の指導内容等を記載する。
 備考欄に、返還が生じた検査の内容(会検指摘の有無、〇〇検査等)について記載。

〒000-0000

○○県○○市○○町○○

○○○農業協同組合 代表理事組合長 殿

○○県経済農業協同組合

代表理事理事長 〇〇 〇〇

令和 年度 第 四半期 (~ 月) 配合飼料価格差補てん金の追加交付について(ご通知)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ本会飼料事業におきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 年度第 四半期分の配合飼料価格差補てん金追加分について、下記のとおり 交付しますのでご通知申し上げます。

敬具

記

| 1. | 追加補~ | てん金交付額 | 〔 : | | | | | 円 |
|----|------|--------|--------------|-----|----|----|---|------|
| | (内訳) | 通常価格差 | 産補てん金 | (不課 | 税) | | | 円 |
| | | 異常価格差 | 管補てん金 | (不課 | 税) | | | 円 |
| 2. | 追加補~ | てん対象数量 | | | | | | トン |
| 3. | 補てん | 金単価 : | | | | | | 円/トン |
| | (内訳) | 通常価格差 | 達補てん金 | :単価 | | | | 円/トン |
| | | 異常価格差 | 達補てん金 | :単価 | | | | 円/トン |
| 4. | 交 付 | 日 : | 令和 | 年 | 月 | 日(|) | |

- 5. その他 :
 - (1)通常価格差補てん金額は、補てん金交付金額から異常価格差補てん金額を差し引いた 金額です。
 - (2) J Aにおける加入生産者への交付については、通常補てん金および異常補てん金の単価・金額を明記のうえ<u>文書にて通知</u>してください。
 - (3)交付完了報告書を期限内に提出してください。

追加補てん金交付通知書 (JA→生産者)

令和 年 月 日

〒000-0000

○○市○○町○○

00 00 殿

○○○農業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

令和 年度 第 四半期 (~ 月) 配合飼料価格差補てん金の追加交付について(ご通知)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ本組合飼料事業におきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、令和 年度第 四半期分の配合飼料価格差補てん金追加分について、下記のとおり 交付しますのでご通知申し上げます。

敬具

記

| 1. | 追加補~ | てん金交付 | 寸額 | : | | | | | 円 |
|----|------|-------|------------|------|-----|----|-----|---|------|
| | (内訳) | 通常価格 | 各差補 | 前てん金 | (不課 | 税) | | | 円 |
| | | 異常価権 | 各差補 | 前てん金 | (不課 | 税) | | | 円 |
| 2. | 追加補~ | てん対象数 | 汝 量 | : | | | | | トン |
| 3. | 補てん | 金単価 | : | | | | | | 円/トン |
| | (内訳) | 通常価権 | 各差補 | 前てん金 | 単価 | | | | 円/トン |
| | | 異常価権 | 各差補 | 前てん金 | 単価 | | | | 円/トン |
| 4. | 交 付 | 日 | : | 令和 | 年 | 月 | 日 (|) | |

- 5. その他 :
 - (1)通常価格差補てん金額は、補てん金交付金額から異常価格差補てん金額を差し引いた 金額です。
 - (2) 補てん金交付日に、補てん金を受領したことを確認してください。
 - (3) 通知内容に疑義がある場合は、ご連絡ください。

以 上

補てん金交付に関する事務チェックリスト

出荷報告月(7月・10月・1月・4月)

| 農協名 | | | | | 確認者 | |
|-----|----|---|-------|-----------|-----|--|
| 支所名 | | | | | 記入者 | |
| | 左由 | 牛 | 目光 第(| 日)公です | _ | |

I 今回の出荷報告は、<u>令和 年度 第 四半期(月~ 月)分です。</u>

Ⅱ 出荷報告の締切日 : システム入力 月 日

Ⅲ <u>第 四</u>半期分の補てん単価は、 <u>円</u>です。

| 番号 | 項目 | 点 | 検 | 備 | 考 |
|----|--|---|---|---|---|
| 1 | 加入生産者と飼料購入者の名が合致しているか | | | | |
| 2 | 基金へ報告する出荷実績は、基金対象外銘柄の配合飼料供 給が含まれていないか *基金対象外銘柄は、県連・県農協・指定飼料会社へ確認してください | | | | |
| 3 | 出荷実績は、出荷日が対象四半期に含まれるものか | | | | |
| 4 | 特に袋物の出荷実績は正しい数字になっているか | | | | |
| 5 | 出荷元である県連・県農協・指定飼料会社との販売実績数量 と照合し確認したか | | | | |
| 6 | 供給伝票等にある出荷数量と安定基金システムに入力した 数量は合致しているか | | | | |
| 7 | TMRの場合、「TMR購入数量×安定基金対象割合」の数量 となっているか | | | | |
| 8 | TMRの場合、「TMRの安定基金出荷実績報告に関する確 認表」などが添付されているか | | | | |
| 9 | 加入生産者へ通知する交付文書は以下の内容が記載されて いるか。 ①補てん金交付総額 ②補てん金単価(通常・異常の別) ③交付年月日 ④交付日に補てん金を受領することの確認する旨の依頼 ⑤交付文書内容についての疑義問い合わせ先 | | | | |
| 10 | 補てん金交付完了報告は提出したか * 追加補てん金があった場合は、追加補てん金分も完了報告が必要です | | | | |
| 11 | 追加申請または返金がある場合は、期日までに報告したか。 | | | | |

*基金補てん金事務をおこなう場合に作成し、出荷実績報告書とともに保管する。

*TMRは、全量が基金補てんの対象にならない場合があります。

指定飼料会社が製造しているTMRの場合は、加水部分を除く出荷実績を報告して下さい。

指定飼料会社が基礎配のみ製造している場合は、基礎配に相当する実績のみを報告ください。

全国農業協同組合連合会

畜産生産部 推進・商品開発課長殿

〒 住所 JA・会社名

申請者

印

連絡先電話番号

安定基金システム使用者申請書

安定基金システム使用にあたり下記のとおり、申込みます。

なお、申請者はシステムを適正に使用することを管理指導し、次の事項を順守することを 誓約します。

- (1) 安定基金システムに登録の生産者個人情報その他の機密を保持し正当な理由なく第三 者に漏らしません。
- (2)使用者が変更及び異動(転出)した場合は遅滞なく届出し、前任者についても上記1 の義務を順守します。

添付資料 : 安定基金システム使用者一覧

<u>安定基金システム使用者一覧</u>

」A・県連・会社名:___

| 事務所 | 住 所 | | | | | | | | |
|---|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 郵便番号 | | | | | | | | |
| 日年七月 | 电站笛巧 | | | | | | | | |
| - - - - - - - - - - - - - - - - - - - | | | | | | | | | |
| 世日日 | 包田白氏石 | | | | | | | | |
| 計画な | 巴袖白 | | | | | | | | |
| Ň | NO. | | | | | | | | |

Q&A索引

I. 安定基金の概要

1. 安定基金とは

- Q1 配合飼料安定基金とはどういう制度ですか …………2
- Q2 配合飼料安定基金はなぜ必要ですか …………2
- Q3 通常基金はどのような経過でできたのですか …………2
- Q4 異常基金はどのような経過でできたのですか …………3
- Q5 安定基金の基本的な流れはどのようになっていますか …………3
- Q6 指定飼料会社とはどこを指しますか …………4
- Q7 基金制度は加入生産者にとって魅力あるものになっていますか …………4

2. 安定基金の運営

- Q8 基金はどのように運営されているのですか …………5
- Q9 評議員会の果たす役割は何ですか ………5
- Q10 理事・監事・評議員の構成はどうなっていますか …………5
- Q11 基金の運用結果はどういう方法で生産者に報告するのですか …………6
- Q12 通常基金はなぜ「社団法人」から「一般社団法人」に変わったのでしょうか …………6
- Q13 通常基金が「社団法人」から「一般社団法人」になって、何が変わりましたか ………6

3. 安定基金システム

- Q14 安定基金システムを使用するにはどうしたらよいですか ……………7
- Q15 安定基金システムの運用時間を教えてください …………7
- Q16 どのパソコンからでも使用できますか ………8
- Q17 ウィンドウズ7のパソコンですが、「このページは表示できません」と表示されました …8
- Q18 システムを開こうとしたら「サポート対象外のブラウザです。Internet Explorer を使用してください。」と表示されました …………8
- Q19 トップ画面は開くのですが、「ログイン」ボタンを押すと画面が閉じてしまい、次の画面が 開きません …………8
- Q20 ID・パスワードを入れてメインメニューを開こうとしたら、「処理できませんでした」と 表示されました ……………9
- Q21 ID・パスワードを忘れてしまいました …………9
- Q22 人事異動により、担当者が代わりました。前任者のIDを使用してもいいですか ………9
- Q23 安定基金システムの操作方法を教えてください …………9
- Q24 蓄積された情報をエクセルで加工し、基金の事務処理に必要なデータとして活用することは できますか ……………9

- Q25 システムからPDFファイル(帳票)やCSVファイルがダウンロードできません ……10
- Q26 共用パソコンのため長時間使えない事業所や、インターネットが使えない事業所の場合は、 どうすればよいですか …………10
- Q27 県連や飼料会社が農協の代わりにシステム入力したり、進捗状況をチェックすることはでき ますか …………10

Ⅱ.契約

1. 契約全般

- Q29 基本契約とは何ですか ………16
- Q30 数量契約とは何ですか ………16
- Q31 どの契約書を結べばよいですか ………16
- Q32 契約は何kg単位から可能ですか …………17
- Q33 契約数量の決め方に制限はありますか…………17
- Q34 契約の際のシステム入力はどのようにすればよいですか …………17
- Q35 契約のシステム入力期間はいつですか …………17
- Q36 システム入力期限(3月15日)以降に契約数量等の間違いがわかった場合は、どうすれば よいですか …………17
- Q37 基金への加入対象者の要件は何ですか …………18
- Q38 畜産物の出荷伝票等とは、どのようなものを提出すればよいですか ……………19
- Q39 畜産物の販売伝票の名義と、基金契約の名義が異なる場合はどうすればよいですか ……19
- Q40 新規に畜産経営を始める生産者が基金契約を行う場合、畜産物の出荷伝票がありません。どうすればよいですか …………19
- Q41 畜産物の出荷伝票等は毎年提出しなければなりませんか …………19
- Q42 数量契約の数量は畜種別に記載が必要ですか …………20
- Q43 対象となる配合飼料は何を指しますか …………20
- Q44 対象外の飼料はどのように確認すればよいですか ……………21
- Q45 TMR飼料は対象になりますか ……………21
- Q47 契約書の飼養規模はどのように記入したらよいですか ……………21
- Q48 当初数量契約の時、数量0(ゼロ)の契約は可能ですか …………22
- Q50 年度途中での数量変更は認められますか ……………22
- Q51 全農の県本部が運営する直営農場の契約はどのようにしたらよいですか ………22
- Q52 契約時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか …………22
- Q53 安定基金の契約書に印紙は必要ですか ………25
- Q54 なぜ翌年の基金契約を前年の11月や12月頃からおこなわねばならないのですか ……… …25

2. 別途納付金

- Q55 新規加入者から徴収する「別途納付金」とは何ですか …………26
- Q56 どのような場合に別途納付金がかかるのですか …………26
- Q57 別途納付金の単価はどのように算出されるのですか …………27
- Q59 別途納付金はいつ徴収されますか ……………28
- Q61 別途納付金は生産者のみにかかり、県連・指定飼料会社や全農にはかからないのですか… …………28

3. 基金間移動

- Q64 基金間移動とは何ですか …………31
- Q65 基金間移動はどのような経緯で認められたのですか …………31
- Q66 基金間移動はいつおこなえますか …………31
- Q67 基金間移動の手続きはどのようにすればよいですか …………31
- Q68 基金間移動の際のシステム入力はどのようにすればよいですか ……………32
- Q69 基金間移動の場合の別途納付金はどのようになりますか …………33
- Q70 基金間移動に回数制限はありますか …………33
- Q71 契約数量の一部だけを移動し、転出元との契約を一部残すことはできますか …………34
- Q72 転入先基金との契約数量を増減させることはできますか …………35
- Q73 年度当初に併用生産者が行う基金間移動において、転入先基金の契約数量が増えない場合、 基金間移動はできないのですか …………35
- Q74 どのような場合に取り下げとなるのですか …………35
- Q75 なぜこのような場合に基金間移動として認められないのですか …………36

- Q76 このように取り下げを行うのは3基金共通のルールですか …………36
- Q77 取り下げとなった場合、どうすればよいですか …………36
- Q78 取り下げとなっても、生産者に不利益はありませんか …………36
- Q79 どのような場合に基金間移動が可能か教えてください …………36

- Q82 生産者が基金間移動した場合、補てん財源はどのように移動するのですか ………37

4. 借入金と80%ルール

- Q83 なぜ基金は多額の借入を行ったのですか …………43
- Q84 現在の借入金残高はいくらですか …………44
- Q85 借入金の返済はどのように行われるのですか …………44
- Q86 なぜ合理的な理由がなく「数量契約を更新しない場合」や、「契約数量を大きく減じる場合」 に、補てん金の一部を返納しなくてはいけないのですか …44
- Q87 契約数量を大きく減じる場合とはどの程度の減少のことですか …………44
- Q88 「合理的理由」とはどのような理由ですか ………44
- Q89 自家配や単味飼料、自給飼料への移行は「合理的理由」として認められますか ……45
- Q90 乳牛から肉牛といった畜種変更や、肉牛肥育から肉牛繁殖への変更により、頭数は減らない ものの、契約数量が減少する場合、「合理的理由」として認められますか …………45
- Q91 返納金額はどのように計算するのですか ………45
- Q92 前年度対比で契約数量が80%以下となる生産者ですが、借入れによる補てん金を受けた年 度の契約数量と比較すると減少しておらず、返納金額を計算しても、返納は生じないことが 分かりました。このような場合も確認書の提出が必要ですか。 …………46
- Q93 借入れによる補てん金を受けた年度より後に新規加入した生産者は、前年比で契約数量が減 少しても、返納は発生しませんが、このような場合も確認書の提出が必要ですか。 ……47
- Q94 借入による補てん金を返納しない場合、借入金の返済が完了した後も再契約できないのです か …………47
- Q95 基金加入を継続しないと補助事業に参加できないのですか ………48
- Q96 なぜ廃業した生産者に補てんした借入金を継続生産者の積立金から返済しなくてはならない のですか …………49

5. 各種変更

- Q100 年度の途中で契約者が農場の経営を移譲した場合、どのような手続きを行うのですか …51
- Q101 農場の移転に伴い、住所を変更するにはどうすればよいですか …………52
- Q102 飼料取引の農協を変更した場合(商流変更の場合)、どのような手続きを行うのですか … …………52
- Q103 農協の合併や名称変更、支所統合の処理はどうすればよいですか …………53

Ⅲ. 数量変更

1.数量変更

- Q104 年度途中での数量変更は認められますか ……………54
- Q105 数量変更の申請期限はいつですか …………55
- Q107 生産者が死亡(または行方不明)の場合、生産者から申請書がもらえませんが、どうした らよいですか…………55
- Q108 災害等の発生により数量変更を申請する場合、どのような書類を添付すればよいですか… …………55

2. 追加数量変更

- Q110 なぜ追加数量変更を認めることにしたのですか ……………56
- Q111 通常の数量変更申請の期限より前に事由が発生していた場合でも申請できますか ……56
- Q113 追加数量変更の申請を行う場合の様式を教えてください …………57
- Q114 追加数量変更のシステム入力はどうすればよいですか ……………57

Ⅳ. 積立

- Q119 異常積立金の額はどのような手続きで決定されますか …………60
- Q120 積立金はどのように生産者に通知すればよいですか ………60
- Q121 通常積立金の税務上の扱いはどうなりますか …………60
- Q122 異常積立金の税務上の扱いはどうなりますか …………60
- Q123 積立金に消費税はかかりますか …………61
- Q124 積立金の振込手数料はどこが負担しますか …………61
- Q125 積立金の遅延、立て替え、肩代わりはできますか …………61
- Q126 積立金を徴収する際、生産者に支出する奨励金と相殺してもよいですか …………61
- Q127 積立金を飼料代金に上乗せして請求してよいですか …………61
- Q128 積立金を毎四半期開始前に納入するのはなぜですか …………61
- Q129 農協は積立金について領収書を出すことはできますか………62

Ⅴ. 補てん

1. 補てん単価・金額の算出

- Q130 補てん金はどのような場合に交付されるのですか …………63
- Q131 補てんがおこなわれる場合の補てん対象数量とは何ですか …………64
- Q132 補てん金算出に用いられる通関価格や原料使用量のデータ元は何ですか …………64
- Q133 輸入原料のうち、なぜこの5原料を用いるのですか …………64
- Q134 以前は補てん単価算出にふすまが使われていましたが、なぜ除外されたのですか ……64
- Q135 異常補てん金はどのような場合に交付されるのですか …………65
- Q136 なぜ異常補てんの発動要件を直前1年間の輸入原料価格の「115%以上の値上がり」とした のですか …………65
- Q137 異常補てんの特例基準とは何ですか ………65
- Q138 なぜ異常補てんに特例基準を設定したのですか …………65
- Q140 特例による異常補てんの発動基準はどうして 123.3%にしたのですか ………66
- Q141 補てん単価を算出するのに配合飼料価格ではなく、輸入原料価格を用いるのはなぜですか … …………66
- Q142 平成26年度の基金制度の抜本見直しはなぜ行なわれたのですか …………66
- Q143 平均輸入原料価格の動きが、配合飼料価格の動きと異なるのはなぜですか………67
- Q144 補てん単価はいつ分かりますか …………67

2. 出荷実績の報告

- Q145 補てん金が発動する場合の、出荷実績報告のシステム入力はどのようにすればよいですか … …………69
- Q146 出荷実績のシステム入力期間はいつですか …………69
- Q147 TMRの出荷実績報告はどのようにすればよいですか ……………70
- Q148 契約した畜種以外の出荷実績を含めて報告してもよいですか ……………70
- Q149 生産者で複数の畜種の契約がある場合、出荷実績調整ができますか …………70
- Q150 併用生産者が基金間移動で転入した場合の出荷実績報告はどのようにするのですか …70
- Q152 四半期の出荷数量が0(ゼロ)の生産者があった場合はどのように入力するのですか …71
- Q153 出荷実績報告時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか ……71
- Q154 システム入力期限以降に出荷実績の間違いがわかった場合は、どうすればよいですか …71

3. 補てん金の交付

- Q155 補てん金はいつまでに交付しなければなりませんか ……………72
- Q157 補てん金交付報告書はいつまでに提出しなければなりませんか ……………73
- Q158 補てん金を飼料代金や積立金等と相殺することはできますか ……………73
- Q159 補てん金は課税対象ですか …………73
- Q160 補てん金の経理処理はどうすればよいですか ……………73

発行元 全国農業協同組合連合会 畜産生産部 推進・商品開発課 東京都千代田区大手町1-3-1 Tel 03-6271-8236